

令和 4 年

会津美里町議会議録

定例会 6 月会議

6 月 6 日開議～6 月 16 日散会

会津美里町議会

令和4年会津美里町議会定例会6月議会会議録目次

第1日 6月6日(月曜日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
開 議 (午前10時00分)	4
○開議の宣告	4
○諸般の報告	4
○会議録署名議員の指名	5
○議案の上程及び提案理由の説明	5
○陳情の常任委員会付託について	8
○散会の宣告	8
散 会 (午前10時23分)	8

第2日 6月7日(火曜日)

○議事日程	9
○本日の会議に付した事件	9
○出欠席議員	10
○説明のため出席した者	10
○事務局職員出席者	10
開 議 (午前10時00分)	11
○開議の宣告	11
○発言の訂正	11
○一般質問	11
堤 信也君	11
星 次君	11
村 松 尚君	21
渋 井 清 隆君	32
○延会の宣告	44
延 会 (午後3時03分)	44

第3日 6月8日(水曜日)

○議事日程	4 5
○本日の会議に付した事件	4 5
○出欠席議員	4 6
○説明のため出席した者	4 6
○事務局職員出席者	4 6
開 議 (午前10時00分)	4 7
○開議の宣告	4 7
○一般質問	4 7
小 島 裕 子 君	4 7
根 本 謙 一 君	5 9
大 竹 惣 君	7 1
長 嶺 一 也 君	8 4
○散会の宣告	9 9
散 会 (午後 3時16分)	9 9

第4日 6月10日(金曜日)

○議事日程	1 0 1
○本日の会議に付した事件	1 0 2
○出欠席議員	1 0 3
○説明のため出席した者	1 0 3
○事務局職員出席者	1 0 3
開 議 (午前10時00分)	1 0 4
○開議の宣告	1 0 4
○報告第1号の議題、説明、質疑	1 0 4
○報告第2号の議題、説明、質疑	1 0 5
○報告第3号の議題、説明、質疑	1 0 6
○報告第4号の議題、説明、質疑	1 0 7
○報告第5号の議題、説明、質疑	1 0 8
○報告第6号の議題、説明、質疑	1 1 1
○報告第7号の議題、説明、質疑	1 1 2
○承認第1号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 1 2

○承認第2号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 1 4
○承認第3号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
○承認第4号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
○承認第5号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
○承認第6号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
○議案第37号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
○議案第38号の議題、説明、質疑	1 3 7
○議案第42号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 4 2
○議案第43号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 4 3
○議案第44号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
○議案第45号の議題、説明、質疑、討論、採決	1 5 1
○総括質疑	1 5 6
○議案の常任委員会付託について	1 5 7
○散会の宣告	1 5 7
散 会 (午後 2時54分)	1 5 7

第5日 6月16日(木曜日)

○議事日程	1 5 9
○本日の会議に付した事件	1 5 9
○出欠席議員	1 6 0
○説明のため出席した者	1 6 0
○事務局職員出席者	1 6 0
開 議 (午前10時00分)	1 6 1
○開議の宣告	1 6 1
○常任委員会委員長の報告	1 6 1
○議案第36号の議題、討論、採決	1 6 2
○議案第38号の議題、討論、採決	1 6 3
○議案第39号の議題、討論、採決	1 6 3
○議案第40号の議題、討論、採決	1 6 4
○議案第41号の議題、討論、採決	1 6 4
○議員派遣の件について	1 6 5
○陳情第4号の議題、討論、採決	1 6 5
○日程の追加	1 6 6

○議案第46号ないし議案第51号、同意第1号の議題及び提案理由の説明	166
○議案第46号の議題、説明、質疑、討論、採決	167
○議案第47号の議題、説明、質疑、討論、採決	175
○議案第48号の議題、説明、質疑、討論、採決	177
○議案第49号の議題、説明、質疑、討論、採決	178
○議案第50号の議題、説明、質疑、討論、採決	180
○議案第51号の議題、説明、質疑、討論、採決	182
○同意第1号の議題、質疑、討論、採決	186
○発議第2号の議題、説明、質疑、討論、採決	187
○散会の宣告	189
散 会 (午後 零時17分)	189

定例会 6 月 会 議

(第 1 号)

令和4年会津美里町議会定例会6月会議

議事日程 第1号

令和4年6月6日(月)午前10時00分開議

諸般の報告

- ①議長の報告(出席した会議等別紙のとおり)
- ②議長の提出物の報告(別紙のとおり)
- ③説明員の報告(別紙のとおり)
- ④一部事務組合議会結果報告
 - ・会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の報告
- ⑤町長の行政報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案の上程及び提案理由の説明

第3 陳情の常任委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	渡辺葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	根本謙一君
5番	山内豪君	13番	根本剛君
6番	長嶺一也君	14番	横山義博君
7番	村松尚君	15番	鈴木繁明君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	金子吉弘君
政策財政課長	國分利則君
会計管理者	松本由佳里君
町民税務課長	猪俣利幸君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	小林隆浩君
建設水道課長	鈴木明利君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	渡部雄二君
生涯学習課長	福田富美代君
選挙管理委員会書記長（兼）	金子吉弘君
農業委員会会長	松本吉弥君
農業委員会事務局長（兼）	小林隆浩君
代表監査委員	小島隆一君

○事務局職員出席者

事務局長	児島隆昌君
------	-------

総務係長 歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（横山知世志君） ただいまから令和4年会津美里町議会定例会6月会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（横山知世志君） 日程に入ります前に諸般の報告を行います。

議長の報告、議長の提出物の報告、説明員の報告は別紙のとおりであります。

次に、一部事務組合議会結果報告を行います。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会に関する報告を2番、大竹惣君、報告願います。

大竹君。

〔2番（大竹 惣君）登壇〕

○2番（大竹 惣君） おはようございます。それでは、報告させていただきます。

会津美里町議会からは1番、櫻井幹夫議員、7番、村松尚議員が派遣されておりますが、代表して私のほうから3月会議以降の会津若松地方広域市町村圏整備組合の議会報告をいたします。なお、以降は整備組合と省略させていただきます。

5月18日午後2時30分より組合庁舎4階講堂において、整備組合議会臨時会が開催されました。案件は、管理者提出案件2件、議会側提出案件1件の計3件でありました。

初めに、このたび会津坂下町、柳津町選出の3名の議員が退任され、新たに3名の議員が選出されましたことを報告いたします。

まず、議案第8号 財産の取得についてであります。これは会津坂下消防署配備の水槽付消防ポンプ自動車を取得するに当たり、整備組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものです。契約の内容としましては、水槽付ポンプ自動車1台を5者の指名競争入札の結果、株式会社ホシノが7,073万円で落札しました。この議案第8号については、議員より、納車の予定はいつか、また更新前の車両の廃車の予定はいつかとの問いに、当局より、年度内の納車予定であり、その後に更新前の車両を廃車とする旨の答弁がありました。ほかに質疑、討論はなく、賛成全員で可決しました。

次に、承認第1号 会津若松地方広域市町村圏整備組合監査委員の選任についてであります。管理者から、議会選出監査委員でありました会津坂下町選出の山口亨議員が4月3日に任期満了となったことから、新たに猪苗代町選出の後藤公男議員を選出したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める旨の説明があり、質疑、討論はなく、賛成全員で可決いたしました。

次に、選挙第1号 会津若松地方広域市町村圏整備組合議会副議長選挙についてであります。今回の改選により3名の選出議員が退任され、その中に副議長が含まれていることから、副議長が空席

となること、また新たに3名の議員が選出されたことから、地方自治法第103条第1項及び整備組合規約第8条第2項の規定により整備組合議会副議長選挙が行われ、指名推選の結果、会津坂下町選出の五十嵐一夫議員が当選者と決定いたしました。

以上で一部事務組合議会結果報告を終わります。

なお、会議資料は議会事務局に提出してありますので、よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 次に、町長の行政報告ですが、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。

以上をもって諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（横山知世志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

13番 根本 剛 君

14番 横山 義博 君

の両名を指名いたします。

○議案の上程及び提案理由の説明

○議長（横山知世志君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

本会議に送達されました事件は、会津美里町長より報告第1号から報告第7号まで、承認第1号から承認第6号まで、議案第36号から議案第45号までの計23議案であります。

お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） おはようございます。本日、令和4年会津美里町議会定例会6月会議の開催に当たり、議員各位におかれましては、ご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます報告7件、承認6件、議案10件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、報告第1号は、令和3年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書についてであります。本件は、令和3年度当初予算において継続費の議決をいただきました郷土資料館整備事業につきまして、

繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものであります。

次の報告第2号は、令和3年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。本件は、令和4年1月会議補正予算において繰越明許費の議決をいただきました総合福祉支援事業及び令和4年2月会議補正予算において繰越明許費の議決をいただきました子育て世帯臨時支援事業並びに令和4年3月会議補正予算において繰越明許費の議決をいただきました賠償・訴訟事業ほか9事業について、繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次の報告第3号は、令和3年度会津美里町一般会計事故繰越し繰越計算書についてであります。本件は、令和2年度からの繰越事業として進めてきた森林資源活用推進事業林道開設について、工事施工箇所への唯一の道路が災害復旧工事で全面通行止めとなり、年度内の事業完了が困難となったことから、経費を翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

次の報告第4号は、令和3年度会津美里町下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。本件は、令和3年度内において事業が完了しなかった公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業について、繰越計算書を調製したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものであります。

次の報告第5号は、専決処分報告についてであります。本件は、令和4年1月18日、町内鶴野辺字広町地内において、除雪作業中、除雪車を後進させる際に、後方に駐車していた車両に接触する対物事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金85万3,750円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第6号は、専決処分報告についてであります。本件は、令和4年1月1日、町内旭寺入字花ノ川地内において、除雪作業中、除雪車を後進させる際に、排土板が小屋に接触する対物事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金47万4,100円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の報告第7号は、専決処分報告についてであります。本件は、令和4年1月18日、町内字布才地地内において、歩道の除雪作業中、除雪車を後進させる際に、シュート部が歩行者用信号機に接触する対物事故が発生いたしました。事故後、相手方と交渉の結果、賠償金44万円を町が支払うことで示談が成立したため、専決処分したものであります。

次の承認第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。本件は、会津美里町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部が改正され、令和4年3月31日に公布されました。これに伴い、会津美里町税条例について所要の改正を行い、専決処分したものであります。

次の承認第2号は、専決処分の承認を求めることについてであります。本件は、令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第17号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億

2,493万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億9,314万8,000円とすることについて専決処分したものであります。

次の承認第3号は、専決処分の承認を求めることについてであります。本件は、令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,363万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億2,191万6,000円とすることについて専決処分したものであります。

次の承認第4号は、専決処分の承認を求めることについてであります。本件は、令和3年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第6号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ768万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を31億9,327万9,000円とすることについて専決処分したものであります。

次の承認第5号は、専決処分の承認を求めることについてであります。本件は、令和3年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億5,245万1,000円とすることについて専決処分したものであります。

次の承認第6号は、専決処分の承認を求めることについてであります。本件は、令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第5号）であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ301万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,123万8,000円とすることについて専決処分したものであります。

次の議案第36号は、会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。本案は、地方税法施行令及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課に係る限度額について所要の改正を行うものであります。

次の議案第37号は、会津美里町公共施設等総合管理計画の変更についてであります。本案は、公共施設の縮減及び各種個別施設計画の策定状況等を反映し、今後の公共施設の維持管理及び利活用の方針について見直しを行うべく、会津美里町公共施設等総合管理計画を変更することについて、地方自治法第96条第2項及び会津美里町議会基本条例第8条第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第38号は、令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第1号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,022万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を122億3,622万6,000円とするものであります。

次の議案第39号は、令和4年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ675万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億4,351万9,000円とするものであります。

次の議案第40号は、令和4年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。既定

の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億9,942万9,000円とするものであります。

次の議案第41号は、令和4年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,487万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億766万7,000円とするものであります。

次の議案第42号は、財産の処分についてであります。本案は、高田工業団地内の販売用地を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

次の議案第43号は、旧会津美里町公民館及び分室解体工事請負契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次の議案第44号は、小型動力ポンプ付消防積載車購入契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

次の議案第45号は、分散勤務及び在宅勤務用パソコン端末購入契約についてであります。本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものであります。

私からは以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○陳情の常任委員会付託について

○議長（横山知世志君） 日程第3、陳情の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙陳情文書表のとおり常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙陳情文書表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午前10時23分）

定例会 6 月 会 議

(第 2 号)

令和4年会津美里町議会定例会6月会議

議事日程 第2号

令和4年6月7日(火) 午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	渡辺葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	根本謙一君
5番	山内豪君	13番	根本剛君
6番	長嶺一也君	14番	横山義博君
7番	村松尚君	15番	鈴木繁明君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	金子吉弘君
政策財政課長	國分利則君
会計管理者	松本由佳里君
町民税務課長	猪俣利幸君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	小林隆浩君
建設水道課長	鈴木明利君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	渡部雄二君
生涯学習課長	福田富美代君
代表監査委員	小島隆一君

○事務局職員出席者

事務局長	児島隆昌君
総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(横山知世志君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○発言の訂正

○議長(横山知世志君) 2番、大竹惣議員より発言の許可を求められておりますので、これを許可いたします。

2番、大竹惣君。

○2番(大竹 惣君) 昨日の一部事務組合議会結果報告の中で、承認第1号の会津坂下町選出議員であります山口議員の名前を誤読してしまいましたので、ここにおわびと訂正をいたします。山口享議員と訂正いたします。大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

○一般質問

○議長(横山知世志君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

通告第1号、11番、堤信也君。

[11番(堤 信也君)登壇]

[内容 削除]

○議長(横山知世志君) ここで11時20分まで休憩いたします。

休 憩 (午前11時05分)

再 開 (午前11時20分)

○議長(横山知世志君) 再開いたします。

次に、通告第2号、10番、星次君。

[10番(星 次君)登壇]

○10番(星 次君) 一般質問に入る前に、文字追加の許可をしていただくようお願いいたします。質問事項の3点目でございますが、3点目の公有財産の利活用についての(1)番、旧会津高田町時代にの次に「中央及び」の4文字の追加を許可して下さるようお願いいたします。

○議長(横山知世志君) 許可します。

○10番(星 次君) それでは、一般質問を行います。

1点目、山間地区の農業振興について。町長は、本町の山間地区に荒廃した耕作放棄地があまりにも多く見られたと感想を話されておりますが、この状態になるにはそれなりの問題や課題があって、

耕作を続けていくことが不可能となったわけであります。町長は、現状を見て、今後この地区の農業振興をどのようにされていくのか見解を伺います。

次に（２）、使い切れない農地を地域再生の活力源となり得る人・農地プランや農業経営基盤強化促進法が今国会で成立される見通しですが、実際には成立されたようでございますが、町はこれに伴い、地域計画を２年以内に策定するようになるが、考えを伺います。

２点目、本庁舎及び複合文化施設、通称じげんプラザの修繕における今後の対応についてであります。じげんプラザの１、２年目の点検で修繕箇所が62か所確認され、修繕が完了しましたが、今後この結末をどのようにされるつもりなのか伺います。

また、町民の方への周知が当然されると考えるが、見解を伺います。他町村と比較しても異常なくらいに修繕箇所が出ているということは、発注者である町の管理監督が不十分であったのではないかと考えるが、併せて見解を伺います。

３点目、公有財産の利活用についてであります。（１）、旧会津高田町の時代に中央及び北部地区土地改良事業による公共用地、道路敷地を町が取得したが、その当時の購入額を示してください。いまだに道路改良工事がされていないが、問題はあったのか、また当時の計画と現在の状況に変化があるかと考えるが、見解を伺います。

（２）、またこの地のほかに道路敷地として買収した残地はないのか伺います。

（３）、旧尾岐児童館跡地の利活用は今後どのようにするつもりなのか、併せて伺います。

以上です。

○議長（横山知世志君） 執行部、答弁。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 10番、星議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、山間地区の農業振興についてであります。１点目の農業振興をどのようにしていくかにつきましても、まず本町の山間地区において耕作放棄地が増加する要因としまして、平場に比べ農業者の高齢化が進んでいることや、ほ場整備の未整備区域が多いため、大型の農耕車両が進入できず、農地を耕作してくれる受け手が見つからないことなどが挙げられます。町といたしましては、山間地区にエゴマの栽培を奨励してまいりましたが、農業者の高齢化が進み、耕作面積の拡大が図られないことから、今後は関係機関と連携をし、農地所有者の意向を確認しながら、集落ぐるみで将来農地をどのようにしていきたいか、まずは行政の主導により話合いの機会を設け、地理的要件や自然条件を考慮しながら、山間地区の農業振興を地区の皆さんとともに検討していきたいと考えております。

２点目の地域計画の策定につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部が改正され、法改正の主な内容は、地域の農地利用の将来像を描く人・農地プランを地域計画として法定化するもので、来年４月からの施行が見込まれます。地域の農地を農業利用する区域は、地域計画である人・農地プラ

ンを策定するものとし、農業利用が困難な農地など保全管理を行っていく農地は、農山漁村活性化法に基づき農地の保全等により荒廃防止を図りつつ、活性化の取組を計画的に推進するための活性化計画を策定することになります。これにより、市町村は地域農業の将来の在り方について、農業者の代表、農業委員会、農地バンクなどの関係者による協議の場を設置し、農業経営基盤強化促進法の適用区域と農山漁村活性化法の適用区域を分け、農業利用する区域においては施行の日から2年間以内に地域計画を策定することになります。この地域計画の中には、具体的な区域のほかに農業の将来の在り方や、農業者ごとに利用する農用地を定め、それを図化した目標地図を作成する必要があり、目標地図の作成に当たりましては市町村からの依頼を受け、農業委員会が素案を作成するとされているため、今後は農業委員や農地利用最適化推進委員の皆様にご協力をいただきながら、農業委員会との連携を強化し、定められた期限までに地域計画が策定できるよう取り組んでまいります。また、農地の保全管理を行っていく農山漁村活性化法に基づく区域においても、国の制度を活用し、農地の保全等により荒廃防止を図りながら、山間地域の特性を踏まえて、活性化に努めてまいります。

次の本庁舎及び複合文化施設、じげんプラザの修繕における今後の対応についてであります。1点目の修繕対応につきましては、施工上の契約不適合があるときは、会津美里町工事請負契約約款及び保証基準に従い施工者が補修することになります。また、施設使用による損傷や外的要因等による不具合につきましては、町において定期保守点検等を含め施設の状況を把握し、緊急を要するものについては早急に対応するとともに、その他の修繕についても適切な時期に補修を行ってまいります。

2点目の町民への周知につきましては、本件の1、2年目点検に伴う修繕箇所について、町ホームページ等により周知を行います。

3点目の町の管理監督が不十分ではないかにつきましては、監督員及び検査員により契約内容の適正な履行がされているかを施工監理者の立会いにより実施、書面により確認し、施工不良の箇所はないかと判断したところではあります。しかしながら、1、2年目点検において62か所の修繕箇所があったことは、十分な検査確認ができたとは言えなかったため、この点においては反省し、適切に対応してまいります。

次の公有財産の利活用についてであります。1点目の1つ目、土地改良事業により取得した公共用地購入額につきましては、中央地区分として3,902万6,000円、北部地区分として821万4,842円、計4,724万842円で購入したものであります。

2つ目の工事未着手の問題と当時の計画と現在の状況の変化につきましては、北部地区土地改良事業が平成2年に計画され、平成5年より事業を実施、平成9年度に換地処分となり用地を取得しております。また、中央地区土地改良事業におきましては、平成8年に計画され、平成10年より事業を実施、平成19年度に換地処分となり用地を取得しております。その際、取得した用地については町道として認定しておりますが、前川原地区の渋滞緩和策の一環として県道バイパス用地として確保したものであり、今なお道路は計画中でありますが、道路改良には至っておりません。今後も福島県に本路

線を利用した道路計画を強く要望してまいります。

2点目の道路敷地として買収した残地につきましては、道路改良時において買収する用地の残地の状況によっては全筆購入する必要もあり、道路敷地外に残地が生じている場合もあります。その際、利用可能な残地については公園などとして整備し、有効利用しているところでもあります。

3点目の旧尾岐児童館跡地の利活用につきましては、これまで土地の草刈りを定期的を実施し、土地所有者として適切な維持管理を行っているところでもあります。今後におきましては、会津美里町公有財産利活用処分方針を踏まえ、旧尾岐児童館跡地を行政財産として有効活用ができないかを協議、検討するとともに、活用が見込めない場合においては遊休財産として整理し、貸付けまたは売却を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それでは、一定程度答弁いただきましたので、再質問をさせていただきたいと思えます。

この答弁書にあるとおり、山間地においてはやっぱり高齢化が進んでいたり、ほ場整備がなされていないと。なされていないというよりも、面積が狭くて費用対効果がないから、ほ場整備はやらないというような方針だったのです、当時です。だから、その当時やらないので、大型機械も入らない、排水も悪いということで、昭和45年から始まった減反政策の受皿として、機械が入らないために耕運機とか三本くわでやっていた時代なのです。だから、今は大型トラクターやコンバインが入って、できないから減反の平たん部の地域の受皿をずっと担ってきたのです。それが高齢化に伴って、できないからといって今度は耕作放棄地になったということでもあります。だから、これは国の施策にも関連するから、町は国の制度をやっぱり踏襲して進めてきたのが山間地の農地が荒れたということなのです。

それで、その手段としてこれからの山間地の農業振興はどうするのだといっても、町は明確な今の答弁はしていないのです。具体的にもっとはっきり言ってください。お願いします。何をどのようにしたいのか、町は。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまの星議員の再質問にお答えいたします。

具体的にどうしたらいいかということですが、まず今後の進め方なのですけれども、やはり今お話しした課題とか、そういったものは当然理解しておりますので、今後は進める上に当たってもやはり地域の方が本当にどういう農業をしたいか、どういう土地利用をしたいかということをややはり一旦話し合っていていただいて、やっぱり農業利用をしていきたいということであれば、そういったような事業というのですか、取組の事業というのはやっぱり案を持って行って皆さんと考えていきたいと。あとは、例えば農地利用ではなくて保全管理、そういったものを行っていきたいということであれば、ま

たそういった土地ですか、保全管理的なもので活用するといったような、そういったような提案をしていきたいと思います。まずは話合いが必要かなというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 今課長、話合いというのも当然出てくると思うのです。話し合わないと町が一方的にするわけにいかないで、その話合いの時期が、話合いするからといって2年も3年もやっけては駄目なのです。今年度中にやるとか、来年の作付には間に合うとかというふうにしないと、話合いを持ちますかといったって期待ばかり町は持たせて、それに応え切れない農家の人たちがいるのです。課長の考え、どのような話合いで進めていきますか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 話合いにつきましては、当然来年とか再来年という考えはありません。速やかに進めていきたいと思います。ただし、そこにはやはり町と農業委員会なり、必要があればJAの方なども入っていただいて、やはりまずは地域の方の意見を聞いて、あと例えば農地利用として活性化を図るということであれば以前やっていた中山間の利用ですとか、あとは農山村漁村の活性化のための計画をつくって補助事業なども導入するとか、そういったような事業はたくさんあると思いますので、そういうものを使いながら活性化を進めていきたいというふうには考えております。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） この地域は、基盤整備をやらないから排水が悪いのです。だから、入らないので、畑作みたいにしていかないと農地保全是できない状態なのです。段差があって棚田みたいになっていて、だから畑地にすればトラクターでうなうこともできるし、それは確保できるのです。それで、この地域の方々、毎年固定資産税の納付書が来るときに、あなたは貸しますか、どうしますかというような封筒が入ってくるのです。みんなそれぞれ貸します、貸しますと回答しているのだけれども、借手がない。あそこはもう機械入らないから借りないというような感じでそのままなのです。その現状は産業振興課として分かっているのか。違うと思うのです。だから、農地中間機構の役割とかがあるのかかわらず、マッチングしないというのは何が原因だと思いますか。私の考えで合っていますか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 当然星議員が今お話しされたような内容については理解しています。当然水田の耕作放棄地になっているような場所も、やはり水路がなかなかもう土砂で埋まって水が入ってこないとか、そういう内容的には理解しておりますし、現地も当然確認しております。そういう中で、やはり受け手の話ですけれども、これも当然条件不利地域ということでなかなかマッチングというのが難しいという現状も理解しております。ただ、そういう中で難しい難しいと言っている先にも進みませんので、そこはやっぱり何らかの打開策というのを求めて何か取り組んでいきたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 先進事例をちょっと言いますから、これ遠いところでないのです。新潟県の弥彦村、弥彦村は水田から、米から上がる収入、年間の純所得が大体計算すると10万以下なのです。私は、7万ぐらいだと思っているのですが、そこの村長さんは、これでは農業経営、農家維持はやっていけないからということで田んぼから今度は畑作に移行しているのです。その作物は何だというと枝豆ですよ、枝豆。枝豆で、弥彦村のあのちっちゃいところで1億5,000万の売上げを持っているのです。だから、今新規就農も80歳以降の方々も喜んで作付しているのです。そんなに労力かからないからといって枝豆を早期出荷するのです、どこも出ていないときに。やっぱりそういう発想の転換と、あとは首長さんの、町長のやっぱり決断力というか、本当にトップセールスというか、そういう俺はこれをやるぞという意気込みがあってからこそ成り立っていくのです。そうすると、農家の人は枝豆を一つずつ取ってなくて、機械で取れるようにして、洗浄機、その部分は町でやってくれるとか、こういうふうになるのです。だから、首長さんの考えと町の考えが、農家の考えが一致したからそうなるので、だから今後地域の方々と話合いやっていくという中でも、そういうふうないろんな考え出たときに耳を傾けてやっていただきたいなと思います。

それから、今国のほうでは農村RMOというふうな補助金、農村RMO、形成推進事業というふうなことの補助金があります。これは地域運営組織、それから地域の方々地域づくり協議会というものをつくっていただいて、それぞれにその地域をよくするためにやる補助金なのです。それで、これの先進事例、やっている事例が福島県の二本松市でもう既にやっているのです、この中山間地を利用して。やっぱりこういうところにもアンテナを高くして、事業プランでなくて、アンテナ高くして、二本松市でやっているのだから、中山間の方々やっぱり利用促進のためにもこういうのありますよ、こういうのどうですかというふうにやっぱりアドバイスしてあげるのも町の行政の仕事だと思えます。なお、近くにあるのですので、先進地に見学しに、勉強しにぜひ行ってもらいたいなというふうに思います。

それで次に、町は令和3年1月にこういうすばらしいものをつくっているのです。会津美里町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想と、こういう立派な構想をつくっていて、新たに農業経営を営もうとする青年の確保と目標は、国は1万から2万人と言っています。県が220人というふうに言っていますが、会津美里町は2人です。年間2人だけ確保します。どうですか、これを見て私もびっくりしました。2人だけです。やる気があるかないか、本当に疑いたくなります。これが構想ですよ。この構想に基づいて実施計画とか基本計画をつくるのでしょうか。これはいつできますか、この計画。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ほどのご質問についてですが、地域計画の策定についてということだと思いますが、当然地域計画を策定するに当たりましては、将来の農地というのですか、10年後

の農地を1筆ごとに将来の利用者を特定した目標地図なども作らなければいけません。そういう中で、やっぱり受け手が当然必要になります。そうしますと、受け手も当然高齢化していくわけでして、やはり新たな新規就農者とか、そういう方をどんどん育てていかないと受け手が足りなくなることは、それは目に見えていますので、そういった新規就農者とか、そういったものについては本当に力を入れていきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 課長が言うとおりのとおり、そのとおりなのです。やっぱり受け手がいないと、何も貸していても成立しないので、それで何で新地就農者が少ないかというと、もうかる農業をできないからなのです。農業でもうかっていたら、どんどん若い人はそこに飛びつきます。だから、先ほど言ったみたいに1人当たりの農業所得が何千万ぐらい上げているということだと、これは後継者が必ず来るのですが、来ないから2人になってしまうのです。目標2人になる。これだけの農地面積あったら、年間10人ぐらい確保しないとこれからは間に合わないというような、高齢化率から換算してそういうふうにししないと、今までの実績がそうだからって実績で追っていくのではなくて、もっとそういうふうな農業の長期ビジョンというか、そういうのが少ないのです。10年後の農業ビジョンをこうだとかやっていかないからこうなると思います。

それで、ここの21ページには、農業経営基盤強化促進事業によって、水田から畑地に展開するということも言っているのです。そして、この事業の推進体制というか、これもうあらゆる団体入っているのです。農業委員会をはじめ県の農林事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体とも連携して今後の10年間の目標を、計画をつくっていくというふうになっているので、やっぱりこれは本当にすばらしいものがあるので、これをもっと砕いてやってほしいなと思います。

それで、答弁書の中で、今後は関係機関というような、山間地において関係機関と連携しながらというふうに答弁になっていますが、この関係機関というのはどんな機関を想定していますか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） これにつきましてはやはり町、それから農業委員会、農地バンク、あとJA、あとは状況によりましては必要であれば土地改良区とか、そういう団体で、そこが連携をして取り組んでいきたいというふうには考えております。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それで、地区の話合いの前にこういう方々と会議を持って、こういうふうな現状でということで専門家からアドバイスを受けないと、なかなか地域に行って、ただ要望を受けてくるだけになってしまうので、やっぱりそこにプラスアルファの考えも示していかないと納得していかないというふうに思っております。

それでは、次に移りたいと思います。2点目に入ります。この答弁書によると、町において定期保

守点検等を含め施設の状況を把握してというふうになってはいますが、定期点検というのはこれ随時やっているのですか。ちょっと理解分らないのですが、これ2点目のじげんプラザの関係です。

○議長（横山知世志君） 答弁、総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） ただいまのおただしについてお答えさせていただきます。

定期保守点検といいますものは、年に1度時間をかけまして庁舎全体を確認をさせていただく点検になります。そのほか、我々職員によります点検というのは随時実施しているところでございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 年に1度、この時期的なものも、点検の時期もありますが、いつ頃やるのですか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 時期につきましては、冬場、冬期間とかはちょっとやっぱりできないことが物理的にありますので、やはり雪が解けまして、春先には実施いたしまして、そこで不具合等があればなるべく早い時期に修繕、補修をしていくというふうな考えでございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） それとあと、職員による随時というふうにはやっていますが、専門性でないの、不具合が生じたとき、ほかの職員からこれではというふうになってしまうので、やっぱりその辺はなってからでなくて、随時定期的に職員でもやらないと駄目だというふうに思っていないと、私の質問にあったとおりほかの市町村、田村市、喜多方市、南会津町はないのです。うちのこの建物だけです、62か所もあるの。そういう違いもやっぱり町民が知っていないと、何でこんなになったのと、みんながおかしいよねと思うのです。だから、町はホームページで周知しますというふうに書いてありますが、ホームページ、イコール、ホームページできない人もいるのです。だから、町の広報とホームページと両方でやっぱりみんなが分かってもらえるような、現状を知ってもらえるような形をやっぱり報告するというふうなことになるれば、もっと町は誠意を持ってやっぱりこういうふうにはやっているとというふうに思うので、その辺はぜひお願いしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） ただいまのおただしについてお答えさせていただきます。

周知の方法でございますが、まずはホームページのほうで周知を図りたいというふうには考えております。広報紙での周知も当然考えたわけでございますが、皆さんにやっぱり分かりやすく、写真等を入れてどういった現状だということを知っていただくような形でちょっと考えますと、どうしてもページ数押さえてしまうというふうなことがございます。ですので、代わりといいますか、広報紙ではなくて、写真入りのある程度図化したようなものをチラシ的に準備させていただきまして、それをそれぞれの庁舎のほうに配置させていただいて、お持ちいただくような形で進めていきたいなというふうには今のところ考えてございます。

○議長（横山知世志君） お諮りします。

間もなく昼食の時間となりますが、星議員の質問が終了するまで延刻したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、星次議員の質問が終了するまで延刻いたします。

星議員。

○10番（星 次君） ホームページだと、そういう課長が言ったみたいに簡単に載せられます。だけれども、町の広報紙にこういう修繕箇所があったということで62か所あって、それはホームページを見てもらえば分かるというような周知の仕方しないと、そうすると家族の中で、こういうのは町のホームページこうだよというふうに教えられるし、これやっぱり課長は認識していると思うのですが、莫大な金ですよ、町民の。それが修繕で要したのが62か所、まだまだ出てくると思うのです。だから、それはやっぱり町民に知らせるべきだと思います。異常です、本当。

○議長（横山知世志君） 答弁、総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおたがでございませう。私先ほど広報紙への掲載というのがなかなかちょっとページの関係上難しいというふうなお話をさせていただきましたが、今議員からご提案あったような、同じものではないにしても、ホームページで詳しく載せてございませうというふうなことにつきましては広報紙でお知らせできるかなというふうに思ひますので、その辺工夫をさせていただきますして、広報紙におきまして周知を図ってまいりたいというふうに考えてございませう。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 次に、3点目に入ります。土地の取得金額が4,724万842円ですか、これ本当に約30年近くも寝せているのです、この金額が。だから、私が聞いているのはなぜやれなかったのかというのを、何が原因だったのかと聞いているのに全然答弁がないのです。どこに問題があったのですか、できていないことは。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、ただいまのご質問でございませうが、どこに問題点ということでございませうが、今回ご質問をいただきまして、いろいろ調査をさせていただきました。この用地取得については、前川原地区の渋滞解消ということで、議員もおっしゃってましたとおり、その解消による土地の取得ということでございますが、ご存じのとおり、あそこについては住宅が密集しております。それで、今国道401号と県道の橋本一会津高田線、そしてまた県道の会津坂下一会津高田線、その3つが絡んだ道路計画、道路改修ということ今考えておるということ県の方にも確認してございませうして、それが今まだ終わっていない、計画中と申ひますのは、今構想中ということお返答をいただいておりますので、今後その辺についても継続的に県の方に対して早期の用地を利用し

た道路整備ということで要望してまいりたいというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 過去の話をする、課長は知らないけれども、県はやらないって言っていたのです。私らは私なりの考えがあって401国道を踏切まで拡幅しますから、それはやらないと言っていたのかかわらずこういう事態になって、だから県がやるって言っても計画中というふうになってしまうのです。だから、今度課長がそういう県に行ってこういうふう聞いてきたら、やっぱりこれから今後この4,720万ですか、これを寝かせていないで生かす方法を今度課長、やっていくつもりなのかどうか、ちょっとその辺課長の考えをお願いします。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 確かに用地を取得しまして大変長い間そのままの状態にしておりまして、その合計でいいますと今大体4,700万円以上のお金がずっと今のところ眠ったままということでありまして、大変その辺については我々も重く受け止めております。それを重く受け止めつつ、その用地については実際今回現地に行って調査をしてまいりました。しかし、あそこの用地については道路以外に当然利用は不可能であろうと思います。それ以外の利用方法ということであるかなということで現地を見てまいりましたが、それ以外については利用は不可能であろうということで思いますので、引き続き県道、そしてまた国道を絡めました道路整備ということで県、そしてまた町と双方で協議をして、今後有効活用していきたいというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 課長も分かる通り、今401国道は前川原地域、安田前まで、あそこまで拡幅になったわけです。これも町と議会と歩調を合わせて陳情した結果が安田橋からあそこまで拡幅になったのです。今度そこから、拡幅から踏切まで今まだ陳情の要望も出しているわけです。議会としても今回もやりました。だから、両方って恐らく県ではやらないと思うのです。その辺をちょっと課長は電話でなくて出向いて、本当にやる気あるのかどうかということをお教えてください。

それと、町長に1つやっていただきたいのは、町長も県会議員であって、県の事情を分かっていると思うので、その内容を踏まえまして県に行ったときでも土木部のほうに話されて、やっぱりこれをどうするのか、やるのかやらないかというふうに、やっぱりこれを県ではやらないとは言わないと思うのですけれども、それをずっと30年も、これから10年先も残しておかれても困るし、その辺の考え方を課長と町長をお願いします。

○議長（横山知世志君） 町長、答弁。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきます。

あの地区の改良については、町としても懸案であったというふうに思っております。建設事務所、また県庁ともいろいろ話す機会がありまして、その中では課長も同席していますけれども、一緒にあそこの地区の改良については私も強く要望していますし、あそこで狭くなってしまうから、

早くやってほしいということは常々申し上げているわけですが、踏切が絡んだということで県としてもなかなか今JRとも協議をしながら進めているということで、なかなかちょっと時間がかかっているという状況でありますけれども、町としてもあの緩和するためにはあそこの改良というのは当然必要なことですから、これからも強く検討、協議をして前に進むようにしていきたいというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） この土地についてはどうですか、この道路……

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきます。

今回の星議員の質問で、改めてあの土地が存在したことを確認させていただきました。その中で、今課長申し上げましたとおり、調べる中でそういった状況があったということです。これについては私も県とはまだ話ししておりませんので、あの土地の利用、課長が申し上げましたとおり、道路以外に考えられないのかなというふうに思います。そういった中で、あそこが例えば抜けるとすればいい迂回路もできるわけありますので、そういったことも含めて県と協議をしてみたいというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 以上で質問を終わります。

○議長（横山知世志君） これで星次君の質問は終わりました。

ここで1時10分まで昼食のため休憩します。

休 憩 （午後 零時08分）

再 開 （午後 1時10分）

○議長（横山知世志君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第3号、7番、村松尚君。

〔7番（村松 尚君）登壇〕

○7番（村松 尚君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

1点目に、コロナ禍でのこれからの対応についてであります。新型コロナウイルス感染症の重症化予防のため、各自治体において新型コロナワクチンの接種を行っておりますが、3年目に入った現在でも完全終息には至っていない状況です。会津美里町においても4月以降、少数ではありますが、学級閉鎖などを行った学校もありました。家庭においては受験生の子供を持つ保護者をはじめ、幼児を持つ保護者の方々が買物などの外出に際し、感染対策をしっかりとしなければならない状況がしばらく続くと推察します。一方、国では屋外などで2メートルの距離を取ればマスクなしでも会話が可能であるなど、夏に向けて熱中症対策も含めた議論がされています。そこで、次のことについて伺います。

1点目、小中学校において、今後のマスクの着用の対応について。

2点目、気温の上昇につれて熱中症のリスクも高まってくると推察するが、夏に向けての対策を伺います。

次に2番目に、学校給食についてであります。今年度より新築された給食センターが稼働しています。この施設は、新鶴地域にあった給食センターと高田地域に合った給食センターが1つになり運営を行っていますが、今年度に入り、保護者の方々から味つけやおかずの内容についてお話を伺うことが複数回ありました。学校給食は、子供たちの学校生活での楽しみの一つであり、給食を見詰める子供たちの笑顔は町の宝であると考えことから伺います。

1点目、新しい施設となったことで学校給食の内容に変化はあったのか。

2点目、地元の食材はどの程度活用されているのか。

3番目の質問になりますが、今般の社会状況についてであります。2月のロシアによるウクライナ侵攻から世界的に人、物、金の流れが大きく変化しつつあります。昨年からの原油高が始まり、国においても原油元売各社に対して補助金を支給しておりますが、高止まりの状況のまま推移しています。また、ロシアに対する経済制裁の影響やウッドショックによる建築資材の高騰、半導体不足による納車の遅れなどを含め、国内外に様々な生活不安の要素が発生しております。その中で一番大きな影響は、生活必需品の値上げであります。そこで、町の考えを伺います。

1点目、昨今の原油高、生活必需品の値上げを受け、非課税世帯や多子世帯、高齢者世帯に対しての補助制度を実施する必要性があると考えますが、町の考え方は。

2点目、未来の会津美里町を担う高校生や大学生に対しての支援制度の拡充が必要であると考えますが、町の考え方は。

4問目ですが、EV車用充電施設の考え方とこれからについてであります。3月会議において、EV充電施設は町内にゼロか所、今後については前向きに検討するとの答弁をいただいたが、次のことについて伺います。

1点目、観光案内所や公共施設に設置することで、観光客が充電中に町内をレンタサイクルなどで散策する足がかりになると考えることから早急な設置が必要と思うが、町の考え方を伺います。

2点目、公用車のハイブリッド車、EV車の導入についての考えを伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） ここで執行部の答弁を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 7番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

なお、コロナ禍でのこれからの対応についての1点目、小中学校における今後のマスク着用の対応、学校給食について及び今般の社会状況の2点目、支援制度の拡充につきましては教育長から答弁しま

すので、よろしくお願いいたします。

初めに、今般の社会状況についてであります。1点目の非課税世帯や多子世帯、高齢者世帯に対する補助制度の実施につきましては、今般国においてコロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が取りまとめられ、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、令和4年度課税情報を利用した低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付及び住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金事業が盛り込まれたところであり、町といたしましては、これらの給付金事業について、対象者の方々へ迅速かつ適切な給付ができるよう手続を進めてまいります。

次のEV車用充電施設の考え方とこれからについてであります。1点目のEV充電施設の早急な整備につきましては、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の国内新車販売台数に占める割合は年々増加しており、今後も自動車メーカーの各社より様々な電気自動車等の販売が予定されております。EV車用充電施設の整備につきましては、電気自動車等の普及が急速に進んでおりますので、観光の振興や環境への配慮も含めて、充電施設の設置は必要であると考えております。充電器につきましては、現在普通充電と急速充電の2種類があります。普通充電の場合は、バッテリーに満充電する時間は5時間以上必要になります。導入費用は30万円台から最大でも100万円程度で設置することができ、ランニングコストは故障が少ないため、電気料金以外の大きな費用を必要としないのが特徴です。主な設置場所としましては、自宅、事務所、商業施設、スーパー、宿泊施設、レジャー施設などで、スーパー等では駐車時間での継ぎ足し充電に多く使用されております。急速充電により充電する時間は、30分程度でバッテリー容量の80%まで充電することができ、導入費用につきましては設置場所により大きく変わりますが、最低でも450万円程度は必要になります。ランニングコストにつきましては、保守等のメンテナンスの費用や、普通充電よりも充電設備の故障の頻度が高いことから、電気料金以外に年間で30万円以上の費用が発生します。主な設置場所としましては、高速道路のサービスエリア等々や道の駅などであり、充電施設の設置に際しましては、観光振興の視点と利用者のニーズ、普通充電と急速充電のメリットとデメリット、国の補助制度などを考慮しながら前に取り組んでまいります。

2点目の公用車の導入につきましては、ハイブリッド車をはじめとする低公害車を導入し、低燃費車両の導入による環境への配慮やエコカー減税による経費節減に取り組んでいるところであります。本年度に購入する公用車につきましても、カーボンニュートラルの実現に寄与した車両を導入してまいります。なお、EV車の導入につきましては、EV車が持つ性能やメリット等を踏まえ、導入時期について検討してまいります。

私からは以上であります。

○議長（横山知世志君） 教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 7番、村松議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、コロナ禍でのこれからの対応についてであります。1点目の小中学校における今後のマスク着用の対応につきましては、これまで同様マスクの着用は基本的かつ効果的な感染防止対策であることから、十分な身体的な距離が取れる運動時などを除き、あらゆる場面でマスクを着用するよう各学校で指導してきたところであります。今後も基本的な感染防止対策としてのマスク着用については変更ありませんが、去る5月24日に文部科学省より示された学校生活における児童生徒等のマスク着用についてに基づき、十分な身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合や体育の授業においてはマスクの着用が不要であることなど、特に夏季におけるマスク着用の留意点について、各学校で適切に対応するよう通知したところであります。

2点目の夏に向けての対策につきましては、熱中症のリスクが高い夏場は下校時、十分な距離が取れるときはマスクを外すよう、特に小学校低学年など自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子供には積極的に声をかけるなど、熱中症対策を優先するよう学校を指導してまいります。また、気温、湿度や暑さ指数が厳重警戒、または危険レベルにあるときは、熱中症などの健康被害が発生するおそれが高いため、校庭や体育館での遊びのほか、各種行事や部活動においても熱中症の危険度を適切に判断し、活動制限または禁止するなど、各学校に熱中症等の事故防止を図るよう指導してまいります。

次の学校給食についてであります。1点目の新しい施設となったことで学校給食の内容に変化があったのかにつきましては、今年3月まで新鶴学校給食センター勤務の栄養技師が引き続き新しい学校給食センターに勤務しており、従前のおり文部科学省の定める学校給食摂取基準を踏まえ、これまでどおり安心、安全でおいしい給食の提供に努めております。新しい学校給食センターとなり、安心、安全への対応をより高めた施設であることや、新しい調理機器導入のメリットを十分に生かしながら、これまで以上に安心、安全でおいしい給食の提供に努めてまいります。

2点目の地元の食材はどの程度活用されているのかにつきましては、主食である米については福島県学校給食会を通じて全て会津美里産のコシヒカリを使用しております。また、納豆、豆腐、コンニャク、みそは全て町内で製造されたものを使用しております。野菜についても町内の旬のものを可能な限り購入しており、令和3年度の実績では野菜全体量の約2割程度となっております。

次の今般の社会状況についてであります。2点目の支援制度の拡充につきましては、昨今の新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響により物価高騰の傾向が続いており、経済的にも厳しいものになっていると認識しておりますが、経済状況は個々に違うため、現段階では一律的な支援等を実施する考えはございません。しかしながら、町の奨学資金は年度途中の追加募集を行っており、経済状況の変化に応じてご活用いただけるよう改めて制度の周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 一定程度の答弁いただきましたので、再質問させていただきます。

学校でのマスク着用についてであります。確かに文科省のほうより着用の基準が示されたと、それに伴って夏場のマスク着用については通知を出しているとのこと……

○議長（横山知世志君） もう少しマイク近づけて。

○7番（村松 尚君） すみません。各学校に適切に通知をしているというお話でありました。夏場、これから夏という、確かにマスクのせいで暑くなる部分もありますが、一方ではエアコンの導入も進んでおりますので、そういったところで教室内での比較的適度な温度管理という部分はできるのかなと、私自身もそこは考えているところでありませうけれども、今後国からの、文科省さんからの当然指針があってこそそのマスクの判断というのは、段階的な部分というのは今度出てくるのでしょうかけれども、当面は今までどおり基本的なところではマスクをするということで、そこについては変わりはないということをごちゃと教えていただきたいです。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

答弁でも申し上げましたけれども、マスクの着用というのはやっぱり基本的な感染予防対策として非常に重要でございますので、室内においては基本的にこれまでどおりの対応を進めてまいりたい。ありがたいことに冷房等の設備も整っておりますので、十分に感染症対策を講じてまいりたいと思っておりますが、一方屋外の活動につきましては、これも答弁で申し上げましたけれども、十分な身体的距離を取れない場合を除いては、運動の、スポーツの場面だったり、それから体育の授業だったりというようなところではマスクは外すように指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 村松委員。

○7番（村松 尚君） コロナ禍と言われるものが少しでも早く収束していただくことが子供たちにとってもマスクというものを外すきっかけになるのかなとは思っておりますので、これは少しでも早く収束することを願いながら、1問目は終わらせていただきます。

次に、学校給食についてでありますけれども、先ほどお話伺いました。学校給食、基本的には内容的なものの変化はないということでお話はあったのですが、実際学校給食に今出している中で、給食に対する例えば子供たちに対してアンケートであったりみたいなものというのは行ったりはしているものですか。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

子供たちの声を聞くのは大変重要なことだというふうに考えておりますので、学校の栄養技師が中心となって学校を巡回して給食の喫食時に子供たちから感想を聞いたり、それから時を捉えてアンケートみたいなものを実施しながら声を吸い上げる努力はしているというふうに承知しております。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 子供たちからのアンケートの内容みたいなものというのは、おおむね良好だというような結果なのでしょうか。どのような判断方式、聞き取りだけなのか、それともペーパー式でやっているのか。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまのご質問でございますが、アンケートの内容につきましては現在手元ございませんので、この場でちょっと即答はできないところでございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 一応ペーパーでやっているのだけれども、ただ回答ができないというお答えでいいのですか。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） アンケートをやっているのですが、詳細についてこの場でお答えすることは、今手元に資料がございませんので、お答えできませんということでございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 何かアンケートで、こういうような感じのアンケートを子供たちに出しているのだというものがあればぜひ、後日でもいいので、資料みたいなを見せていただくとありがたいなと思います。

それで、今回保護者の方々からお話を伺ったのが非常に多かったのは食材が少し変化したような感じだと。具体的なその変化というのが何なのかというと、例えば豚肉の比率が、鳥肉の比率が少し多くなったとか、食材の中身のほうのあれが少し変わった、少しバランスが変わったようなことをちょっとお話何名かの方から伺ったのです。それが果たして今回の、昨今の生活用品の値上げとかが反映されているのか、今当然食材費は町からの負担という形で多分、ではなかったですか。そうですね。食材は多分町からの負担でやっていると思うのですけれども、実際その中で食材費が足りないとか例えば厳しいとか、そういうような状況というのは今年に入ってあたりというのは、その辺はどうですか。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

今食材費についてのおただしがありましたけれども、食材費についてはこれは全て学校給食法上も含めて保護者負担というふうな形になっております。それで、教育委員会で定めた学校給食費については、食材高騰の影響も今後出てくるかもしれませんが、現在のところは食材のやりくりなんかも含めて工夫をしながら、よりよい給食の提供に努めているという給食センターからの話であります。現実的に今豚肉から鳥肉に変わっているものが多いのではないかとご指摘ありましたが、それについては給食費を少しでも抑制するための工夫として、そういう食材の置き換えなどが行われる可能性はございます。ということで、今後とも情勢を見ながら献立を工夫して、食材費の高騰に対する対策

を取っていくことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 失礼しました。食材費が保護者負担でしたね。そうしますと、これから仮に値上げが様々なところで進んでくると、様々なものが、給食の内容自体が大幅に、大幅と言うとおかしいかもしれませんが、大分変化する可能性がある。やはり原則として食材費は保護者負担というふうになってはいるのですけれども、簡単に値上げができるようなものでもないですし、保護者の方々に当然ご理解いただかなければならないものなのでしょうけれども、ただやはり子供たちが楽しみにしている、給食というのはやっぱり学校生活の中で楽しみにしているものの一つだと思うので、できるだけやっぱり、これは現実問題アイデアだけではなかなか難しいと思うのです。ただ単に結局数字合わせと言うとおかしいですが、購入できるものがもう限られてしまえば、金額が決まっていますから、買えるものも決まってしまうし、そういったところで町としてもやはり何らかの力の入れ方、学校給食に対しての力の入れ方というのも、当然今教育長からお話いただいたように、いろんなところで様々なものを工夫しながら鋭意努力されていることは非常によく理解できますけれども、実際問題子供たちがやはり笑顔になってくれるような、わくわくするような、そういったやはり献立というものを少しでも目指していけるような、そういうようなものをぜひお願いしたいのですけれども、その辺についての考え方を少し教えてください。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答え申し上げます。

今ご指摘いただきましたとおり、やっぱり子供たちの楽しみにしている給食ですから、質を担保しながら、安全、安心でおいしい給食の提供というのを目指さなくてはならないということでございますので、今後も工夫しながら努めますが、ご指摘いただいたとおり、食材費高騰のあおりでなかなかやっぱり学校給食会計がままならないというような状況になれば、町としても何らかのやっぱり施策を検討していかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） ぜひともあまり長く考えずに、決断は早めのほうがいいと思いますので、町からの何らかの支援であるのか何らかの施策であるのかという部分、そこら辺は少しでも早めに方向性を見つけていただければありがたいなと思います。

では、2点目の地元の食材ということでお伺いしたところ、お米に関しては基本的に全て、あと納豆、豆腐、コンニャク、みそというものは町内の製造であると。また、野菜に対しても全体の2割程度ということであります。大きく多分購入しなければならないものというやはりお肉とか魚とか、そういったものが大きいのかなと思うのですけれども、野菜の全体量の2割というのは比較的隣町村の例えば給食センターの運営の状況から見ても、比較的高いほうの、比率的には高いほうの水準な

のかどうか、その辺いかがでしょうか。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 近隣市町村の地場産品の活用度合いについては十分承知上げる情報ではございません。申し訳ございませんけれども、福島県全体としては半数近く、福島県内のものは5割近く採用されているというふうには伺ってはおります。したがって、これは野菜だけにかかわらず、お米などを含めた部分でその程度というのは承知しておりますが、私の個人的な感覚で申し上げれば、当然学校給食で必要とする野菜というのはやっぱり旬のものを 사용합니다けれども、やっぱりどうしても町内で取れない部分も結構ございますので、そういう意味では給食センターとしてはできる限り町内産のものを採用できるように努力しているというふうには思っております。やっぱりその量が十分でなかったりと、季節的に合わなかったりという部分ございますので、その辺は最大限の努力をしてみたいということしか申し上げられないのかなというふうには思っているところでございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） あとは最後には、本来であれば地元の農家さんから購入するのであれば、少しでもやっぱり付加価値だったりという部分もあるのでしょうかけれども、なかなか多くのを購入しようと思ったらどうしても値段的にも抑えなければならぬ部分もあると思いますし、そういったところではご苦労もあるものと思いますので、これはなかなか結論は出にくいのかなと思います。これからぜひとも少しでも子供たちが笑顔になってもらえるような、子供たちがわくわくするような、そういった給食をぜひ作っていただけるようお願いいたします。それでは、2問目は以上で終わります。

3問目に入らせていただきます。今回の、今般のコロナ禍の状況でのご答弁いただきました。国においての臨時特別給付金、これは低所得の子育て世代であったり、住民税の非課税世帯というところの支援策が盛り込まれています。町としても迅速に給付ができるように進めていきたいというお話でしたけれども、これは国の施策でありますけれども、会津美里町としてのカラーというものは何か盛り込んでいるものはございませんでしょうか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 今ほどの村松議員の再質問についてお答えさせていただきます。

町独自のカラーということでご質問でしたが、今現在、昨年度から引き続き行っております同じような非課税世帯の給付金を継続してやっております。今回4年度の町民税均等割額非課税世帯が新たに国のほうで追加となった形でございます。あと、町長申し上げたとおり、子育て世帯の生活支援事業ということで、これも昨年度前半のほうで国の施策としてやっております。このような事業をやっておりますので、町としてさらに煩雑になってしまっってはちょっと対応できないので、今のところ町として新たな町独自のそういった世帯に対する支援というのは現在のところ考えていないというところでございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 確におっしゃられるとおり、煩雑になっても仕方ないなと思う部分もありますので、ただ国からの制度をしっかりと落とし込んだ段階において、例えばワントempo少しずらした段階でも町独自の何か支援制度みたいなのを政策として上げていくというのも一つの考え方ではあると思いますので、そういったところもこれから先まだまだ不透明な状況が続くと思いますので、そういったところを注視しながら町民の方々が、多子世帯も含め、高齢者の方も含めですけれども、町民の方々がやはり町内で生活できるような、そういうようなぜひとも支援制度みたいなものを必要なときに必要なスピードで対処していただきたいなと、そこはお願いしたいなと思います。

では、1点目はこれで結構ですけれども、2点目の未来の子供たちの拡充制度ということで、現段階では考えていないというお話でございました。私が考えるに今回の様々なものの値上げ、生活必需品を含めた値上げというものは特にやはり大学生、昨年であればエール事業みたいなものを行って大学生の方々に応援をしたと。ただ、これは好評いただいたというお話もいただいていますので、そこはよかったなと思うのですけれども、やはり今年も特にこれから夏休みとか長期的に休みになる子供さん、町内であれば小中学生のお子さんであったり、高校生もそうですけれども、そういったやっぱり子供たち、また町外に出て、やはりいずれはこの会津美里町を背負ってくるための勉強をしていただいている、やっぱりそういった大学生の人たちに対するエール事業、昨年同様のエール事業みたいなものが必要ではないかとも思うのですけれども、そういったものに対しての考え方を少し教えてください。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまエール事業についての再質問でございますが、おとし議員おただしのとおりエール事業を実施しまして、123名の方からご利用いただいたところでございます。当然おとしとはコロナの状況等も違いますので、おとしはなかなか緊急事態宣言ということもありまして買物に行けない学生があったりとか、そういったところで現在と状況が違うところではありますが、エール事業におきましてはそういった物資を届けるだけではなくて、町長のメッセージを添えて送っておりますので、遠く離れた学生に対してふるさとのよさを再認識してもらうような役目も果たしておると思いますので、今後につきましては経済状況なんかを踏まえて判断してまいりたいと思います。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） これはもう大学生だけにかかわらず、今回のこの支援というのはやはり、今回はもうコロナ禍だけではないのです。やっぱり生活必需品の値上げといったもので、テレビなどでもやっていたけれども、メディア等々でもあるように例えばポテトチップが買えたものがちょっとなかなか手が出しにくくなったとか、そういった話もやはりテレビに出ていたりするのです。ただ、そこに今度夏休みと、町内であれば小中学生、高校生であれば夏休みというものが今度入ってきます。

大学生というのはまだ前期、後期ということでこちら動きが変わりますけれども、これから町を担っていく子供たち全てはやっぱり町の宝だと思いますので、これはもう間違いないことなのです。いずれ子供たちを粗末にしてしまえば絶対町は滅びてしまいます。子供たちがやはり大変なときにどういった支援をしてもらっているか、町がどれだけやはり応援してもらったのかという部分を気持ちの中にとどめてもらう上でも、こういったときだからこそやはり支援が必要だと思うのですけれども、今ほどお話しいただいたのは大学生に対してのエール部分という部分でしたけれども、町内の例えば、これは線引きせざるを得ないと思います。全てが全てやれというわけでもないですけれども、それはできればそれにこしたことはないですけれども、町内の子供たちに対しての考え方を教えてください。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまのご質問でございますけれども、町内の子供への支援、私ども教育委員会でございますので、教育的な部分での支援はございますけれども、直接いわゆる養育に係る部分というのは就学援助制度等に限られておりますので、これの申出があれば、私どもとしては基準に照らし合わせながら、随時認定をしながら支援をしてまいりたいというふうには考えてございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 奨学金の支援の制度なのですけれども、こちらのほうについては年々やはり教育費、奨学金を借りる人の比率というのは非常にやっぱり高くなっていっているのも実情です。私も子育ての親として思いますけれども、私立は抑制している、大学関係は。公立は逆に少し上がりぎみになってきている、なかなか抑制が利かないというのを先日大学のセミナーでちょっと伺いました。そういったところでやはりいずれ町に戻ってきてやろうと、やる気があるというような子供に対して、やはり奨学金の拡充、その拡充というのはどういうふうな枠組みでやるか。金額の拡充なのか、拡充と一口に言っても様々捉え方がありますけれども、現在町で出している奨学金よりも拡充するというお考えというのは今後いかがなものでしょうか。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 奨学金制度につきましては、答弁させていただいたとおり、現在の奨学金制度について年度途中でのお申出も受けることが1度できますので、それについて十分広報した上でご利用いただきたいと思っておりますが、一方ではこれはやはり借入金ができるということでございますので、将来の返還が必要な部分でございますので、これを無理に借りて将来苦勞したくないというふうな昨今の学生の思いもございまして、本来資金源に、財源に余裕があれば給付型ということも当然考えられるわけですが、現在のところそこまで今踏み込んで検討している状況ではございません。今後町全体のやっぱり若者支援等の施策の中で、皆さんで議論していくものではないかなというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 給付型は、これはなかなか難しいと思うのです。やはり出すばかりだとどう

してもいずれも財源が枯渇することは目に見えているので、どうしてもやっぱり貸与型にせざるを得ないと思うのですけれども、ただどうしても町から、それは町からの金額で足りるから町から奨学金を借りようという考え方、これは様々なところで借入れする上での考え方なのかもしれないですけれども、もう少し町自体で今組んでいる枠組み、その金額ですね、上限幅というものをもう少し広げるといふところの目線というのはいかがですか。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまの再質問でございますが、やはり議員おただしのとおり、貸与額の増額については返還が当然必要になってまいりますので、慎重に検討してまいりたいと思います。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 慎重に検討していただくこともいいのですけれども、やはり上限が低いとどうしてもやっぱり選択肢の中から外れてしまう部分もありますので、逆に言うと困るのは2つも3つも貸与するのがやっぱり大変になるわけです。例えば銀行から借りる、町からも貸与を受けるとするのは非常になかなか大変な部分で、それがやはりある程度一本化になっていけばというのは結局は枠ですよ。借りれる上限枠というものをある程度見据えることが必要なのかなとは思っていますので、これは大学に通っている間にかかる費用であったり、そういったものを総体的に見ながら、町としてできる範囲の枠という部分の広げ方、拡充策というのですね、金額の上限をもう少し段階的に増やしてやれるような、そういったものをぜひお願いしたいと思うのですけれども、そういったところの考え方という部分ではいかがですか。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） 奨学金についての再質問でございます。現在は、高校生であれば月額1万2,000円、大学生であれば月額3万円と学校の種別によって金額が決まっておりますが、その月額、月の貸与金につきましては近隣町村の額なんかを改めて検討して、額が適正なのかどうか速やかに検討してまいりたいと思います。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） 近隣町村の動向を見据えずに、ぜひとも会津美里町としてはこういうふうに応援するといふところをぜひ見せていただけるよう期待してお願いいたします。

それでは、最後のEV車用の充電施設のお話でありました。お話伺ったとおり、答弁いただいたとおり、実際30万円から100万円程度で設置することができるというお話でありました。これは、考え方が色々視点がありまして、実際その費用対効果という部分も当然出てくる部分であります。そういった観光施設にそういう装置をつけたことによって確かに見ていただいても、充電している間にどのくらい町内にお金を使っただけか、それが設置と多分バランスになってくるとは思うのですけれども、そういったところでやはり必要になってくるのはもう少し、実際のところこの庁舎にも当初

は設置計画がありました。今町長のほうから答弁いただいたときに、国の補助制度などもありますから、前向きに判断していただけるということですのでけれども、実際どの程度のスピードと言うとおかしいですけれども、先を見据えた上でお考えいただけるのか、今年度中なのか次年度中なのか、その辺のお考えちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 答弁、総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） ただいまのおたがしでございしますが、公共施設、いわゆるこの本庁舎の敷地内にEVステーションといいますか、充電施設については、確かに議員おっしゃるとおり、この庁舎を建設する際に一応話としてあったのは事実でございまして、そのときはちょっと実現に至らなかったわけですが、やはり今現在の電気自動車の発達によりまして、かなり需要としては高まってきているのかなというふうに感じているところでございます。そういった事情と今後の導入の見通しなんかも含めて、庁内で検討してまいりたいというふうには考えております。ただ、今までの従来ある公用車をまだ使えるものであるにもかかわらず、やはりそれを新しいもの、EV車等に替えていくというのはなかなかちょっと問題があるのかなというふうにも思っておりますので、なるべく古い車両から定期的にしっかり入れ替えて、町として、事業所としてもやっぱり地球温暖化対策に対する責務というものがございまして、そういった責務をしっかりと果たしてまいりたいというふう考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 村松議員。

○7番（村松 尚君） ありがとうございます。

それでは最後に、本年度購入する公用車についてもというお話がありました。ちなみに、今年度公用車を何台入替える予定でいらっしゃるのか教えてください。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 今年度の公用車の導入の予定でございしますが、全部で3台ほど購入予定でございまして、1台につきましては、ハイブリッド車を導入予定でございまして、残りの2台につきましてはエコカーというふうなことで、エコカー減税に対応し得る車両を購入する予定でございまして。

○議長（横山知世志君） これで村松尚君の質問は終わりました。

ここで2時10分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 1時59分）

再 開 （午後 2時10分）

○議長（横山知世志君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、通告第4号、9番、渋井清隆君。

〔9番（渋井清隆君）登壇〕

○9番（渋井清隆君） 通告に従い3問質問させていただきます。1問目、3月会議の町長答弁につ

いて。会津宮川土地改良区の理事、理事長の就任についてであります。令和4年定例会3月会議における町長答弁の中で、理事は組合員でない者からの選任でありますと述べている。そうすると、員外理事と理解いたします。そこで伺います。

1点目、員外理事の定義。

2点目、員外理事は個人として選任されたのか、または法人の代表として選任されたのか。

3点目、法人、いわゆる町は役員の被選任権を有するのか。

4点目、町から土地改良区に対する賦課金の支出の有無。

2問目、入札参加資格要件の変更について。令和4年4月18日公告、会津美里町公告第14号、令和4年5月10日、旧会津美里町公民館及び分室解体工事、制限付一般競争入札が執行された。その入札に当たり、入札参加資格要件について、令和3年度以前においては建設工事の種類ごとに分けられ入札執行されてきた。しかし、令和4年5月10日執行の入札は、解体工事であるにもかかわらず入札参加資格要件が解体一式工事の総合評点値が650点以上の者から土木一式工事の総合評点値が650点以上の者に変更され、一本化されています。そこで伺います。

1点目、入札参加資格要件が変更された理由。

2点目、登録内容と所在区分における業者の数、土木工事一式、解体一式の別。

3点目、入札の結果、応札者数。

4点目、入札参加資格要件の変更に伴い業者からの問合せの有無。

5点目、今回の入札は入札制度改革によるものなのか。

6点目、今後における解体工事の入札参加資格要件の見直しの考えの有無。

3問目、庁舎等の工事に係る施工管理者等の責務について。庁舎及び複合文化施設建設工事監理業務は平成31年2月14日に完了し、成果物を添え引き渡され、同年5月に供用開始されているが、いまだに不具合が生じ、修繕が継続されています。そこで、完成後の修繕に関わる内容等の説明について要請をしたところ、令和4年3月29日、同年4月19日の2回にわたり、当該関係資料に基づき施工管理者、工事関係者同席の上、工事等に係る経過説明を受けた。その結果、未施工の箇所及び契約書に基づく成果物である完成図書の一式が引き渡されていないことが判明いたしました。公文書開示可否決定通知書による不存在を含みます。そのことについて、当局も既にご承知のことと思います。したがって、この一連の行為に対し、施工管理者、工事監督員及び検査員の責務について関係機関の指導を受け、法的に対処していくべきと考えます。見解を伺う。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 執行部の答弁を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 9番、渋井議員の一般質問にお答えいたします。

なお、入札参加資格要件変更についての1点目、入札参加資格要件の変更理由、3点目の入札の結果及び4点目の業者からの問合せの有無につきましては教育長から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

初めに、3月会議の町長答弁についてであります。1点目の員外理事の定義につきましては、会津宮川土地改良区に確認したところ、組合員の資格は土地改良法第11条に規定され、土地改良区の地区内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者は、その土地改良区の組合員とすることとなっております。同法第3条には事業の参加資格について規定されており、第1項第1号で農用地であって所有権に基づき耕作または養畜の業務の目的に供されたものについてはその所有者、また同項第2号で農用地につき当該権限に基づき耕作または養畜の業務を営む者、いわゆる耕作者をうたっております。したがって、員外理事が組合でない者とは、上記資格における組合員でない者ということになります。

2点目の員外理事は個人選任か法人代表の選任かにつきましては、員外理事である私、杉山純一は個人として選任されております。

3点目の法人の役員の被選任権の有無につきましては、定款附属書会津宮川土地改良区役員選任規定第1条第1項で規定されており、法人については役員の被選任権を有しないとされております。したがって、町は役員の被選任権を有しないということになります。

4点目の賦課金の支出の有無については、荻窪地区に農地を4筆所有しているため、賦課金を支出しております。

次の入札参加資格要件変更についてであります。2点目の登録内容と所在区分における業者の数につきましては、町内に本店がある業者、または町内に支店があり地域貢献が認められる業者で、土木一式工事の工種登録がある業者は15者、解体工事の工種登録のある業者は12者になります。

5点目の入札制度改革によるものかにつきましては、従来から実施しているものであり、令和4年度の入札制度改革によるものではありません。

6点目の解体工事の入札参加資格要件の見直しの有無につきましては、解体工事に限らず、その他の工事につきましても、入札参加資格要件は指定工種と同じ工種とすることを原則としております。なお、解体工事が増加している状況を踏まえ、今後、事後審査型制限付一般競争入札取扱い要領等において、工種区分に解体工事を追加する改正を行ってまいります。

次の庁舎等の工事に係る施工管理者等の責任についてであります。今回の庁舎等の工事に当たり、変更等に係る協議の経過が分かる一部の書類がないなど、契約書や仕様書に適合しない項目があったことは事実であり、町として施工者や工事監理者に対する適切な指摘ができなかったこと、監督員、検査員を含めて、それぞれの責務が十分に果たされていなかった点があることについては反省すべきと認識しております。しかしながら、町の完了検査を受け、既に引渡しを受けている建物であり、それぞれの責任について法的な観点から対処することは現段階では困難であると認識しております。こ

の庁舎等の建物は、今後長期にわたって利用していく町の財産であり、今後の維持管理に当たり、問題が発生しないように対応することが重要であると考えております。変更契約後の変更事項を明確にした書類については、事後にはなりますが、施工者、工事監理者、発注者である町がそれぞれ内容を確認し、作成の進捗を進めております。また今後、施工上の不備により修繕が必要な項目が発見された場合は、施工者、工事管理者及び町で、その内容を精査し、それぞれの責任に応じて対応することを三者で確認しております。

私からは以上であります。

○議長（横山知世志君） 教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 9番、渋井委員の一般質問にお答えいたします。

入札参加資格要件変更についてであります。1点目の入札参加資格要件が変更された理由につきましては、建物解体後の跡地の整地工事を含んでいること、また旧会津美里町公民館及び分室は市街地にあり、商店や住宅と近接していることから、工事で発生する粉じんや振動等の対策について細心の注意を払う必要があると考えております。このことから指定工種は解体工事ではありますが、総合的な指導、調整の下、建築物を解体する工事と捉え、入札参加資格要件を土木一式工事としたものであります。

3点目の入札の結果につきましては4者が応札しております。

4点目の入札参加資格要件の変更に伴う業者からの問合せの有無につきましては、1社から土木一式工事とした理由について、電話で問合せがございましたが、趣旨を説明し、ご理解いただいております。なお、この1社につきましては、入札に参加しております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） それでは、再質問に入らせていただきます。

員外理事の定義ですが、これはここに書いてあるように第3条に規定する資格を持っている者が組合員になるということです。それで、組合員、いわゆる一定の場所に土地改良区の事業、ここでも全体でいいますと荻窪地区に持っている。したがって、この第3条の云々というのは、土地改良法にも書いてあるのですが、第3条の資格を要する者は私であっても、国、地方公共団体は組合員になるとなっているのです。町も組合員です。なぜならば賦課金を納めているでしょう。賦課金を納めるというのは権利があるから納めているでしょう。しかしながら、これ組合員でないと言っているのです。矛盾しませんか。いかがですか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） ただいまの議員のおただしでございますが、まず町で荻窪地区に農地を持っているというのは事実でございます。土地改良法の第3条の読み取り方でございますが、その所

有者、いわゆる所有権がある者につきましては組合員の資格を持つものというふうな理解をしているところでございます。

〔「だからなるんでしょ」と言う人あり〕

○総務課長（金子吉弘君） すみません。ですので、町は組合員の資格を有するというふうに理解しております。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 組合員の資格を有するということは組合員ですよ。だからこそ入れているのです、お金を、賦課金を納めている。いいですか。これ土地改良区の組合員というのは、いいですか、土地改良区は都道府県知事の認可を受けている。認可設立なのです。そういったときに土地改良区の一定区域、いわゆる地域内にある法でいう第3条、いわゆるその資格というのは一定区域の土地を言っているわけです。者は全て土地改良区の組合員になるということが土地改良法の第11条に明確になっているのです。そうすると、これは員内理事なのだ、組合員だから。ここでは員内理事。それで、これからその2番目するけれども、員外理事である私、杉山純一は個人として選任されていますと、員外理事となっていると言っていますけれども、町長個人だって農地、田畑、恐らく持っていると思います。持ちませんか、町長。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） 所有しております。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 持っているのでしょうか。そうすると、そこには、一定区域の土地改良区で持っている場所だと思うのです。これ私、定款、開示請求をしていただきました。そこには地域がちゃんとあります、田地、田畑。そこに持っている土地の所有者は、耕作権とか放棄とか何かして農業委員会の許可を得ない限りは相続であっても組合員なのです。だから、この全体がめちゃめちゃに、はちゃめちゃに矛盾しているのです。なれると言ったり、なれないと言ったり、ここの中でも書いてありますが、定款持っているのですよね。これ役場からもらったのですから。持っていますよね。この定款とここに答弁しているのと土地改良法が一致しない。矛盾している、言っていることが。それで、ならばなっていないと言っているながら、ここの役員の報酬規定に載っているけれども、理事長に町村長が就任した場合は本来は60万です。前回も言っていますが、30万にしました。2分の1です。理事長だからなったのだ。これは員外理事になるのだ、今度は。言っていること、やっていることが全く矛盾している。この答弁はさきの会議、総務課長が答弁したのだ、これ。それで、私はこの過程について何を根拠として答弁しているのか聞いているわけです。いかがでしょうか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをいたします。

確かに私所有の農地でございます。ですが、かつては組合員でありましたけれども、組合員から現在

は外れております。外れた中での員外理事ということになっています。これは、今坂下の町長さんも副理事長に就任しておりますけれども、彼も大きな土地を持っておりますが、組合員から外れております。これ中間機構の中でそういったことが認められているという説明を受けております。

○議長（横山知世志君） 洪井議員。

○9番（洪井清隆君） 外れていると言いますが、これは法的にはそういうふうになっているのです。どういう理由で外れるのですか。土地を所有している人になるという、ここには明確に原則論が書いてあるのです。法に規定する権利義務を負うことになる。国または地方公共団体は組合員となる。それで、今の部分からいくと外れている。権限移譲も耕作者もしていない。農業委員会も許可を受けていない。この第3条第1項のところみんな書いてあると思うのです、これ。第3条、資格の要件、これ見ました。ここにはちゃんと定款のところにもこれあるのです、この資格要件。本来これは土地を持っていけば総代会とか役員にもなれるのです。役員というのは監査まで入るわけですね、理事なら。だけれども、定款では有しないと書いてあるのです、法人は。この定款には。それでも給料のところに来ると今度は入っているのです。町長だからこそ半分だと言っている。個人だったら60万もらっていいでしょう。員内理事と員外理事、こどもよく精査をしないとちょっとできないと思うのだ。私は、この辺は町長は町長として町民から選ばれているわけです。土地改良区の組合員は三千九百何十名もいるのです。理事長だから分かるでしょう、組合員。土地改良区の組合員、今言うように組合員というのがありますよね。三千九百何名もいるのです。これ昨日、私見て取っておきました。理事長挨拶、一昨日です。二、三日前です。そこにちゃんと3,958名、あるのです。町長、分かっているでしょう、自分が理事長だもの。分からないということはないでしょう。こういうことで私が言いたいのは、今こういう状況でもって町長選が始まって、なぜ始まったかということはどういういろんなことがあって、あえて不幸なことを言うことはないと思いますので、それでもって改選があって就任になったわけです。今でもいろんなのがまだくすぶっている面というのはあるのですよね。いろんな雑誌あたりでもありますよね。そういうものよりも、土地改良区というよりも、町のほうに、3,900名もいるのですから、そっちはそっちに理事長は別にやっていただいて、町長のあれに専念したらいかがですかというのが私の趣旨なのです。あえてこういうできないものをやってみたり、矛盾していることをやってみたり、何もこういうことをやっている必要もないと思います。この定款と今言っているのは全然矛盾しています。いかがですか。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをいたします。

私が就任する前の理事長、これも町長でありましたけれども、恐らく同じく員外理事だというふうには理解をしております。洪井議員は、町長職に専念するべきではないのかというおたただしだと思います。宮川土地改良区もこの町の土地改良区の中で事業をしております。今町長職にありますけれども、私のできることであれば、これは協力してしかるべきだというふうには私自身考えますし、今回の理事

就任に当たっては総代の中から推薦を受けて、理事会の中で互選によって理事長に就任をしておりますので、それはそれとして私から手を挙げたわけではなく、推薦によって選ばれたもの、有識者を選んでいるということを土地改良区から伺っているところであります。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） それでは、ここで答弁しているやつが矛盾していることが分からないのですか、まだ。私はそっちばかり言っているのではないのです。矛盾している部分が、定款というのは法律行為です。法に抵触するでしょう、これみんな。給料の面、員外理事だから給料を半分にした。町は組合員である。組合員であるだったらば員内理事でしょう、組合員なら。賦課金をちゃんと納めていれば員内理事として就任するのが当然ではないですか、員外でなく。そうではないですか、これ。逆になっていますよ、これ。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） あくまでも員外理事であります、町長として就任しているわけではありません。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 個人でなくても、土地を持っていれば組合員です。だから賦課金収めているでしょう。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えいたします。

先ほど申し上げたとおり組合員からは外れております。先ほどお話ししたとおりであります。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 組合員を外れています、土地改良区の組合員になっているから賦課金を町は納めているのでしょうか、逆に。そこもまた矛盾するのでしょうかというの、いろんな点で。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） ただいまのおたがでございまして、町長はあくまで個人として選出、組合員でない者という形で選任されているというふうなことでございます。渋井議員おっしゃるのは、土地改良法の第11条によりますと、土地改良区の区域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者は、その土地改良区の組合員とするというふうに明確にうたわれております。今度その第3条に規定するというふうな部分になりますと、第3条の第1項で農用地であって所有権に基づき耕作する者に関してはその所有者が組合員となるというふうな規定がございまして、資格を有するということになります。ですが、第3条の第2項によりますと、農用地であって所有権以外の権限に基づき耕作される、いわゆる農業委員会の許可を得て、いわゆる土地を貸していれば組合員となる資格はなくなるというふうな読み取り方で、町のほうとしてはそういうふうにとらえているところでございまして、あくまで町長は権限に基づきまして土地を貸しているものですから、組合員にはならないという

ふうな考え方でございます。

○議長（横山知世志君） 洪井議員。

○9番（洪井清隆君） これは私が先ほど見せた、これ見せましたね。これに書いてあるの。だから言っているのです。農業委員会の許可とか耕作権相続したって、相続放棄、いろいろあると思うのです。だけれども、納税管理人とか、そういうもので定まっていれば当然組合員になる。賦課金を納めるといって自体が組合員です。権利があるから義務と権利を果たすのです。だから、町でも組合員なのです。組合になれないって書いていないのです。私法人でも国でもこの一定の基準があれば組合員だと明確に書いてある。だから、員外理事、だから町長が町長でなく個人でなったとするならば報酬は60万でしょうというの。報酬は30万もらって、下げたということは組合員だから。町長の職でいるから2分の1とすると定款に書いてあるでしょう。定款の中というよりも報酬規定に。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおただしでございますが、確かに議員おっしゃるとおり、いわゆる報酬の部分に関しましては通常60万円のところが首長が就任する場合については半額の30万円というふうな規定になっております。この点につきましては、確かにおただしのおり矛盾する部分であるかなというふうに思っております。ですが、この部分に関しましては、大変申し訳ないのですが、土地改良区内部のお話でございますので、私からこの中身について適切なのか否かというふうなお答えは、ちょっとしかねるというふうなことでご理解いただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 洪井議員。

○9番（洪井清隆君） 土地改良区内部といいますが、総務課長はそう思うのでしょうかけれども、当事者は理事長です。町から行っている、町から行っていないではなくて、行ったのだとすれば資本金とか何かの関係もあるし、親子関係、早く言えば振興公社であればになる。だから、そういう町から言っているとすれば議会の報告も要ると、そういうことになる。行っていないからやっていない。だから、いろんなところでこれ矛盾しているのね。これは、れっきとした公文書開示でもらっているのです。解釈の違いであります、ここはそうしているけれども、いや、実はこうでしたって、それは通らないです。法ですから。だから、一線はきちんと、ここは町として代表を出してやっているものと一個人として就任させるのか、はっきりその区別をつけなくてはならない。いいですか。今後こういうこともあると思いますので、きちんと、前の町長はそれこそ田んぼ持たなかったのだ。これはそれでいいです。いろいろある。今は持っているのだ。町でも持っているのだ。両方組合員だ。両方組合員でありながら、組合員でないだとか組合員だと、それはないと思う。一本なのだ。役員になるにも個人でなるにも1人しか選出はできないのだ。ちゃんと書いてあると思います。もう少しやっぱりそういうふうにして執行というか、そういう権限のほうに間違えて何か物事があれば責任問題までいきますよ、町長としての。町長、そういうこともやはり考えなくてはならない。やはり総務課長はそういうところをよく見て、言いづらくても、町長これ駄目ですよとか、こういうことをちゃんとや

らないから今みたいないろんなことの不幸事とか、そういうのが出てくるのだ。駄目なものは、ならぬものはならぬと、やっぱりそのぐらい総務課長やってください、これから。お願いします。1問目はこれで終わります。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） 私は土地を所有していますが、組合員からは外れているということだけ確認してください。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） それでは、2問目に入りたいと思います。この資格要件に……

○議長（横山知世志君） ちょっとマイク少し近づけてください。

○9番（渋井清隆君） あれなのですが、かなりこれあれだと思うのです。業者からも問合せがあったということになっています。それで、合理的な理由は何かといたら、この人数的に土木になると多いですね。だけれども、今までは解体でやったのを土木でやった。しかしながら、この建設業の業種というのは29種類あるのですよね。業種目が29種類あると思うのです、建設業の種類の。総合評点数の分け方、種類見ると。土工から始まっていろいろありますよね。そこには明確におおのの種類ごとに点数が入る部分があると。今回650点、土木も650点だと。しかしながら、その業者の数が少ないのが解体で、土木でやると業者が増えるわけだ。そうしますと、その中で650点いないものがあるわけだ、何人か、その差額が。それを業者育成のためだと言うけれども、結果的には今回の議案第43号ですか、にも上がってきました。私これ早く出たので、早く出したからこうなっているのですが、これ分かりました。結果としては4人だった。4人だったということは、何ら配慮した意味がなされていないと思う。そうでしょう。片っぱだったら100人もいるわけですから、その中の4人です。ただ何名かの人のためにとかやってみただけでも、実際的には4人しかいなかったと。指名競争だったら分かりますよ、指名するのだから。一般競争ですから、当然そこには制限付とか入ってきますと誰が入ってくるか分からない、誰が入ったか。だから、人数的には結果的に4名しか入れなかったと。土木に抜いておいて入札をする必要があったのかなと、そこを私は聞きたいと。その合理的理由になりますか。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの渋井議員の再質問にお答えいたします。

工事担当課としましては、土木一式工事の総合評価点数のほかに入札参加資格要件において解体工事の工種登録と同種工事の実績を要するとしておりまして、解体工事の施工については問題なく解体を完了することができるものと考えておりました。教育長の答弁にもございましたように、やはり店舗や住宅が近接しており、市街地にあるということから土木工事としたものであります。公告について4月18日に公告しまして、5月10日の入札執行になったわけなのですが、その間、閲覧期間、質問時間を設けまして、一定程度の周知期間を確保しておりました。工事担当者においては手順を踏

んで行っているものと考えております。

なお、おただしのありました、実際参加した業者が4者であったということにつきましては、応札者は相当少なかったと考えておるところではございますが、業者における技術員の配置や手持ち工事の状況によりそれぞれの業者が判断したものと考えております。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 今、業者がそれぞれ判断したと言っていますけれども、私が聞いているのはなぜ、解体工事から土木に変えた合理的な理由は何ですかということ。結果的には4人しかいなかった。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 繰り返しにはなりますけれども、教育長答弁にもございましたように、当該地に関しましては市街地にありまして、商店や住宅と近接しておりますことから、工事で発生する粉じん等の対策について細心の注意を払う必要があると考えております。そうした上で、指定工種は解体工事ではありますが、総合的な指導、調整の下、建築物を解体する工事と捉えまして、入札参加資格要件を土木一式工事としたものでございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 何でも聞きます。ここがおかしいと思うのです。指定工種は解体工事ではありますが、総合的な指導、調整の下、建築物を解体する工事と捉え入札参加要件を土木工事にしたものである。解体は、土木だったら粉じんとかだったら解体のほうがちゃんとやるのではないですか。矛盾しませんか、その答弁。だから、私言っていますように、業種目というのは29種類あるのです。建築工事の種類という中には土木から始まって解体まで29種類。それで、その内容的なものも明示されているのです。解体は解体だと。なぜ土木が入ってくるのですかということ。だから、入れるならば、事情があって、たまたま会津美里町には土木業者は650点が1社しかいないと、解体は1社しかいないと、土木はいると。ならば、町としても業種記載する部分は解体であるけれども、土木のほうに持って行って運用することにした、それは合理的な理由になると思います。入札の方法は、一般競争と指名と随意契約しかないのですから、町がやるわけですから。この工種の選定がちょっとおかしいのではないですかと私は聞いている。おかしいことを言っているのだ。建築物を解体する工事と捉え入札参加要件を土木工事としたと。解体は解体でしょう。主たるものは解体でしょう。土木って入れれば何をやるのですか、解体で。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 渋井議員のおただしについてお答えさせていただきたいと思います。

解体とした合理的理由でございますが、通常は議員おっしゃるとおり解体工種指定であれば解体の評点数の制限をつけるというのが一般的でございます。ただし、この解体工事というのは旧会津美里

公民館跡地でございまして、周りが市街地に、いわゆる民家、あと店舗等に囲まれておりまして、こういったところの解体というのが今まで実施してございませんでした。周りも、駐車スペースもコンクリートで敷き詰められている。さらには法定外の水路なんかもあったりするというふうなことで、いわゆる土工部分に関して万全の体制をしかなくてはいけなかったというふうな事情があったというふうに聞いてございます。そのために通常は解体の経審点数等を条件づけるわけでございますが、そういった意味から万全を期して実施をしたいというふうなこともございまして土木工事の制限をつけたというふうなことで聞いております。ご理解いただきたいと思えます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 今言っているのはちょっとおかしいと思うのです。2年5月4日に旧高田庁舎解体工事、あと旧ひまわり保育所解体工事、全部解体ですよ、これ650点。650点というのはこの総合評価の判定通知書と、これはみんな出ているのです。であれば、この点数要らないではないですか。どうなのですか。それぞれの点数要らなくなりますよ。

○議長（横山知世志君） 総務課長、答弁。

○総務課長（金子吉弘君） 最後のおただしでございしますが、先ほども申し上げましたが、原則は議員おっしゃるとおり、本当に解体、その指定工種のいわゆる入札参加資格もそれを用いて点数の制限をつけるというのが大原則でございます。ただし、中には一体的な工事としてやる場合もございます。例えばですが、今回とはちょっと合致しませんが、いわゆる建物を取り壊して、その後にグラウンドをつくるですとか、そういった工種の場合もございします。そういった場合については、ある程度その金額の多寡で判断するようなことにもしているわけでございますが、そのほかに技術的ないわゆる実績なんかを求める場合に、いわゆる指定工種以外の点数の制限もつけるというふうなこともございします。今回の工事に関しましてはそういったかなり実績等必要だというふうな工事であるというふうな中身でございしますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 金額の多寡ではないでしょう。工事のそのために分離発注というのがあるのでしょうか。何のために分離発注がある。言うところだ、ああ言うところだと、どこに落ち着くののだというの。分離発注とは何ですか、では。上物だけで下つくらなかったら分離発注でいいでしょう、造成で。全然違うでしょう、言っていることが。何のためにこの点数があるのですかというの。業者目があるのです、これ。これがやはり公正・公明の点数でしょう。やはりここが基準なのでしょう。これは通信簿ですよ、業者の。そうでしょう。誰がつけたの。町とか県でしょう。ちゃんとそういうところしてください、今後。お願いします。

それでは、時間がないので、3問目に入ります。今まで私も議会でもかなりやってきました。それは町長お分かりですよ。それで、庁舎特別特別委員会もありました。今回2回にわたって説明を受けました。その前に私もこの開示請求で見ながら見ていました。ところが、私ここでも言ったとおり

未施工の箇所もあった。これは事実ですよ、何か所か。それで、言われて初めて今年、去年に直したところもあります。当然今の総務課長は知っているはずで、そこら辺は。なのにお金は払われているわけだ。工事の検査もしていないのにお金を払ったり、監督員の責務というのは何をするのかと。ましてやこの施工管理者、業務委託、これは3,564万円というかなり大きな金を払っているのです。そればかりでなく、実施設計、基本設計、同じくこの実施設計でこれも3,000万、基本設計のときは1億800万、全部で1億8,000万払っているのだ、この1人の業者に。これだけのお金をやっていて、そういうことが今になって分かりましたというのは、これはおかしいと思うのです。工事の引渡し的时候には書式類一式渡していますとなっているのです。ところが、実際やってみたら書式どころではないところよりも、工事の施工していないところが発見された。何をこれ自分でやって自分で設計書いて、3,500万も払っているでしょう、これだけの。それで、施工管理をやる責務というのは明確にあるのですよね、施工管理者の責務って。施工管理者の責務ってお分かりですか。ちょっと教えていただきたい。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 施工管理者の責任でございますが、これにつきましては民法の規定によりまして、受任者は委任の本旨に従い、善良な管理者の注意を持って事務委任を処理する義務を負うというふうなものでございまして、これに違反すれば善管注意義務違反というふうになるというふう

に理解しております。

○議長（横山知世志君） 洪井議員。

○9番（洪井清隆君） 要するに契約書の約定に書いてあるとおりにやらなかったら約定違反でしょう。全然やっていないですよ。だからどうするのですかって私聞いているの。施工管理の仕事というのは現場監督員になる、逆に。それ以上のことなのです。したがって、この管理だから、管理業務というのはどういうことをいうのかというと、仕事、原価管理、安くていいものを入れたり、工程管理、品質管理、安全管理、出来形管理、これを全部いうのです。要するに工程なり、今日は何やってあれだと。工事の云々では品質を高める材料は安くていいものを。ここを変更したというと、同等以上でなく同等以下でやっているのだ。どういう理由なのだと。ですから、そういうことを踏まえて、私はこの関係者というのは、言っているのは、要は県、また国の国土交通省、そこに営繕課とか何かありますから、ただですから、聞くのは、それを聞いた上でやっぱり責任の追及をしていくべきだと。品質にも、ものがやっていないということは契約不履行です。やはり損害賠償というのも視野に入れなくてはならない。物ができないのにお金は払ったり、だから設計どおりやってもらえばいいのです。そこだけを言って終わります。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） お答えさせていただきます。

確かに施工管理者の責務を本当に果たしていないというふうに私どもも十分思っております。当然

施工者に関しましては、いわゆる瑕疵担保責任等ございますが、いわゆる施工管理者に関しましてはそういった義務をなかなか負わせづらいというふうなものがございますので、その辺は書面でもってしっかりと取り交わしをさせていただいて、建物の不備が見つかった際の責任の所在というものは明らかにさせていただきたいというふうに考えております。いずれにしましても、町民の方々がお使いいただく貴重な、大事な施設でございますので、不備があれば町といたしましては速やかに修繕を行い、さらにその原因を追求していく。さらには、それが施工に由来するお話であればしっかりと求償を求めていくというふうなスタイルで進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） これで渋井清隆君の質問は終わりました。

○延会の宣告

○議長（横山知世志君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会いたします。

延 会 （午後 3時03分）

定例会 6 月 会 議

(第 3 号)

令和4年会津美里町議会定例会6月会議

議事日程 第3号

令和4年6月8日(水) 午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	渡辺葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	根本謙一君
5番	山内豪君	13番	根本剛君
6番	長嶺一也君	14番	横山義博君
7番	村松尚君	15番	鈴木繁明君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	金子吉弘君
政策財政課長	國分利則君
会計管理者	松本由佳里君
町民税務課長	猪俣利幸君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	小林隆浩君
建設水道課長	鈴木明利君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	渡部雄二君
生涯学習課長	福田富美代君
代表監査委員	小島隆一君
農業委員会会長	松本吉弥君

○事務局職員出席者

事務局長	児島隆昌君
総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（横山知世志君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○一般質問

○議長（横山知世志君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告第5号、8番、小島裕子君。

〔8番（小島裕子君）登壇〕

○8番（小島裕子君） おはようございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

まず1問目、町内周遊パスポート事業の創設はについて質問させていただきます。いつの時代でも健康で長生きしたいと望んでいますが、どのようにすればそうできるのかが誰しもの課題です。そこで、次について伺います。

①、今年3月に健康ふくし課から発行された国民健康保険からのお知らせによると、町の国民健康保険加入者の医療費は年間で16億3,229万円になり、町民1人当たり2万8,802円になっていますが、この現状についての認識を伺います。

②、医療費の多くは、不健康な生活習慣と言える乱れた食生活、運動不足、過度の飲酒、喫煙、過度のストレスなどによって招く生活習慣病が医療費全体の53%を占めていますが、運動不足の影響を伺います。

③、町としては健康行動がポイントになり、ポイントがたまると健康カードがもらえ、協力店舗でそのカードを提示すると特典があるという、会津美里町健康パスポート事業を行っていますが、健康行動の取組は増えているか、伺います。

④、この事業はふくしま健民カードを利用して、県内1,600店舗以上からお得な特典が受けられますが、町内の協力店舗数と効果について伺います。

⑤、健康行動を身近に感じ、増やしていくためには、運動教室や体力づくり教室に参加することに併せて、買物や通院、庁舎や温泉施設等に出かけること、またデマンドタクシー等で友人と一緒に出かける等も健康行動と捉え、ポイントの対象としてはどうかと考えます。シルバーポイントを付与するなど、日常生活の外出行動が増え、健康増進となり、生きがいをもたらします。あわせて、町内加盟店を増やし、受け取れる特典を町特産品にすることで町の活性化にもつながっていくのではないのでしょうか。

以上のことから会津美里町健康パスポート事業の内容を拡充するか、町独自の町内周遊パスポート事業（仮称）の創設について見解を伺います。

2つ目の質問です。生活応援の支援について。現在の物価高騰は、コロナ禍に伴い、またロシアに

よるウクライナ侵攻の影響により、長期にわたり私たちの生活を脅かしています。様々な対策や支援により、何とか生活を守ろうとしていますが、観光を含め、行動範囲を制限しながらの毎日は我慢の限界をも見る思いです。地域経済活性化を推進するため、町民の皆さんが頑張ろうと前向きになれるよう、①、一律特定定額給付金の支給、②、プレミアム付商品券の発行（3,000円、5,000円、1万円 の3種類）、③、町外で暮らす学生への給付金等、支援の手が必要です。

以上について見解を伺います。よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 8番、小島議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、町内周遊パスポート事業の創設はについてであります。1点目の医療費の現状につきましては、国民健康保険に係る医療費は平成29年度から令和元年度まで増加傾向にありましたが、令和2年度から減少に転じております。これは、国民健康保険被保険者の減少、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策における外出自粛によるものと推察しております。また、1人当たりの医療費2万8,802円は、県内高額順で見ると35番目で県平均を下回っており、同規模の自治体比較でも下回る結果となっております。

2点目の運動不足の影響につきましては、生活習慣病は様々な要因が引き起こすものであり、一概に生活習慣病イコール運動不足とは位置づけられませんが、医療機関による研究結果では心筋梗塞、虚血性心疾患、脳梗塞など、動脈硬化がもとなる病気と強い関連があると公表されていることから、関わりがあるものと捉えております。

3点目の健康行動の取組につきましては、福島県の行うふくしま健民パスポート事業と連動して行っている会津美里町健康パスポート事業は、現在82名の方々に参加いただいております。この事業は、気軽に無理なく、楽しく継続できる健康づくりと、健康で暮らせる地域づくりを推進する健康づくりをする内容であり、令和2年度の新規参加者は12名、令和3年度の新規参加者は9名で、参加者数は増加傾向にあります。

4点目のふくしま健民カードに係る庁内協力店舗数と効果につきましては、現在本事業に賛同し、県に登録していただいている協力店舗は昨年度1店舗増加し、13店舗となっております。健民カードの提示で特典を受けられることが取組のきっかけや継続する理由の一つとなっており、参加者の増加に効果があるものと認識しております。さらに、参加者の声としまして、健康づくりに取り組む回数が増えた、友人もでき、積極的に外出するようになった、健康状態が改善したなど、健康づくり事業へ参加したことで健康に対する興味や関心、意識の高まりがアンケートの結果からも見えております。

5点目の町健康パスポート事業の内容拡充と、町独自の町内周遊パスポート事業の創設につきましては、町健康パスポート事業は健康活動をより身近に感じていただき、社会活動への参加を促すため、毎日健康行動について運動、食事、その他の項目ごとにご自身が目標を設定し、達成することでポイ

ントとなり、参加する皆さんそれぞれが取組を考えていただくことで健康づくりを推進するものであります。ポイントの利用については、目標達成以外にも運動教室、体づくり教室などに加え、町主体の健康づくり事業や介護予防教室、献血、各種検診、さらには地域のボランティア活動に参加した場合にもポイントが付与されるよう随時見直しを行い、拡充を図っております。

さらに、一定のポイントに達した場合には、参加者の方が利用のしやすい記念品として町の商品券を贈呈しております。外出行動をポイントの対象とすることに関しては、参加者ご本人が例えば1日4,000歩歩くことを目標と定めれば、それがスタンプや買物などの外出行動を含め、目標に向けた運動であるため、事業の趣旨に沿ったものと考えております。また、本事業は福島県と協働で行う事業であり、特典に関しては協力企業の支援によるものであるため、協力企業の負担にならない程度の特典となりますと、議員ご提案の特典を町特産品にすることは難しいと考えております。現在会津美里町健康パスポート事業への協力店が増えるよう、またより多くの方にこの事業を知っていただき、参加していただくため、協力店や健診会場にチラシ等を設置し、周知に努めているところです。さらに、利用可能なサービスややる気につながるポイントアップにより、利用者が楽しんで参加いただけるよう努めている段階でありますので、町独自の町内周遊パスポート事業の創設につきましては、会津美里町健康パスポート事業の展開を評価し、判断をしております。

次の生活応援の支援についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、国の交付金等を活用し、これまで様々な取組を行ってきたところであります。1つ目の特別定額給付金につきましては、令和2年度に町民1万9,996人に対し、1人当たり10万円を給付しております。2つ目のプレミアム付商品券の発行につきましては、令和2年度及び令和3年度にそれぞれ会津美里町商工会が実施する総額1億9,500万円のプレミアム付商品券事業に対し、補助金を交付しております。3つ目の町外で暮らす学生への給付金につきましては、令和2年度に学生エール事業として本町出身の18歳以上の学生123名に対し、町特産品を取り入れた学生エールパックを送付し、生活応援を行ったところであります。また、本年度におきましても低所得の子育て世代に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業をはじめ、中小企業と経営継続支援給付金の給付による事業者支援、学校教育におけるICT環境の整備、各種行政手続のオンライン化など様々な取組を行っているところであります。さらに、今般新たに国の第2回原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議において、コロナ禍における原油価格、物価高騰と総合緊急対策が取りまとめられたところであります。この総合緊急対策は、地方公共団体がコロナ禍において原油価格や電気、ガス料金等を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を図ることを目的として策定されたものであります。本町におきましては、国の令和3年度補正予算分2,995万6,000円と令和4年度予備費分8,986万7,000円の合計1億1,982万3,000円が地方創生臨時交付金として追加配分されたところであります。現在この交付金を活用し、経済的に厳しい環境に置かれている町民や中小企業事業者

等に対し、原油価格や物価高騰による影響を緩和するための幅広い支援となるよう、事業の構築に取り組んでいるところでありますので、内容がまとも次第、お示ししたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） それでは、①、②等についての再質問をさせていただきます。

医療費の現状については、平成29年度から令和元年まで増加傾向にあったところ、令和2年度から減少に転じているということで、これはすごく町民にとっても朗報かとは思いますが。国民健康保険の被保険者の数がやっぱり減少しているという、そういったところからの減少ということで、年々やっぱり保険料は上がっているというのが現状でして、個人、個人の負担もやっぱり少しずつ上がってきているのではないかなと思うのです。やっぱり払う側としては、やはり一円でも、1円ってあれなのですけれども、1,000円でも2,000円でも安くなっていただければというのが本当に心の底からの願いだと思うのですけれども、それに対してこれを保険料を下げるという取組というのは、できることなのでしょう。その辺ちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 小島議員の再質問にお答えさせていただきます。

保険料を安くするという部分のことでよろしかったでしょうか。まず、保険料率につきまして、町はこの2年料率を変えてはおりません。現状維持ということで行っております。今現在国民健康保険の統合ということで国のほうで進めております。県のほうでも進めております。将来的には、後期高齢医療と同じような形で県で一括というふうな方向で進んでいるところでございます。保険料につきましては、最終的には県のほうで一本化になったときには保険料が上がるという見込みでおります。今の段階は、各町村で調整をして、徐々に引き上げていかなければいけないというのが現状のところであります。町は、今のところ医療費的に十分大丈夫だということで、保険料率の様子を見ながら現状維持で進めているところで、あと基金等もございますので、そこで調整を図りながら、最終的には県一本化に向けた保険料の上昇というのは避けられないというのがはっきりしたところでございます。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） 保険料が本当に下がらないということは、その保険を使う方がやっぱり増えている、ないし1回の治療費がやっぱり高額になっている方が多くなっているというふうな今回町のほうで発行された健康保険からのお知らせを見ると、本当に今まで自分が何げない暮らしをしてきた、食生活も含めてなのですけれども、その何気ない生活習慣がやっぱり知らないうちに自分の体の中で大きな病に進行していくということが載っております、やはりこれは生活習慣を見直していかないと、自分の支払う医療費、保険料も含めてなのですけれども、自分が日常的に医療機関で診察を受けて支払いをする医療費を増やさないように、減らしていくようにすることに対して取り組んでいかな

いと、実質的に自分の支払う医療費というものは減らないなというふうにちょっと思ったのです。その中で、生活習慣の中でも運動不足の影響というものがやはりかなり多い状況になっておりましたので、この運動量を増やすということはどういうふうにしていけばいいのかということを探ってみました、県独自の事業に町としても協賛をするというような形で取り組んでおりました。ただ、やっぱりこれを見ますと、82名の方が会津美里町健康パスポート事業に参加して取り組んでいるということ。令和2年には12名、令和3年は9名の方が新しく参加されているということで、これは本当に増加傾向にあるということは町民の方の意識も少しずつ変わっているのだなというのは思いますが、ただこの方々はやっぱり意識の高い方々ではないのかなというふうに思うのです、健康に取り組んで。なかなか健康に取り組まなくてはいけないという意識が日常的にまだそこまで行っていない方に対しての取組というのは、町としてはどういった形で考えているのか、ちょっとその辺伺います。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、町の健康パスポート事業に参加していただいている方については、町長の述べたとおり82名で、県のパスポート事業に参加している方、82名も一応県のほうと一緒にになってしまいますが、250名程度の方が参加していただいております。ちょっと数字的には18歳以上ですので、少ないですが、徐々に増えてきているということは間違いございません。意識の高い方が参加しているというご認識の下で、それ以外の方についてどういうアプローチをしていくのかということですが、町長答弁にもございますとおり、参加を促すために健診会場や各種施設において周知を図って参加を促していきたいというふうに考えております。ただ、町のほうでは公民館事業とかでも生涯スポーツということで取り組んでおります。こればかりではなくて、いろいろ取り組める機会は多々あると思いますので、そういったところで個人的に取り組んでいる方もいらっしゃいますので、健康ふくし課としてこの健民パスポート事業、あと町健康パスポート事業に参加していただけるように、また別途周知をしていくという考えでございます。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） やっぱり取組としては、これは窓口としては1つだけになりますよね。健康に対するアプローチといいますか、この健康パスポートに協賛するという取組だけですよ、町としては。あとそのほか何か。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 健康ふくし課として、健康に関する運動というのは健民パスポート以外でも体づくり教室とか、そういったものもやっております。あと健康という言葉でないとしても、町として公民館事業として各種運動、スポーツ、競技とか、そういうのもやっておりますので、それも一つのつながりではあるというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） 今ちょっと例に出しておっしゃいましたけれども、健康に対する運動教室と

か、そういったものの参加数というのはどうなのでしょう。年々やっぱり増える傾向なのでしょう。傾向だけ伺いたいと思うのですけれども。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 体づくり教室、運動教室のほうは指導員の養成も行いながら、参加者数については徐々に増えてはきております。ただ、細かい数字のほうはちょっと今日手元のほうに持ってきておりませんので、数字のほうはちょっと出せませんけれども、あとコロナ禍ということもありまして、蔓延防止、あと緊急事態等が出て、昨年度、令和2年度もそうですけれども、事業のほうは中止をしたりとかということではなかなかちょっと取り組めなかったということもありますが、参加者は間違いなく増えているというところでございます。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） コロナ禍ということで、本当にここ二、三年近くやっぱり行動制限をされて、自粛ということでいろんなイベントなりなんなりも全て中止になって、そういった教室等に向向くということが、参加するということがなかなかできなくなっている。そういったことで、運動する機会がなくなってしまったというふうに端的に捉えられるのかなとは思っているのですけれども、そうではなく健康に対する運動というか、健康を守るためには運動が大切だ、必要だというのは分かるのですけれども、どこかに出向いて運動するという行動を取らないと運動したことにはならないという、ちょっとそういった概念といいますか、そういった部分が結構あるのかなと思うのです。そうではなく、高齢になってくればなるほど日常的に家から外に出ていくというその行動がだんだん少なくなってきて、どこかに出かけられる方というのはまだまだ元気な方だと思うのです。そういった行動、教室とか、運動とか、そういった町の取り組む事業に参加できない方、しようというふうにそこまで気持ちが向かない方に関しては日常的に、ここにも載せましたけれども、買物に出かけるとか、あとは本当に町のデマンドタクシー等を使って友達とどこかに出かける、出かけることだけでも家の中でひきこもりということではないのですが、家の中に閉じ籠もってしまって、どこにも出かけないとか、誰とも会わない、それがやっぱり長く続いてしまうと本当に運動不足の傾向もますます高くなりますし、ひいては認知症にもつながっていくのではないかなというふうに心配するところなのですけれども、そういったところで運動というものをもう少し何か特別にしなくてはいけないということではなく、日常的に日常生活の中でいろんな方と接したり、どこかに出かけたり動いていくという、そういったことも運動を行うということへの橋渡しというか、アプローチにつながるというような形を取っていただいて、それによってポイントがつくということにはなってくるのですけれども、そのポイントのつけ方がそれで健康に対してどれだけの効果があるのかというのは目に見えて分かることではないのですけれども、もっとこう町民の方が自分がどこかに出かけることが自分の日常の運動の一つになるというふうに捉えていくことができないのかなというふうにちょっと考えたのです。そのことによつて、やっぱり少しでも、日常的な生活でいくとスーパーに買物に行きますけれども、大体奥さん、女

性の方が買物に行って、運転できなければ旦那さんが運転をしてスーパーまで行くのですけれども、旦那さんは駐車場で奥さんが買物が終わって出てくるのを待っているだけ……

○議長（横山知世志君） 質問者に申し上げます。

もう少し簡略して質問してください。

○8番（小島裕子君） はい。

そういったところで目的がある運動ではなく、もっと活動的な日常生活に取り組んでいただけるためのポイント制といたしますか、そういったものをポイントに加算できないのだろうかということでもちょっと提案させていただきました。

健民パスポートなのですけれども、加入者が252名ということなのですけれども、町民の数からするとやはりもうちょっといろいろな形で参加するその行動を、参加する町民がもっと増えていただければいいのではないかなというふうに思います。

その中で健康支援事業ということに対して、健康ということに対してなじみやすく、もうちょっと健康に取り組もう、健康のために運動に取り組もうということに対してもっとなじみやすくするため、また対象を拡大するために周遊という形で名前をつけたのですが、もし本当に町内あちこち出歩くのに対して、もっとあそこに行ってみようとか、ここに行ってみようとか、結局町内の行動人口を増やしていくことが町民の総合的な運動量を増やしていくことにつながっていくというふうに捉えることはできないかなと、そういうふうに思ったのです。そういったところから、一応どこか遊びに行くでも買物に行くでも、そういったものも全部運動しているというふうに、その中の一環として捉えてパスポート事業の内容を拡充していくことはできないかなというふうに捉えたのですけれども、そのことに関して、日常的な行動をやっぱり増やしていくということに関しては、運動とやっぱり結びつくというふうに捉えられるのかどうかというところでお伺いします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 日常の行動もポイントとして捉えられるかというご質問でよろしいでしょうか。まず、ポイントの付与につきましては、各個人が目標を設定する、例えば私は1日3,000歩歩きますという目標を設定すれば、それが町長答弁でもございましたとおり、買物に出かけて歩く、あと散歩で歩く、例えば洗濯で行ったり来たりしていても、例えば万歩計1つをつけて家の中でいろいろ動いていてもそれは行動ということで、その自分が設定した目標をクリアすればそれでポイントになるというふうになっております。ですので、遠くに行くばかりではなくて、常に日常の中で動いていることでポイントになると。それは、あくまで個人が目標を設定する、自分は1万歩歩くのだ、私は5,000歩歩くのだと、1日最低5,000歩歩くのだとか、そういったまず歩くという点でいえば、そういった目標を設定すればそれを目指して毎日ふだんの動きの中でもポイントはたまっていくというふうな制度になっております。あと運動以外でも健診に来ていただければ特別ポイントというものもあつたりしますので、なるべくポイントが付きやすい制度にはしております。さらに、拡充

をして見直しをしたりもしているところがございます。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） そうしますと、やっぱり自己申告型というポイントのつけ方ということですよ。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 基本的には自己申告という形で、自分で目標をつくっていただいて達成を、記録をしていただいて出していただくということになります。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） そうしますと、やっぱり自己申告によって健康に取り組むという町内人口を増やしていくということ以外に、やっぱりポイント加算というか、そういったところまではやっぱりちょっと結びつけないということですか。買物に行ったときに商店からポイント1つ、スタンプでもいいのですが、ポイントを加算することによってポイントが増える、それによって得られる特典が多くなるということになってくると思うのですが、そういったことを喜びにして今町で取り組んでいる内容まで自分の気持ちが高まって、自己申告型の運動といいますか、運動行動に結びつくというふうに捉えたのですけれども、それに関してはちょっと難しいということですか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） お店に行ったときでもポイントがもらえるという制度ですよ。それは、協力店さんがあってできるという形。健民パスポートの協力店舗ということで、例えば店内でお買い上げいただいたときにポイントカードに10ポイントを差上げますよというのは、実際的にもう既にやっているところもございます。あとは協力店さんのほうで協力していただければ、そういった形のことも取れるのかなと考えております。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） 協力店が増えていけば、本当にもう少し活発になるのかなとは思いますが、それは協力店の方々の参加があって成り立つということでもありますので、もう少し……このポイント制なのですが、ちょっとコロナ禍で、町としては記入台紙を使っています。その記入台紙を配付するところの窓口が健康ふくし課というような形だけになっているのかなと思ったのですが、その部分の窓口を増やすということはできるのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） ポイントカードの付与場所ということですが、本庁舎健康ふくし課、あと支所のほうでも配付しております。あと今後場所を増やせないかということにつきましては、検討させていただきたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） 健康については、やっぱり高齢者の方というのは、割と高田町内といいます

か、あいあいタクシーを利用される方も結構増えていますので、そういったあいあいタクシーのタクシー券の販売所とか、あと車内で、あと加盟店でもそういった形で台紙をお配りしながらアピールをする、ただポスターを貼っておくだけではなく、販売所でその取組についてやっぱりもう少しアピールを、声かけをしていただくとまた参加者が増えるのではないかなというふうに思うのです。ただ貼ってあるだけだと、本当に関心のある方はこれ何というふうに聞くとは思いますが、その辺の検討もしていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 今後検討させていただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） やっぱり運動に対して、自分の体に対して運動というものがどれだけ大切かということ町民の方一人一人がもう少し、私も含めてなのですけれども、自覚を高めていくということがひいては自分の支払う医療費の低減につながるのかなというふうに思います。

2番目の質問に移ります。生活応援の支援についてですが、特別定額給付金の支給等を私のほうでは出させていただきました。今まで本当に令和2年、3年という形で国をはじめ、町のほうでもいろいろな形で支援の取組をされておりました。定額給付金10万円いただいたときは、本当に町民の方々は喜ばれている方がすごくいらっちゃって、中には何でこんなみんなにするのだというご意見もありましたけれども、1度定額給付金をいただいた後に、やっぱり何度もまた給付金欲しいよねというような声もいただいております。ただ、やっぱり非課税世帯という形で何度となく支援をされてはおりませんでした。その中で長期化するに当たって、やっぱりまた定額給付金、金額等のあれはありませんけれども、やっぱり給付金がちょっと欲しいよねというような声もあちこちからいただいております。そういったところで、町民全員となると、今回の国からの給付金でどれだけの定額給付が町としてできるのかということも私としては推測しかねるところではありますけれども、少額でも全額給付ということは町としては可能なのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長、國分利則君。

○政策財政課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、金額は別としまして、そういった一律の定額給付金的なものを支給できるのかというおただしでございますが、今般町長答弁にあったように現在国から追加交付される予定となっておりますのは、1億1,982万3,000円、約1億2,000万程度でございます。今町民約1万9,000人程度ですか、2万人を切っておりますが、それを全員というのを町の一般財源で全部支給するというのは、ちょっと困難な状況かなと思っております。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） 定額給付金は、やっぱり無理だということで、皆さんがその次にやっぱり期待するのはプレミアム付商品券、これもあちこち歩いていますとやっぱりプレミアム付商品券はよかったねという声をすごく聞きます。ただ、その中でも本当に1万円というのは、1か月、2か月で見

ると結構かなり金額的には高い。前回を見ますと、1回だけの申込みでは全部販売し切れなかったという部分もあったというふうに聞いています。この辺で私としてはちょっと例として3,000円、5,000円という形で上げさせていただきましたけれども、この辺に関してはプレミアム付商品券を発売することができるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） プレミアつきの商品券でございますが、これまで令和2年度、令和3年度において事業を展開してまいりました。その際に、現在今議員がおっしゃられましたその定額の、例えば3,000円、5,000円程度の商品券を発売してはどうかという話は商工会等に話をしております。しかし、やはり取扱店舗、例えばそういった少額な金額をした場合、ではプレミアを500円単位にするのかとか、いろいろ様々な課題があります。そうしますと、やはり取扱店舗によるその取扱いの手間とか、あとは商工会での換金の手間といたしますか、そういったものもかなり煩雑化するというようなことがあります。過去においてはこれまでどおり1万円として販売してきたという経過がございます。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） すみません。3,000円、5,000円と口数といたしますか、金額数が少なくなるとプレミアム率も本当に小さくなってしまって、前は庁舎のほうに申し込んで、庁舎のほうに購入に来ていただくという形で取り組んでいましたが、やっぱり車を持っていない方はあいあいタクシーとかバスで来るようになってしまうと、交通費だけでやっぱり800円から1,000円くらい、バスだともう少し値段的には下がるのかなと思うのですけれども、そうすると5,000円でプレミアムつきのを買ったとして、1,500円のプレミアムがついたとしても、1,000円交通費でかかってしまうと恩恵がないということで、やっぱり買わないという方も結構いらっしゃるのです。そういったところで、やっぱり庁舎だけでなく、もう少し身近で買えるような、金融機関にお願いするとか、そういったことはできないのかなと思うのですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ほどのおただしについてですが、昨年度から販売箇所は商工会のほかに、銀行、本郷であれば会津信用金庫、高田でも会津信用金庫、新鶴ではJAということで、銀行でも、金融機関でも買えるような取組をしております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） 銀行のほうでの販売率は、どのくらいだったのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 商工会というよりも、ほとんど金融機関、9割以上が販売は金融機関の実績となりました。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） 9割近く金融機関ということですが、そうしますと結構身近に利用された方がいらっしゃるのかなと思うのですけれども、購入された方はどのくらいの、前回から、何回か行っているのですけれども、どのくらい増えているのでしょうか、教えてください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 昨年度は、販売額は1億5,000万円で、そこにプレミアム率をつけますと1億9,500万、額面額ではそういう発行をしました。昨年度は、申込みのはがきを出していただいて、それに基づいて金融機関で買えるような仕組みをつくったのですが、1回目では1億5,000万のうち約8,000万程度が金融機関で購入していただきました。まだ余りがあるということで第2回目の申込みを受けまして、それで約5,000万近くが2回目で売れたということになりまして、最後に1,000万ぐらい残りましたので、それは高田、本郷、新鶴の各商工会のほうで直接販売して、その日のうちに売り切れたというようなことでございます。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） 一応金額的なちょっと報告をいただいたのですけれども、人数的な割合というのは分かるでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 人数的には、昨年度も大体3,000人ぐらい、4,000人まではいかないのですけれども、3,000人台の人が購入しています。これは、令和2年度も同じでして、やはり購入される方というのは4,000人まで届かないような、3,000人台の結果となっております。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） そうしますと、4,000人といいますと大体人口の大体5分の1ぐらいです。5人に1人という感じで、やっぱり買える方は、本当に利用される方はかなり高額なプレミアムを手にすることができるのですが、やはりもう少し利用される方をちょっと増やしていければなというふうに思いまして、3,000とか5,000という形で出させていただいたのですけれども、最終的に商工会のほうでも割り振って、そちらのほうで1日で販売ができたということで、できれば今回商工会も入れて、本当に取り扱う窓口をちょっと多くしていただいて、利用される方を、本当に500人でも200人でもこのプレミアム付商品券を購入して、本当に生活に役に立ったという喜びの声を上げていただける方を増やしていただきたいと思いますので、その辺のほうはいかがでしょう。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 事業に関しましては現在構築中でございますので、まだ詳細なお答えは差し控えさせていただきますが、仮にそういったプレミアつきの商品券事業につきましては、今議員おただしの利用しやすいような販売方法、さらには周知の方法を含め、検討したいと考えてございます。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） すみません。今ほどちょっと私令和2年、昨年度とおとし、3,000人、3,000人と言ったのですが、すみません、令和2年度は世帯で最大5万円でしたので、3,000世帯台ということでご理解願います。

あと昨年度の令和3年度につきましては、やはり3,000人台ということだったのですが、結構やはり1回目の8,000万というのが3,000人くらいの方が買われて、あと2回目も同じような方が買っているということで、トータルで見ると、実人数で見るとやはり3,000人台ぐらいだということでご理解をお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） 分かりました。結局やっぱり令和3年に関しては大体3,000人の方がほとんどを占めたということですよ。利用される方を少しでも……

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） そうです。3,000人台、3,000人というよりはちょっと4,000人に近いような3,000人台ということでご理解願います。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） 分かりました。

では、3番目になりますけれども、町外で暮らす学生に対して、前はエール事業ということで町の特産物を送っていただいて、本当に123名以上の方に送られたということで、利用された方の声を聞きますと本当に喜んでおられました。その中にやっぱり町長のメッセージが入っているということで、それを受け取った学生の方も、本当に美里町に対して自分のふるさとだという認識をまた深めたのかなというふうに思います。今回給付金等々書かせていただいたのですけれども、このエール事業を前回のみだけでなく、内容的に、金額的なことにある程度なってくるのかもしれませんが、やっぱりこの町長のメッセージというものをその町外の学生に届けていくというところを今回はちょっとメインにしながらの取組にさせていただくことはできないのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） エール事業でございますが、それは町長答弁にあったように過去実施してまいりました。これは、さらに学生支援という面も当然ございますが、その当時はなかなかこちらのほうに、地元のほうに学生がなかなか帰ってこれない、来づらい状況であったということで承知しております。その意味も含めまして、町長のメッセージというようなことも考えてやったという事業でございまして、確かに今般こういったコロナの状況が若干変わりがして、現在であれば学生の方も地元以前よりは帰りやすい状況になったものと承知しております。町長のメッセージにつきましては、そういった町外に出ております学生に対してのメッセージは確かに効果的なものでありますので、その辺につきましてはちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） やっぱり自分のふるさとである美里町と、町外に出て、昨日の同僚議員の質問の中で、やっぱり帰ってくる子供が本当にいない、マイナスになっているという数字もお聞きしました。やっぱりその中で、町外に出た学生が大人になっても自分のふるさとは美里町なのだという意識といいますか、そういった自分には帰れるふるさとはあるという安心感というのは、学生においてもですけども、そこで卒業して社会人になったとしても、美里町との絆というか、そういったものを切ることなく、やっぱりいつも美里町はあなたを支援、応援しているのだという、そういったメッセージがあるということですごく励みになりますし、やっぱり美里町に帰って何か恩返しをしたいという、若い方が自分は本当に皆様からいただいた真心に対して恩返しをしたいという声がやっぱり聞かれるようになっていきますので、そういったところからも絆を深めるために、エール事業といいますか、内容を工夫していただきながら続けていただければなと思います。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 趣旨は、若干変わるのかなと思っておりますが、やはりそういった学生の方が町外に出て、地元に戻っていただきたいと、そういうメッセージも含めまして、どういった方法、さらには手法があるか、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

○議長（横山知世志君） 小島議員。

○8番（小島裕子君） 終わります。

ありがとうございました。

○議長（横山知世志君） 小島裕子君の質問は終わりました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

休 憩 （午前10時53分）

再 開 （午前11時10分）

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

次に、通告第6号、12番、根本謙一君。

〔12番（根本謙一君）登壇〕

○12番（根本謙一君） それでは、私の通告したことにより、質問をそれぞれ3点お伺いします。

まず、大きな1番目でございます。3地域の創生取組推進について。本町の3地域、高田、本郷、新鶴には、それぞれに固有の歴史と特性があります。地方創生が唱えられて久しい中、振り返るといろいろな感慨を抱きます。5年前に議会としても提言書を出しました。時代の著しい変化の中で、今期を節目として温故知新により地域創生に改めて向き合う必要があると考えております。個別最適化ではなく、全体最適化の観点が大事になると思えます。

そこで、昨年12月会議一般質問とも関連しながら次についてお尋ねをいたします。①、まず高田地

域街なか再生への取組についてです。住み心地のよいまちづくりを俯瞰したビジョンづくりのための組織体制づくりの必要性を進言しましたところ、町長は同意して、取り組むと明言いたしました。どのように進める考えかを伺います。

②、本郷地域街なかにぎわい創出ランドデザインづくりの必要性についても町長は同意いたしました。そして、取り組む組織と一緒に立ち上げたいと言われたことから、進め方について所見を伺います。

③、新鶴地域創生については、言うまでもなく農特産物を核とした食と癒やしと健康のエリアゾーンとして生かされていくべきと考えておりますけれども、町長はどのように考えていくのか、所見を伺います。

大きな2番目に入ります。旧本郷第一小学校跡地利活用の理念具体化推進について。さきの3月会議一般質問においての答弁内容から関連して質問いたします。答弁要旨は、跡地利活用における3つの理念の具体的計画づくりに向け、プロポーザル方式にて業者を選定し、町民ワークショップを開催して議論活性化を図り、理想となるべく町民、地域住民と共に進めていくとのことでした。そこで、次のことについて所見を伺います。

①、全体イメージとしては公園化と言ってもいいと思います。公園にはポテンシャルがあると言います。これからの社会にとって公園とは何かを考え、そこにある意味を感じられるものであってほしいと思います。そこで、確認ですが、まずはプロポーザル方式において全体構想素案が提案されて、業者を選定し、複数回のワークショップを生かして町民納得の計画づくりになると理解してよいのか。

②、計画づくりと構想実現の目途はどのように考えているのか、お願いいたします。

大きな3つに移ります。幼小中一貫教育についてでございます。地域と共にある学校づくりと幼小中教育の連携による次代を担う人材育成プロジェクトの取組については、昨年12月会議及び今年3月会議一般質問においてただしてきておりますが、関連して次について所見を伺います。

①、幼小中一貫教育の導入は、本町の教育全体にもたらす影響は大きいものがあると考えます。平成28年4月、学校教育法が改正され、学制改革を起因とする小中一貫の義務教育学校という全く新しい学校が生まれたわけです。私は、なぜかという理由については一定の理解をできるのですが、町民の十分な理解を得るのに過日の5月22日の説明会でよしとするのか、どのような認識か伺いたいと思います。また、メリットのみならずデメリットがあることも言われていることから、先進事例の教育的な検証や成果と課題について、どのような認識をお持ちなのか伺いたいと思います。

②、このプロジェクト事業施策1の取組で、まず本郷地域でモデル化したいと述べていました。一貫教育と連携教育とか、義務教育学校と併設型、連携型とかいいます。また、施設形態も一体型、隣接型、分離型の3種類があります。本町全体化については同時並行的にどの意向なのか。目途を含めてどのように考えているのか伺います。

③、義務教育学校は2023年までに全国で525校が開校予定と言われております。そして、取り組み

方にも工夫が必要ともいいます。どこか目指すモデル校があるのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 12番、根本議員の一般質問にお答えいたします。なお、幼小中一貫教育につきましては教育長から答弁しますので、よろしく願いいたします。

初めに、3地域の創生取組推進についてであります。1点目の高田地域の街なか再生への取組につきましては、地域の現状に応じた効果的な施策を展開するため、必要となる長期的な視野に立ったビジョンを策定するため、町と商工会が連携し、学識経験者、商工事業者、地域住民及び関係機関などにより、新たに設立する協議会を中心に取組んでまいります。この協議会は、長期ビジョンの策定に当たり、地域の課題やその対策、将来像などについて様々な角度からの議論を行うとともに、ビジョンの策定後は計画の実行と進捗管理の役割を想定しております。本年度におきましては、住民懇談会や協議会による本格的な議論を行うための準備段階としまして、商工会と連携し、空き店舗や賃貸の意向、後継者、事業継続の考え方などの調査を実施することにより、ビジョン策定の基礎資料となるデータの収集を行います。また、データの収集に当たっては、福島県のまちなかにぎわい創出専門家派遣事業に応募し、専門家の意見を参考にするとともに、大学等の研究機関の協力を仰ぐなど、多角的な視点から現状分析を行うことにより必要なデータを収集したいと考えております。その後につきましては、収集したデータの分析が終了次第、速やかに広く意見を求めるための住民懇談会、ワークショップ並びに協議会を開催し、地域の住民と商工会、町が一体となって長期的なビジョンの策定を進めてまいります。

2点目の本郷地域につきましては、基本的に高田地域と同じ進め方が適切であると考えております。しかし、現状の課題や要因、マンパワーなど異なる部分もあると思われまますので、先行する高田地域の進め方を参考にしながら、高田地域のデータ収集後、本郷地域の調査を開始する予定です。こちらも高田地域と同様に専門家の協力を仰ぎながら、地域住民と商工会、町が三位一体となることで街なかにぎわい創出ランドデザインづくりに取組んでまいります。

3点目の新鶴地域につきましては、豊富な農業資源と観光資源が存在しているため、その強みを生かした地域づくりが必要だと考えております。水稻やブドウ栽培など新鶴地域特有の地形や自然環境を生かした農産物のブランド力、販売力の向上を目指していくとともに、地域おこし協力隊が積極的に取り組んでいる会津美里町でしか経験できない農業体験を軸に、地場産品を材料とした健康的な食事を味わい、新鶴温泉で疲れを癒やすなど、魅力的な農業と観光エリアとして整備に取り組んでまいります。

次の旧本郷第一小学校跡地利活用の理念具体化推進についてであります。1点目の町民納得の計画づくりににつきましては、7月に旧本郷第一小学校跡地利活用基本計画策定業務委託に係る公募型プ

ロポーザルの実施に向け、事務を進めているところであります。町としましては、令和元年7月に提言された3つの理念を軸に幅広い町民の意見を盛り込んだ跡地利活用基本計画とするため、複数回の町民ワークショップを取り入れた計画づくりを進めてまいります。

2点目の構想実現の目途につきましては、本年度に策定する跡地利活用基本計画の中で、スケジュールを明確に示すとともに、令和5年度以降、その基本計画の実現に向け、町民の方々との丁寧な合意形成を図りながら事業を着実に進めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（横山知世志君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 12番、根本議員の一般質問にお答えいたします。

幼小中一貫教育についてであります。1点目の町民の十分な理解が得られているかにつきましては、開校までには義務教育学校の校舎、敷地の整備や特色とすべき教育方針等の策定など、今後も引き続き調査研究しながら開設業務を進めてまいります。その進捗に応じ、町民の皆様説明会を開催し、丁寧に事業を推進してまいります。また、先進事例の教育的な検証や成果と課題に対する認識につきましては、平成29年度の文部科学省の調査によりますと、従前の調査と比較して義務教育学校を設置した成果が認められると回答した学校が増加しており、課題が見られると回答した学校は減少しております。これは、9年間の系統性を確保した教育課程を編成することで学習規律の定着が進んだり、いわゆる中1ギャップの解消が見られた等の成果であると捉えております。一方、開校時には子供たちの新たな環境への順応や教員の多忙化等課題も多いことから、先進事例の知見を事業に生かせるよう調査研究を進め、対策を講じてまいります。

2点目の事業の進め方につきましては、各地域における小中学校の実情が異なることから、本郷地域においては施設一体型の義務教育学校、新鶴地域においては施設分離型の幼小中一貫教育校、高田地域においては小中連携教育が実践できるよう同時に事業を進めてまいります。今年度においても教員の相互乗り入れ等可能なところから実践してまいります。

3点目の目指すモデル校につきましては、目指すモデル校はございませんが、県内の事例を中心にさらなる調査研究を進め、各校の成果や課題を収集分析しながら当事業の推進に反映してまいります。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、大きな1点目、3地域の創生取組推進についてでありますけれども、基本的にこの答弁の趣旨と私の考え方は、方向性は全く違和感ありません。この方向でしっかり取り組んでいただきたいということをまず申し上げさせていただきます。大変にわかに町長に対して失礼かと思っておりますけれども、5年前に本町で会津美里町都市計画マスタープランをつくられております。大変内容は充実している

というふうに私も認識しておりますけれども、ただ5年たてば当然違うところも出てきます。これだけ緻密に準備を2年間してつくったにもかかわらず、現状とは違う状況も、この計画の中とは違う現状が出てきていることもまた事実であります。そのぐらいに計画に固執することなく、やっぱり柔軟にそのときそのときで、あるいは状況の中で柔軟によりよく変えていくというのはあるべき形だと思っておりますので、そこに異論を言うつもりはありませんけれども、ここに地区別構想というのがございます。高田地域、本郷地域、新鶴地域、しっかりつくられております。ですから、これはすごく参考になる。これを踏まえて、今町長が答弁されたこれからの3地域の活性化に向けての取組を進めていくということはとても大事だと思います。これなしに新たにつくるということは、私はそんなむちゃなことはする必要はないと思っておりますけれども、失礼ですけれども、町長はこれ中身をご存じでしょうか。読まれました。そうですか。分かりました。

それで、ここで大事なことを述べているのです。実現化方策、82ページですけれども、僭越ですけれども、ちょっと言わせていただきます。まず、住民参加の推進ということですが、その考え方が一番大事です。この会津美里町で住民自治という言葉は今まであまり使われてきていません。でも、この言葉ってとっても大事なのです。イコール地域自治ということにもつながる。地域のコミュニティの希薄化を考えると、この住民自治という考え方をしっかり住民の皆さんに理解してもらいながら住民参加をあまねくいただく、それで力強く未来に推進していくという、そういう基本的な認識があるのとないのでは全く違う。町から言われたから参加したではなくて、積極的に参加してもらおうという方策を取るべきだと思います。そのためには情報の共有化が必要です。言うまでもありません。そして、今この答弁書の中にもありました体制と仕組みづくり、これもまた大事だということここで述べております。全く至極当然のことです。そういう中で、この住民参加のところで協働体制のことも言われております。それは、職員もしっかりつくっていかねばなりませんねということです、所管に任せっきりでなくて。職員の中からも積極的にまちづくりに関わるような人材をつくっていく必要がありますよねと。すばらしい中身になっているのです、このマスタープラン。しっかりこういうことを踏まえてこの町長答弁のとおりに進めていっていただきたいなというふうに思いますけれども、その辺の感想を伺いたいと思います。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） 質問にお答えをさせていただきたいと思います。

根本議員の質問に対しての答弁であります。昨年お約束したとおり、合併はいたしましたけれども、3地域の特性を生かしたまちづくりが必要だというふうに私自身も認識しております。そしてまた、合併したとはいえ、その地域地域がありますから、地域の方々のご意見、参加をしていただいて一緒に進めていくという考え方、これに私も同意をさせていただきたいと思います。また、議員がおっしゃったように、担当課に任せるだけではなくて、職員づくりということもあるかもしれません。また、職員にも関心を持ってもらって、この会津美里町のそれぞれの地域がそれぞれよくなるような施策を

展開していくべきだと私も考えております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） よろしく進めていただきたいと思います。

少し中身に入らせていただきますけれども、商工会と連携、これはもう至極当然のことですけれども、過去は過去として、新しく首長になられ、その判断、決断、指導の下にこれから動き出すというふうになれば、今までの発想と違う捉え方で職員の皆さんも整理していただきたい。ここが一つポイントになってくると思っております。町が本気になれば、住民の皆さんとて今までとは違うぞという受け止め方が必然的に私は生まれてくるというふうに信じております。その点について、相当職員の皆さんにも勉強してもらわなければなりません、先進事例もいろいろありますから。ここで、先進事例をあちこち述べるつもりはありませんけれども、先進事例を見ますと、これはいいよねというのはいっぱいあります。職員の皆さんだって勉強しているはずです。行ってみてもいるでしょうし、議会のほうからも提案されたりします。そういう相乗効果をぜひつくっていけるように真摯に向き合っていただきたい。町長のリーダーシップがやっぱりキーポイントにもなるかと思えます。再度のお尋ねですけれども、答弁をお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） お答えをいたします。

やっぱり町側が積極的にまちづくりに関して取り組む姿勢というのは、私も大事だというふうに思います。ましてや町長たる私が先頭に立っていろんな声を聞きながら進めてまいりたいというふうに思います。就任して1年余りですけれども、地域の方々と話す機会の中で様々な提言もいただきますし、新たな発見もさせていただいております。そういった声を大事にしながら、多くの意見を取り入れながら、トップセールスといいますか、先頭に立ってまちづくりを進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） それでは具体的にビジョンづくりですけれども、これはここではまずデータでした。現状分析をしなければなりません。5年前においてもやってはおりますけれども、やっぱり時代はもうどんどん変わってきておる現実、厳しい現実がございます。人口減少が思いのほか早く進んでしまっているというところを考えると、このデータ分析はとっても大事になってくる。当然専門家の知見も必要だということで、このビジョンをまとめるのにやっぱり1年ぐらい考えているのですか。私は、時間はかけたほうがいいと思っておりますけれども、ばたばたとつくるものではないと思っておりますけれども、その点の考え方を伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） 策定期間につきましては、やはりデータ分析等をしっかり行いたい

と思いますので、今年度かけてしっかりした分析したものをつくりまして、来年度からこの協議会を設置して、あとワークショップなどもしっかりとした議論を行いたいと思っています。それで、もし来年度に本当になかなかまとまらない場合は、その次の次年度も少し入るかもしれませんが、そういった1年とか期限を決めて、そこで決めてつくる、必ずつくるということではなくて、ある程度時間をかけてもしっかりしたビジョンをつくっていきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） それで、本郷地域の部分につきましては、先行する高田地域の進め方を参考にしながらというふうに述べられております。そこで、それは高田地域の分析が終わってからというようなニュアンスなのか、その辺がちょっとはっきりしないので、そこだけ確認させてください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 本郷地域につきましては、まず今年度高田地域のデータ分析、専門家の方から本当にアドバイスを受けて、こういったものは必要です、議論のためにはこういったものがあれば絶対いいというようなものを本当にしっかり集めまして、それでデータ分析をします。恐らく今年度はかかると思うのですが。でも、実際それで集めてみて、さらにこういったところが足りないとか、もっとこういったところが必要だというようなことも出てくると思うのです。そういうのも踏まえて、今年度中に何とかデータ分析は行いたいと思っていますので、来年度早めにデータ収集のほうに本郷地域も入りたいと思っています。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 大学の先生方にも協力いただくような内容になっております。当然会津美里町をよく知っている先生方はたくさんおられます。私も存じ上げてる方がいますけれども、十分に関わっていただいて、今までと違う取組をしっかりと進めていただきたいと思います。

新鶴の部分ですけれども、この農業と観光エリアというふうに矮小化は私はしたくないと思います。あそこはいろいろ歴史も、私はつまびらかにはしていないのですけれども、興味深い歴史、銀山街道をはじめございます。そういうことも掘り起こしながら、これは3地域全てに言えることなのですが、再度再確認、掘り起こし、それから地域住民と共有して進む。新鶴地域に関しては、行政のそういう大きなビジョンづくりというのはなかなか入ってこなかったのがここ10年来てしまっているというふうに私は思っていますので、そこは再度しっかり取り組んでいただきたいなど。それも丁寧さが必要だと、いきなりというのはやっぱりいけないと思いますけれども、その点に関しての確認をさせてください。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 新鶴地域につきましては、新鶴地域の強みというのはやはり農業、本当に新鮮でおいしい農作物ですとか、本当にすばらしい、例えばほっとぴあ新鶴からの景色などはすばらしいとお客さんにも言われますので、そういった自然環境ですとか、そういったもの、いいも

のがたくさんありますので、そこを強みに、そういったものを十分活用するというので、あと住民参画によっていろんな人のご意見なども聞きながら、農業と観光エリアということの強みを生かして取り組んでいきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 町長。

○町長（杉山純一君） 今の質問に付け加えさせていただきたいと思います。この会津美里町の都市計画マスタープラン、この中では農の恵みと皆が集うまちづくりということで新鶴を位置づけています。私は、それだけではないのだというふうに思います。もっと新鶴地域、また特出したようなものができるのではないかと今考えを持っていますので、これに固執するのではなく、新たなものを含めて考えていければなというふうに思っています。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 全く私も同感です。そこをこの機会にぜひ探ってしっかりしたものを、将来これをやめてまた別なのを何か考えようということではなくて、しっかりここで地に足つけて構築していただきたいなというふうに思います。

それでは次、大きな2番に移ります。旧本郷第一小学校跡地の利活用の部分でございます。本当にくどいようで恐縮なのですが、何度も何度も一般質問に上げさせていただいております。失礼ですが、恐縮ですが、町長が替わられたことで、より今まで以上に町民の声に耳を傾けるその姿勢に町民は大きな期待を持っていることは間違いありません。それを私も感じているところから、丁寧に問いただしをさせていただいてきているところでございます。このプロポーザルですが、当然専門家ですので、具体的な提案をされてくると思います。当然理念を踏まえているということだと思います。でも、時として、語弊があったらごめんなさい。町長の考え方を忖度するような内容であっては私はいけないと思っています。少なくとも最終的に決断するのは町長ですから、それは特権として当然でありますけれども、まずは業者が考える、これからの在り方の提案であるだろうというふうに期待していますし、その後予定されているというそのワークショップの中で町民の声を吸い上げる、子供のあってほしい姿をどんどんアイデアを出してもらって、その中からすばらしいものを生かしていく、そういう住民参加の中でつくられたからこそ、自分のものとして町民お一人お一人がそこに関わっていける、入っていける、そして願わくばコミュニティーがそこで強化され、そして管理も含めて大きく関わってもらえるようなすばらしい場所になるように私は望んでいるのですが、この点に関してプロポーザルをどこまで生かすかというところにどのような考え方をお持ちか、伺います。

○議長（横山知世志君） 総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

プロポーザルにつきましては、議員おただしのおり、その3つの理念に基づきまして基本的な構想案を提示していただいて、町の理念とマッチするような業者を選定させていただきたいというふう

に考えてございます。ただし、その案につきましては、あくまでこれから町民の方々と一緒につくり上げていくためのたたき台とさせていただき予定でございます。その後にワークショップ等を重ねまして、町民の方々と、町と納得いくような形でもってしっかりと基本計画というのをつくり上げていきたいというふうに考えております。必ずしも、町長の案、町の案というものが優先されるものでは決してなく、ゼロベースで基本理念に沿ったような形で進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 異論はございません。

先日の毎日新聞ですけれども、未来とつながる公園時間ということで、これからの公園の在り方は夢のある公園でなければならないでしょうという専門家の大論が載っておりました。過去は、量から質に移って、今度は質から個性があるもの、個性というのは多様性です。いろんな形があつていいのだと。私がびっくりしたのは、これは東京の渋谷ですけれども、いわゆる民間企業のユニクロが建物の外に、屋上も使って、全て公園化して併せつくる、そういう時代なのだということで私はびっくりしましたけれども、それは一例としてあるにしても、公園があそこにイメージを持っていいということで、私は質問してしまっていますが、この基本的な考え方は間違っていないのかどうか、そこを確認します。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおたがしでございますが、3つの基本理念がございます。まず、1点目といたしましては、本郷地区ににぎわいを創出することができる場所、さらには2点目としましてコミュニティーを形成することができる場所、3点目といたしまして子供が自由に遊べる場所というふうな基本的な概念がございます。これをひもときますと、やはり公園的な意味、公園的な形のようなものがやはり想像されるのかなというふうに私も思っているところでございます。あとは、さらにコミュニティーの場所というふうなことも踏まえますと、ある程度そういった建物等も必要なのかなというふうなイメージではおりますが、あくまで今ほど渋谷区の事例なんかも出されたように、既存の概念にやっばりとらわれることなく、やはり住民の方の柔軟な発想に基づいてつくり上げていくべきというふうに考えております。それによりまして、やはり自分の地域のそういった施設なのだというふうなことで愛着も持っていただくことが可能というふうに考えておりますので、十分にその辺については丁寧に進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） そういう考え方に同感しますので、しっかり進めていただきたいなと思います。この場でソフト面、ハード面の中身は入るつもりはありませんけれども、当然ワークショップではいろんなことが出るはずで、これがすばらしいのです。100%できるわけではないのですから、それを怖がらず、しっかりこの3つにこだわった、あるいはこれが生かされるつくりに向かいますよ

うに、しっかり行政側としてもそれなりに自分たちも勉強しながら、それで形になりますようにまとめ上げていただきたいなというふうに思います。

これは、スケジュール的には本年度に策定する基本計画の中で明確にすると、今の段階では5年度以降、以降というとなら6年度でも7年度でも8年度でもなりますけれども、あそこはもう10年近くああいう状況で来ているわけですので、できれば早くまとめ上げ、早くというか、しかるべき時期にしっかり町民とともに向き合いますようにやってほしいと思いますけれども、確認の意味で。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

そのスケジュール感でございますが、基本計画につきましては今年度中にしっかりと整えさせていただきたいと思っております。その後ある程度今度は基本的な計画に基づきまして基本設計、次年度以降に、令和5年度以降になると思っておりますが、基本構想、さらには基本設計、それから実施設計を経て工事に取にかかるというふうなことで、その後3年程度はかかるのかなというふうには思っておりますが、いずれにしてもなるべくスピーディーに進めてまいりたいというふうに考えております。さらには、スピーディーさの中にもしっかりと丁寧さも併せ持ちながら進めてまいりたいというふうな予定で考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 丁寧な答弁、恐縮です。

もう一点確認します。このワークショップの開催時期が今言えたらお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） ワークショップの開催時期につきましては、今のところ8月から10月を予定してございまして、その中で4回程度、実施したいというふうに考えているところでございます。やはり基本理念の一つには、子育て、いわゆる子供が自由闊達に遊べる場所というふうなご提言もありますので、なるべくそういった若い世代の方にもご参加していただけるように、何とか工夫しながら進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 分かりました。

では、次に移ります。幼小中一貫教育についてでございます。この前所管で保護者説明会の次第を頂戴しました。これに基づいて説明されたようではありますが、説明の中でなぜ本町で幼小中一貫教育に取り組むことになったのか。なぜなのかという部分がなかなか読み取れない。我々に対する説明の中でも一定程度はその部分に触れられてはおりますけれども、当然私らは立場としていろんな各方面から情報も取りながら独自に勉強するということが当然のことです。理解は一定程度できる場所はあるのですが、町民からするとなかなかそこは、もっと簡略して分かりやすく説明していただかないと、そのなぜが解けない部分が多いのではないかなというふうに思いますけれども、

この説明会でどういう質問があったのかとかも含めて、もうちょっとつまびらかにしていただけないか。説明は十分にできたのか。なぜ今やるのかというところで。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えをいたします。

過日の保護者対象の説明会におきましては、今議員がお話しされました導入の目的とか意義とか、そういうところについても時間をかけて話させていただいたつもりでございます。具体的には、現在国を挙げて幼児教育の重要さがあちらこちらで議論されておりますし、それから文部科学省も今実践的な研究として取り組み始めております幼児教育と小学校教育の接続、架け橋プログラム案というのがもう既にできておりますけれども、こういうところを大切にして幼児教育で生まれた子供たちの資質、能力が小学校教育にうまく生かされていくように、いわゆる小1プロブレムというものを解消していく必要があると。それから、小中学校の接続につきましても中1ギャップの解消であったり、それから文部科学省が今年から取り組み始めております、いわゆる小学校高学年における教科担任制の導入であったりというようなところをよりやりやすくするためには、もっともっと小中学校の連携も深めていく必要があると。今根本議員は、幼小中一貫教育とおっしゃいましたが、私は幼小中の連携によるというふうな言葉を使っておりますけれども、その連携が重要であるということを切々と申し上げました。特に幼児教育の重要性、脳の発達等から考えてやはり6歳くらいまでの教育の重要性、それから一般的には12歳程度でも大人の脳と同じように発達をしてしまう状況を見ると、それまでにいかに脳の発達に配慮した教育を施すことができるかというのがとても重要なのだというようなことも含めてお話をさせていただいたところでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 実は、今ネットで情報はどんどん取れますから、いろんなところを見ているのですけれども、大きいところを見てもしょうがないから、本町と同程度のところとかを探して見ているのですけれども、やっぱりそれぞれ皆さん取っかかりはご苦労なさっていて、2年、3年後に、あるいは5年後にこういうすばらしいチラシを作って、本当に分かりやすく発信しているのです。本町も取り組んだ後、二、三年後にこういうことをやるという考えではないと思います。先進事例はしっかり、たくさんございます。もう早いところでは20年前から試験的にやっているところがありますし、10年前ぐらいからどっと増えるようになってきた。現在は、義務教育学校、それから一貫教育含めて1,000校を超えるのが現実です。本当に分かりやすく説明されているところは、それぞれのまち、教育委員会、あるいは学校のホームページ、どんどん出しているのです。それを皆さんネットで見られるでしょうという話ではなくて、町はこういう考え方でこういう取組に今向かっていますよと。もう初めから成果、それからメリットを最大限生かしてデメリットを最小化するという、そのためにはこういうふうやっていくのですよということも含めて、こういう情報発信の仕方は当然私はどんどん今からやっていくべきだと思いますけれども、お考えを伺いたいと思います。

○議長（横山知世志君） お諮りします。

間もなく昼食の時間となりますが、根本議員の質問が終了するまで延刻したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、根本議員の質問が終了するまで延刻いたします。

答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） 情報発信についてのおただしでございますが、お答えをさせていただきます。

おっしゃるとおり、やはり町民の皆様、特に保護者の皆様に今議員が示されたようなもので丁寧にやっぱり説明していく、特に理念等含めて。それは、今年からいろいろ始めておりますから、コミュニティスクールとかも含めて、やっぱりその進捗状況であったり、成果や課題なんかも発信していく必要はあろうかなというふうに思っています。それは、私ども教育委員会として持てる手段で発信していくのも当然でございますけれども、私はこの幼小中が連携した教育、特に小中を連携した教育とコミュニティスクールの親和性というのはすごく高いのです。なので、私は発足した中学校区ごとの学校運営協議会が主体となって、その経営の在り方であったり、運営の成果の課題であったり、そしてその成果であったりというものをどんどんやっぱり発信していく必要があろうかというふうに思っております。教育委員会主体のものと各中学校区の学校運営協議会からの積極的な発信を柱にしながら、ご理解を賜るよう丁寧な情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） それは、やっていかなければならないと思っています。

2番目でお尋ねしました本町の全体化については、それぞれ地域ごとにやっぱり対応が違うということになりますから、なおさらのことです。義務教育学校、一貫教育はまあまあスムーズに入っていけると思うのですがけれども、連携の教育に向かうとなると、これまた義務教育学校、一貫教育との差、それから学校同士の文化の違い、あるいは教師間の違いも含めて、やっぱりそれぞれ違うと思うのです。一律に、さあ、やってくださいという話ではないと思う。ですから、もう来年、2年後にはもうそこに入っていくわけですので、今年、来年度でしっかり理解を十分に進めておくというのはとっても大事だと思います。やりながら理解を深めていくという話ではないと思いますけれども、その辺の認識を再度伺います。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 今後の進捗ということでのおただしだと思いますが、今根本議員おっしゃったように、やりながら進めていくものではないというふうな言葉がありましたけれども、私はやっぱりやれるところから進めながら同時に進めて、ここから用意スタートということではなくて、今年

度も既に小中学校の必要な教員にはお互いの学校で教えることができるように、もう兼務の名下、辞令を出しております。今後も必要に応じてそれを増やしていきたいというふうに思っておりますが、やはりやれるものから取り組んでいくという方向で進めたいというふうに考えているところでございます。美里っ子育成のための幼小中の連携プログラムも既に見直しをはじめておりますし、手をつけられるところから進めながら、令和6年度は本郷地区における義務教育学校の開校を目指すというスタートの時点でございますので、そこにとらわれずにやれるものはもう今年度から進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 全くそのとおりだと思います。準備も何もなく、さあ、今年度からだ、そういう話ではない。もう当然至極のことです。ただ、教育長、私が言うのはおこがましいですけども、教師の悩み、理念、成果、それから課題も出しているところはございます。細かいところ、やっぱり先生たちからすると、いろんな不安も抱えながら進めているところもこれ現実にあるのです。多忙化だけに矮小化するつもりはありません。そういうことも含めて、そして保護者の皆さんの理解増進のためにも、早くこういう、ペーパー化するのも有効な手だてだと思います。分かりやすく、こうやって書き込んで、なぜなのだ、なぜなのだに十分に答えるような体制は今からやっていただきたいなというふうに思いますので、しっかり進めるためには美里町の未来をつくる子供たちのために、私はもう本気で今取り組んでいきますよというところで推進してやっていただきたいと思っておりますけれども、最後に革新的な答弁をいただいて終わります。

○議長（横山知世志君） 答弁、教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまお話しいただいたとおり、やはり丁寧な説明を尽くしながら、なおかつ積極的に進めていく必要があるものだというふうに思っております。私の思いも含めて、住民、特に保護者の方、あるいは子供たちにも場合によっては、メッセージを伝えながら、よりよい教育環境の整備のためにこの幼小中連携した教育体制が実現できるよう努めてまいる考えでありますので、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（横山知世志君） これで根本謙一君の質問は終わりました。

ここで昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 零時04分）

再 開 （午後 1時10分）

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

次に、通告第7号、2番、大竹惣君。

〔2番（大竹 惣君）登壇〕

○2番（大竹 惣君） まず、質問に入る前に一般質問通告書の訂正をお願いします。質問事項3の

②、上から3行目の「要望が多く寄せられております」の「や」の部分「ら」に訂正し、「寄せられております」に訂正していただけるようお願いします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。質問事項1、子育て支援についてであります。子育てにかかる費用は、学年が上がるごとに増えていきます。また、子供が大きくなるごとに食費も増加します。特に小中学校の入学時には制服や運動着、かばんの購入など、多くの負担があります。本町の子育て支援は未就学児に係るものが多く、小中学生の子供を抱える世帯への支援が少ないと存じます。この教育費の負担が大きい世帯の負担軽減を図るために、子育て支援の予算配分については改善していく必要があると存じますが、考えを伺います。

続いて、質問事項2、子供たちの安全についてであります。本町の未来を担う子供たちの安全を守ることは、非常に重要度の高いものと存じます。そこで、子供たちを様々なりスクから守るための安全対策について2点伺います。まず、1点目、先日政府の記者会見にて新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更が示され、屋外では周囲2メートル以上の距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合はマスクの着用は必要でないとして、具体的な事例として、徒歩での通勤など屋外で他人と擦れ違ふような場合を挙げました。小中学生の下校時などはその場面に該当すると考えますが、現在の学校の指導はどのようにしているのかを伺います。

続いて、2点目です。小学校に通う児童は集団登校ですが、下校時はばらばらであります。熊や不審者の出没に備えて、安全対策はどのような工夫をしているのかを伺います。

次に、質問事項3、町内の交通安全対策の促進についてであります。本町の町民の命と財産を守ることは、行政の最も大切な役割の一つであると存じます。ここで、交通安全対策の促進のために2点伺います。まず、1点目であります。夕方の薄暗い時間になると視界が悪く、車の運転が危険です。他町村では、CMなどを活用して夕方の早めのヘッドライト点灯を呼びかけているところもございます。本町でも放送や広報紙などを利用して多くの予算がかからないような範囲で呼びかけを行い、交通安全の啓発を行うなどの工夫をすることが有効かと存じますが、考えを伺います。

続いて、2点目です。門前町にあります道路脇の灯籠と水路の影響で道幅が狭くなっており、危険であります。車の転落事故も起きています。町民の方々からも改善の要望が多く寄せられております。つきましては、道路の拡張工事を行うべきと存じますが、考えを伺います。

続いて、質問事項4、不法投棄への対処についてであります。本町は、自然豊かで広大な森林面積を保有しておりますが、その反面、残念ながら人目につかない山奥には不法投棄がされている箇所があります。この不法投棄への対処は、どのように行っているのかを伺います。

続いて、質問事項5、役場窓口の利便性向上についてであります。役場窓口での対応は年々よくなってきていると評判を聞きますが、職員の名刺が存在しないため、対応した職員の名前が覚えられず、不便であるという意見がありました。つきましては、薄い紙で簡単なものでよいので、名刺を作成することや窓口で座席表を設けるなどの工夫をしていくことが利便性の向上につながると存じますが、

考えを伺います。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 2番、大竹議員の一般質問にお答えいたします。なお、子育て支援について及び子供たちの安全につきましては教育長から答弁しますので、よろしくお願いたします。

初めに、町内の交通安全対策の促進についてであります。1点目の交通安全の啓発につきましては、本町でも各季の交通安全運動での広報や交通教育専門員による街頭指導などを中心に交通安全啓発活動を行っております。また、平成31年から令和3年まで、夜間における歩行者の交通事故防止を目的に本町が県警察本部から反射材用品等着用促進モデル地区に選定されており、反射材の配布などを行ってまいりました。今後も様々な機会を通じて夕方の早めのヘッドライト点灯の呼びかけなど、交通安全啓発活動を行ってまいります。

2点目の門前町の道路拡幅工事につきましては、令和2年12月会議においても同様な質問がなされ、幅員狭小など様々な問題点が指摘されており、関係機関及び利用される町民の方々と協議を行い、さらなる問題点と改善点の洗い出し、よりよい施設となるよう事業を計画してまいりますとの答弁をしたところであります。今までは当該路線が国の交付金を活用して会津文化発祥の地として栄えてきた町のシンボルである伊佐須美神社、門前町の昔のにぎわいを取り戻し、町の顔にふさわしい、にぎわいのある中心市街地の活性化を図ることを大目標として掲げた一大事業であったことから、道路の形態を維持してきた経緯がありました。また、国費を活用した事業であったことから、整備完了から10年間は形状の変更ができないため、改善を行わず、現状を維持してまいりましたが、整備完了から10年余りが経過した現在、再度国費の活用が可能となりました。今後は、門前町通りとして機能及び景観を損なわないよう、高田地区街なか整備推進協議会の皆様と様々な問題点を整理し、よりよい道路を検討してまいりたいと考えております。

次の不法投棄への対処についてであります。未然防止と早期に発見し、対応することが重要であると認識しているところであります。未然防止対策としましては、これまで不法投棄があった箇所や町不法投棄監視員の意見を聞き、監視カメラや防止看板を設置するなど、投棄されにくい環境づくりに努めております。また、早期発見と対応としましては、町不法投棄監視員が月2回のパトロールを行い、不法投棄を発見した場合はステッカーを貼付することにより速やかな撤去を促し、同じ箇所に投棄が繰り返されないようにしているところであります。また、不法投棄物の処分につきましては、投棄物を調査し、特に悪質なものは警察に通報し、投棄行為者が判明した場合は撤去を指示します。投棄行為者が判明しない場合の処分は、原則土地の所有者に依頼しますが、山間部において道路施設や橋梁等から投棄されたと見られるものは、廃棄物の種類に応じて町と県が処分を行っているところであります。

次の役場窓口の利便性向上についてであります。窓口サービスについては職員接遇マニュアルを作成し、接遇研修を実施するなど、接遇力の向上に努めております。職員には、常時ネームプレートを着用するよう指示しておりますが、対応した職員の名前が覚えられず不便だったという今回いただいたご意見を踏まえ、初めに職員自らがしっかりと名乗ってから対応するなど、来庁された方に担当者名が分かるよう工夫しながら、さらなる利便性の向上につなげてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（横山知世志君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 2番、大竹議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、子育て支援についてであります。児童生徒がいる世帯への支援として、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対しましては、国の基準に基づきランドセルやかばんなどの新入学用品や修学旅行費等の就学援助を行っております。また、対象児童生徒に対しまして、各種大会等に出場した際の交通費等の補助や英語検定受験料の補助を行い、保護者の費用負担を軽減しているところであります。今後も子育て支援に関する予算配分につきましては、保護者の負担軽減を図りながら小中学校の教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

次の子供たちの安全についてであります。1点目の小中学生の下校時におけるマスクの着用に関する指導につきましては、これまで文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき指導してまいりましたが、5月23日に政府より示された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されたことを受け、文部科学省から発出されたマスクの着用に関するリーフレットを送付するとともに、屋外においては、身体的距離が確保できない場合でも会話をほとんど行わなければマスクの着用は不要であることや、会話を行う場合でも身体的距離が確保できれば着用の必要がないことなど、夏季における留意点等も含めて各学校に通知したところであります。特に下校時の屋外でのマスクの着用については、会話をほとんど行わない場合は不要ですが、徒歩による下校では複数かつ近距離で会話をしながら下校することが多くなりますので、マスクを着用することを推奨しながらも、呼気が苦しいときの場合、熱中症予防のため、周囲と距離を取って会話を控えることなどでマスクを外してよいことなど、具体的に指導してまいります。

2点目の下校時の安全対策につきましては、熊に対する対応について、目撃情報等が町に入った場合、町教育委員会にも随時報告される連絡体制を取っております。関係機関と連携を取りながら情報内容を精査し、可能な範囲でスクールバスの一時的な拡大運行、必要に応じて適切な安全対策が取れるよう対応しております。

次に、不審者への対策につきましては、不審者対応訓練等各小学校での取組のほか、不審者に関する情報提供があった場合は、内容を精査しながら関係機関と連携の上、児童の安全が確保できるよう対応しております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、質問事項1、子育て支援について質問させていただきます。他町村での例を挙げますと、金山町、ここは給食費、教材費は無料、運動着、制服代の支援などがあります。西会津町は、小中学校の入学時に一律20万円の支給、そして若松市は高校入学時の制服代を一定の基準で、社協からありますが、支給するなどの独自支援があります。金山町や西会津町などは、本町と比べて人口が少ないので、受益者数も少なく、予算も回しやすいと考えられますが、単純計算ですが、西会津町の人口は6,000人弱で、本町の4分の1よりは多いですが、例えば小中学校の入学時の祝金など、西会津の4分の1の5万円ほどを支給したりなど、少額でも全くないよりは何かとお金がかかるこの時期の世帯にはかなり助かると思います。また、もしそれがばらまきになるような心配があるということであるならば、制服代の一部を補助するなど、今すぐここでできるか、できないかの判断をするのは難しいと思いますが、こういった誰にでも分かりやすい直接的な支援を今後検討していくべきかと思いますが、考えを伺います。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまの再質問にお答えを申し上げます。

確かに保護者の負担軽減という視点はとても大切であるというふうに考えておりますが、こちらからの支援給付以前に、学校においても、教育委員会においても、できる限り保護者負担が軽減できるよう様々な対策を講じているところでございます。例えば教材費を圧縮するために今年度はタブレットドリルなどを導入しまして、現在まで学校徴収金の中で保護者負担で買わせていただいた教材の一部を町が負担する形で導入したりということで、今後も教育の面の充実に向けてできることはしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

一方、議員ご提案の他市町村の取組例などにつきましては、今後検討は必要かと思っておりますが、今一律的に全員に対する支援、給付というのは考えてはございません。教育委員会としてこれを議論したということは、私が就任して以来現在のところありませんけれども、私見を申し上げます、一律的な給付ということは今、議員のお言葉からもいわゆる一律給付はどうかというようなお話はありましたけれども、私も同様の考えで、やはり一律的な支援というよりは困っているご家庭への支援、就学困難な子供への支援という切り口で進めていくべきものかなというふうに思っておりますし、私自身の考えを申し上げます、やはりその支援が子供たちの教育にはね返っていくということが政策としては必要なというふうに思っておりますので、その点をご理解いただきながら今後必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） ただいまの答弁は、ごもっともであると思っておりますけれども、そのタブレット

などを活用して少しでも教材費の圧縮をするなど工夫を凝らしているというところは、誠にすばらしいことだと思いますけれども、また本町では英検の補助などもあって、これも効果的ではあるとは思いますが、ただあまり目立つような支援対策ではないので、どうしても教育に対する支援が少ないと思われるがちでございます。また、時代とともに保護者がどのような支援が欲しいのかも変わってくるものだと思います。特に今はウクライナの情勢やコロナの影響などもありますから、こういった状況の中で今後どのようにこの子育て支援の在り方でやっていくべきなのかというのを、この子育て支援の内容を協議するような、そういった場は今既に存在しているのかをお伺いいたします。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまの質問でございますが、子育て支援の内容を協議するような場としましては、保護者や町民、子供、子育て支援に関する事業に従事をする方などで組織する会津美里町子ども・子育て会議がございます。そのほかにはPTA連合会からのご意見を頂戴する学校教育懇談会、そういった場がそれに該当するかと考えております。そのほか、協議する場ではございませんが、第3次総合計画に基づく町の取組に対する町民アンケートなんかにもそういった内容の設問は用意しているところでございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） そういった場があるということなのですかけれども、今までそういった場でこの子育て支援の内容について実際に協議が行われてきたのでしょうか。

○議長（横山知世志君） こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ここ数年におきましては、そういった具体的な経済支援に対する議論はされておられません。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） そうございましたら、その経済支援の部分もこういう場所で話し合うことができますというところをちゃんと説明していただいて、しっかり協議していただきたいと思います。そして、子育て環境の現状に即した支援の見直しを定期的に行っていただいて、より安心して子育てがしやすい環境づくりをしていくべきだと思いますが、考えを伺います。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 議員が今おっしゃられたとおり、やはり子育てしやすい環境づくりという一つの切り口には経済的な支援という部分もあろうかと思っておりますので、保護者負担のさらなる軽減も含めて今後努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 分かりました。

それでは、質問事項2、子供たちの安全についてに移ります。①のマスクの着用についてござい

ますけれども、これは個人個人で様々な考え方があります。また、強制はできない前提がありまして、とてもデリケートな部分ではございます。正しい知識を町民全体で共有することが必要だと思えますが、この政府の指針を知らない方や考え方の相違などがあります。実際に1人で下校中にマスクを着用していないと学校に苦情の電話がありました。教職員によっては、下校時に1人であってもマスクの着用をしていないと注意するなどの話を聞きました。これは、本町の町民のコロナによる分断の原因になると考えられます。まずは、教育関係者と保護者、そして行政とが正しい知識を勉強し、そしてしっかりと共有することから始める必要があると思えます。このコロナ対策に関する考え方をしっかりと勉強して共有していく考えがあるのかを伺います。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） コロナ対策に関する考え方についてでございますけれども、学校と子供たちにつきましては、私どもの通知や様々な指導を下に適切に行われるよう今後も努めていかなければならないと思っておりますし、それから6月下旬にもこども園長それから小中学校長を集めた会議もございますので、さらなる徹底を促していきたいというふうに考えております。一方、町民の方に対する案内につきましては、なかなか手段も含めて難しいところはあろうかというふうに思っております。学校においては、定期的に学校だより、学校通信等を発出しております。場合によっては、各地区回覧であったりということで住民の方の目にも触れるような対応をしている学校がほとんどでございますので、今後ともそういう機会を逃すことなく、住民の方にも対応については説明している学校もございまして、今後していないところについてはさらに私どもからも依頼をしまいたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） ぜひとも工夫していただいて、分断が起こらないように官民一体となった情報共有の在り方をしっかりと今後も協議して実行していただきたいと思えます。

それでは、②に移ります。通学路の安全対策でございますけれども、この通学路の安全対策というのは毎年行っているということだと思えますけれども、物理的な危険箇所だけではなくて、防犯の部分についてもしっかりと協議をしているのかを伺います。

○議長（横山知世志君） こども教育課長、渡部雄二君。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまのご質問でございますが、町通学路交通安全推進協議会におきましては、交通安全だけではなくて防犯に関する点検を行っております。その結果によって、状況に応じて警察にパトロールをお願いしたりとか、あとは危険看板の設置をしたりとか、そういった対応をしているところでございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 声かけ事件などは、ちょっとお話を聞いたら年に1度あるかないかということではございましたけれども、これは被害があつてからでは遅いものでございます。最終的に最も現実

的で効果的な防犯対策といいましたら、地域住民の方々との連携をしていくしかないのかと思っております。したがって、地域住民の方々と安全対策を協議していく必要があると考えておりますが、その辺の考えを伺います。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答え申し上げます。

今年度町内小中学校全てをコミュニティスクール化させていただきましたけれども、各中学校における学校運営協議会を中心に、同時に地域学校協働本部を各中学校区ごとに今年再配置させていただいております。これが現実的には小学生の登下校の見守りであったり、様々なところで学校の応援ボランティア等にご協力いただく体制をつくっていくことになろうかというふうに思っております。現在よく整備されている部分と、まだそういう下校時の見守り体制なんか不十分な地域がございますので、そういう地域学校協働活動を通しまして、地域の方々によって子供の登下校の見守りなんかの体制が取れるように今後進めていっていただきたいというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 地域と共にある学校づくりということで重点プロジェクトとして上げておりますので、今後は地域の方々と一緒になって子供の安全の部分もしっかりと守っていけるシステムを構築して、より安心して子供たちを学校に送り出せるような環境が整うことを期待しております。

それでは次に、質問事項3、町内の交通安全対策の促進について再質問させていただきます。まず、①の部分であります。車の早めのヘッドライト点灯による安全対策の啓発については、答弁の中で呼びかけを行っていただけたということで前向きな回答をいただいたと受け取りました。具体的に、その中で放送を活用することも考えているのかを改めて伺います。

○議長（横山知世志君） 総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

交通安全の安全対策の啓発、啓蒙に関しましては、防災無線等を通じまして現在も呼びかけを行っております。これにつきましては、必要であるというふうに町で認識しておりますので、今後も継続して実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 放送での呼びかけをする場合は、放送の時間帯や頻度はどのくらいを考えているのかを伺います。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） まず、放送の時間帯でございますが、朝の時間帯でございますが、朝の7時10分に防災放送のほうを流させていただいております。頻度でございますが、週に1回程度お流しさせていただいているというところでございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） この放送の部分に関しては苦情が出やすいということも聞きましたので、やり過ぎても逆に迷惑がかかるということですので、今までの様々な放送での結果を踏まえて調整していただき、より効果的な啓発を行うことを期待しております。

それでは、次に移ります。②の門前町の道路のことについて、再質問させていただきます。この門前町の道路の危険性については、先ほど私が質問した中で、答弁の中で景観のことも考えているということも回答がありましたが、景観と住民の安全を比べましたらやはり住民の安全を優先すべきではないかと思いますが、所感を伺います。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長、鈴木明利君。

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、ただいまのご質問でございますけれども、住民の安全ということでございますけれども、議員がおっしゃいますとおり、最優先されるべきものというふうに認識しておりますが、先ほど町長答弁にもございました内容のとおり、景観に配慮して造った道路ということでございますので、その辺の両方が成り立つようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 景観のことよりも安全のほうを優先するというのは、やっぱり当たり前のことだという考えがあるということで受け取りましたけれども、町外の神社仏閣巡りや旅行が好きな方の話を聞きますと、この門前町の駐車場というものを使うということはほとんどないということで、伊佐須美神社の駐車場に車を置いて、また高田のインフォメーションセンターまで歩いてちょっと観光するという方がたくさんいました。実際に私自身もあの狭い道路をあまり運転したくないので、伊佐須美神社の川沿いの駐車場が広いので、そちらに車を置いて、もしくはインフォメーションセンターのほうに用事があったら、そちらのほうの駐車場を活用しております。また、赤沢方面の方々は地理的に便利な門前町の通りを活用する方も多いと聞きますが、どうしても道が狭くて気を使うために遠回りを仕方なくするという方もいらっしゃいました。非常に不便を感じている町民が多いようです。予算もかかりますし、今までのいきさつもあって簡単な話ではないことは承知の上でございますけれども、まず突起物よりも川などくぼんだところが車から見えにくくて大変危険だと思いますので、川をグレーチングできるような構造に改修するとか、もしくは川を埋めてしまって、代わりに地面に川や魚の絵を描くなど、何らかの方法を使って安全対策を講じるべきかと考えますが、所感を伺います。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 確かに水路があるということで車が落ちたとか、そういう報告も受けております。そしてまた、道幅を広げてほしいというような要望も承知しております。今後につきましては、そのような観光、そしてまた生活の両面から道路構造等の検討をしまいいりまして、議員が提案されますグレーチング等その他いろいろの方策を景観に最大限配慮しながら、製品等、そしてまた道路の在り方について検討をしまいたいというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 施工時やその前の話合いの段階では、景観がよくなってとても面白い試みだったと思います。でも、実際にきてみますと不便だったということは、この件だけではなくてほかのことにもあることだと思います。こういった件は、施工後時間が経過したときこそ協議をしっかりと、改善していく必要があると思います。

最後に、この件に関しましては、町長も恐らくこういった話を耳にしていると察しますが、町長はこの件に関してどう感じているのか、所感を伺います。

○議長（横山知世志君） 答弁、町長。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきたいと思います。

答弁でも申し上げさせていただきましたけれども、この道路はいろんな経緯があって、あの通りを活性化させようということで、当時いろんな工夫をしながら、国費を投入してあそこにあったスーパーを買収したりして造った道路だというふうに思います。私も実際もう何度も通って、非常に車で通るには通りづらい道路だなという実感をしておりますし、町民の方々からいろんな問題点も含めて聞かれるところであります。先ほど根本議員の質問にもお答えしましたけれども、今街なかを含めてどうしたら活性化できるかという協議会を立ち上げて、これから話合いの中に入ってまいります。そんな中で、直すべきものは直さなければいけないという認識は持っていますけれども、できればあまりお金をかけないで、空いたものを利用できないかということも含めながらこれから検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 今後しっかりと協議していただいて、町民の安全もしっかりと補完していただくことを期待します。

それでは、質問事項4、不法投棄への対処について再質問させていただきます。まずは、毎年どのくらいの量の不法投棄を見つけ、そしてどのくらいの量のごみを処分しているのかを伺います。

○議長（横山知世志君） 答弁、町民税務課長、猪俣利幸君。

○町民税務課長（猪俣利幸君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

町が確認いたしました不法投棄の量につきましては、ここ3年間の1年当たりの平均を申し上げますが、件数は22件でございます。その量につきましてはテレビ、エアコンなどの家電製品が5台、廃タイヤが12本、それからベッド、ソファなどの生活系製品が4台、また生活系ごみ、それから建築廃材などの産業廃棄物の混合物で、種類ごとの数量等については記録がございませんので、把握してございませんが、まとまった量の投棄が大体6か所となっております。処分につきましては、ステッカーの貼付によりまして自主的に回収されたもの、それから河川敷などの県の管理地を含めまして、土地の管理者が処分したものを除きまして、全体の量の大体8割程度を町が処分しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） それでは、次の質問で、看板やカメラの設置、そして回収したごみの処分料にはどのくらいかかっているのかを伺います。

○議長（横山知世志君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 看板につきましては、毎年10本程度作成してございます。地区からの要望があれば、地区への提供も行っております。作成費用については、大体1本当たり8,000円程度でございます。監視カメラでございますが、令和3年度は11か所に設置してございました。町で6台所有してございますので、不足分については県の振興局から借用しておりまして、ここ数年購入はしてございません。

また、ごみの処分料につきまして、こちらにつきましてもここ3年間の1年当たりの平均を申し上げます。1年当たりの処分料9万2,000円となっております。その前の3年間の年間平均につきましては20万8,000円であり、大体半額程度、件数も減少しているような状況でございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 答弁から察しまして、昔よりは件数も減ってきているということで、また県からの一定の支援もありまして、今のところは不法投棄にはしっかりと対応していると感じましたが、先日博士トンネルを過ぎて昭和村の手前の山の中ですけれども、美里町側にも不法投棄が目立ちますとの町民の方から情報提供がありました。これを把握しているのかを伺います。

○議長（横山知世志君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） 発見された方から5月の初旬だったか通報がございまして、県と一緒に現場を確認してございます。現場につきましては、博士トンネルから約3キロ程度先の未舗装の駐車帯の奥側の草むらに、大体量にして2トントラック1台はちょっと超えるかなと、2台までは満たないような量のほうの投棄物を確認してございます。トタンなどの建設廃材とか廃タイヤが大半でございまして、そのほかではバイク、それからテレビなどの家電製品が主なものでございました。社殿下方に投棄されていたものを通報された方が数日かけてその上に引き上げたとのことでございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 捨てる神あれば拾う神ありで、その一般の方、通報された方がそのように片づけを手伝ってくださったということで、とても心温まる話を聞くことができたのはこういう話をする中でとてもうれしく思います。その方のように、多くの町民の皆さんは本町の豊かな自然と景観を愛して、守っていきたいと思っておりますので、この不法投棄の問題はなかなか完全になくなるとい

うことは難しいことであるとは思いますが、今後もしっかりと対応していただきたいと思えます。この件に関しては以上でございます。

それでは、質問事項5、役場窓口の利便性向上について再質問させていただきます。やはり名前をしっかりと提示することで職員の窓口対応の意識向上にもつながると思えます。また、1度の来庁で用事が終わらない方には、特に担当者名前と課と、また連絡先ぐらいは知らせなくてはならないと思えます。予算があまりかからない範囲で、本当に薄っぺらいコピー用紙などでいいと思うのですが、そういった簡単な名刺を作成することをぜひ検討していただきたいと思えますが、その辺の考えをもう一度伺います。

○議長（横山知世志君） 総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、今議員からご提案ありました、いわゆる名刺並びに座席表の配付の件でございますが、まずは説明で一番大事な点はやはり初期の対応かなというふうに町では考えております。初めにご来庁いただいた方に好印象を持っていただくためにご挨拶、おはようございます、こんにちはは当然でございます。その中で、しっかりと担当課と自分の名前を名乗ってから対応するというふうなことは、職員に接遇マニュアルというものを通しまして徹底をさせているつもりでございます。あとは、しっかりネームの着用に基づいてそういうお声掛けをさせていただくことで、しっかりとその担当者の名前が分かるように伝えることが第1段階かなというふうに考えております。さらには、締めくくりといいますか、話の用事が済んだ後にも誰々が承りましたとか、何々がございましたらまた誰々まで、私までお願いいたしますとか、そういった声かけをまずは徹底をさせていただきたいというふうに思っております。それで、お客様のほうでそれでも名前が覚えられないというふうな事案がございましたら、そのときは議員ご提案のいわゆる名刺、経費もかかるというふうなこともございますので、その次の段階としてそういった名刺等については考えてまいりたいなというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） ただいま答弁の中で、窓口としては当たり前の指導をしていくような感じだったのですが、今までやはりそこまで足りていなかったという認識をお持ちなのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 我々としては、年間何回かの研修等を通じまして、その辺に関しましては職員のほうに徹底させているつもりでございますが、実際議員のほうのお耳にそういったお声が届いたというふうなことであれば、やはりこれは受け止めざるを得ないのかなというふうに思っております。足りない点があったというふうな認識をするというふうなことにはなりますが、基本的にはやはりそういった初期の対応を充実、間違いなく徹底させることで、そういった名前が覚えられないとか、名前が分からなかったとかというふうなことはある程度は払拭できるのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 名刺などは、少し予算が、多少でしょうけれども、かかると思うのですけれども、座席表なんかはそんなにかからないと思うのですけれども、その辺の対応をしていただいたほうが利便性につながるのではないかなと思うのですけれども、考えを伺います。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおたがでございすが、まず座席表につきましては役場に備え付けておりますので、ご用命のお客様がいらっしゃる場合についてはお渡することは可能かなというふうには思いますが、ただ役場の今の事務室の形状は奥行きがありまして、なかなかそこにずらっと両脇に職員が並んでるような、ああいう形状の中で、ちょっと座席表をお渡ししたとしてもなかなかその人の名前まで読み取れないというふうなこともございしますので、そういうふうを考えればどうかかなというのは思う部分はあるのですが、ただ必要だというふうなことであれば、お渡することは全然やぶさかではないというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） やはり言葉で名乗っても、文字として見ないと覚えられないというのはあると思います。実際私もそういうタイプなので、申し訳ないのですけれども、やはり一番いいのは名刺だと思いますし、今場所的に難しいという話だったのですけれども、座席表があれば、指してこの誰々ですと言えらると思うのです。なので、前向きに考えていただきたいと思うのですけれども、もう一度質問、答弁をお願いします。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおたがでございす。確かに座席表等があればより分かりやすいというふうな面はあると思ひますので、その辺につきましてはしっかりと調整といひますか、協議をさせていただいて、取り入れたほうがいいというふうな結論に至りましたら、張りつけるなり、窓口のほうに置くなりを考えていきたいなというふうに考えております。

○議長（横山知世志君） 大竹議員。

○2番（大竹 惣君） しっかりと対応していただいて、役場窓口の利便性がさらに向上することを期待してあります。

以上で私の質問を終わります。

○議長（横山知世志君） これで大竹惣君の質問は終わりました。

ここで2時10分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 2時00分）

再 開 （午後 2時10分）

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

次に、通告第8号、6番、長嶺一也君。

〔6番（長嶺一也君）登壇〕

○6番（長嶺一也君） 6番、長嶺一也でございます。

なお、質問に入る前に一般質問通告書の質問事項の訂正をお願いします。質問事項欄の「4人・農地プランについて」とありますところを「4人・農地プランについて」と、「に」を加えていただきますようお願いいたします。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。まず初めに、コロナ禍における教育の確保についてであります。本年1月下旬より全国的に感染者が急拡大した第6波の中で、本町においては小中学校の休校や学級閉鎖が相次ぎました。さらには、先月5月にも学級閉鎖となった学校もあったところです。学習の遅れが生じないように、リモート授業やプリント学習などで対応したと聞きました。そこで、次の3点について尋ねます。小中学校の休校や学級閉鎖により授業を受けられなかった子供たちに教育の遅れは生じなかったのか、教育委員会の認識を尋ねます。

次に、今後残念ながら再度感染拡大に陥った際に、休校や学級閉鎖等をせざるを得ない状況となった場合、教育の遅れを生じさせないようどのように対応していくのか尋ねます。

次に、子供たちは休み時間や昼休み時間に友人たちと笑いながら、声を出しながら遊びたい、部活に打ち込みたいと願っていることと思います。しかしながら、給食は黙食であり、声を掛け合うことも、マスクをかけ、制限されているものと察します。このような抑圧された状況の中、子供たちには相当なストレスがたまっているのではないかと憂慮しています。そこで、そういった子供に対する心のケアをどのように行っているのか、尋ねます。

次に、町民の健康づくりについてであります。第3次町健康増進計画・自殺対策計画・食育推進計画は、令和元年度から令和5年度までとする5年間の計画期間として基本目標が定めてあります。町民の死亡原因の順位を見ますと、第1位が悪性新生物、いわゆるがんとなっております。そこで、がん対策には早期発見、早期治療が重要であります。受診率に係る目標値と直近の現状値を示していただき、それらの数値をどのように評価しているのか尋ねます。

次に、がん検診の受診率向上の具体的取組が本計画に記載してありますが、その取組の実績とその効果をどう評価し、今後どのように対応していく考えなのか尋ねます。

次に、がん検診を受けるに当たり、検査はオプションであり、一部ではありますが、自己負担額が発生します。このため受診率が上がらないものと考えます。特定健康診査や後期高齢者健康診査などとがん検診をセットにすることでがん検診の受診率が向上するものと考えますが、見解を尋ねます。

次に、食育についてであります。私は、健康づくりには食も重要事項の一つと考えております。子供の食育については、本計画を見ますと様々な取組を実施しており、一定の効果が認められているところです。一方、成人や高齢者につきましては、生活習慣病を予防するための食事を心がけることが重要となっているとされております。そこで、成人や高齢者に対する食を通した健康づくりについて

どのように取り組んでいるのか、またその取組の効果をどう認識しているのか尋ねます。

次に、体力づくりについてであります。町民の皆様が生涯にわたって健康づくりを進めていく上で、体力づくりも重要であると考えています。町民が生き生きと暮らし、明るく豊かなまちを維持していくためには、町民が気楽にスポーツに親しむことができるようなハード、ソフト両面の環境づくりを進めていく必要があると考えます。そこで、町はこれまで町民の健康の保持増進に係る体力づくりにどのように取り組んできたのか、またそれら取組に対する評価と課題をどのように認識しているのか尋ねます。

次に、これまで町が実施してきた体力づくりの事業について、ここ2年間コロナ禍でほとんどが余儀なく中止されたと思います。体力づくりの課題を認識しているとき、当該課題解決のために今後どのように取り組んでいく考えなのか尋ねます。

次に、食育に関連して学校給食の運営についてお尋ねします。昨今の諸物価の高騰は、学校給食の現場におきましても切実な問題であります。管理栄養士にあっては、食材価格の高騰の中で献立づくりもままならない状況と察します。過日ニュースで献立の予定にあったデザートがなくなり、寂しいという子供の話がありました。このような諸物価高騰の中であっても、子供の健康を優先に献立を考えていることに敬意と謝意を表する次第であります。そこで、このような状況下における学校給食の運営についてお尋ねします。現在保護者が負担いただいている給食費の予算内で、さらには昨年後半から相次ぐ食材や電気料等が高騰している状況で、子供の健全な成長のために質と量を確保することを念頭とした給食の献立をどのように作成しているのか尋ねます。

次に、それら給食の献立を賄う食材については、いかに安価に仕入れることが課題となっていると思います。そこで、食材をどのように、どこから調達しているのかを尋ねます。

次に、安価購入と地産地消の観点から、輸送経費も最小限となる食材を地元の農家から安価に調達していると思いますが、その主な品目とその量を尋ねます。

次に、例えば食材購入費がトータルで10%上昇した場合、給食の献立の質と量は10%落ちてしまうと単純に考えますが、このようなことにならないよう給食の質と量を確保するため、どのような工夫をしているのか尋ねます。

次に、諸物価高騰の中で学校給食の質と量を確保するに当たり、ウクライナ戦争やコロナ禍前の物価が上がる前の給食水準を維持するため、今後の給食費の金額設定をどのように考えているのか尋ねます。

次に、今後食材や電気料の値上がりが続いたとしても、現在の給食費の額を堅持してほしいと考えています。私は、昨年12月会議で給食費の無償化をただし、無償化はできない旨の答弁がありました。諸物価高騰が続き、現在の給食費の食材購入予算では給食の質と量を堅持できない状況になったとき保護者の負担増とならないよう、町として食材購入に係る予算措置も必要と考えますが、見解を尋ねます。

次に、農業振興に係る人・農地プランについてお尋ねします。本町の基幹産業である農業を支えてこられた方が高齢化し、米価は下がり、離農者が増える中、これらの農業を担っていく方々が合理的かつ効率的に農業を持続していくには農地の集積、集約化を進めていく必要があります。町は、これまで農業委員会やJA等と連携し、人・農地プランの実質化を推進してきたところではありますが、実際にはほとんど進んでいない状況にあります。そのような中、先月の5月20日に農業経営基盤強化促進法の一部改正案が参議院本会議で可決、成立されました。人・農地プランの法定化により、農地の集約化が後押しされることを大いに期待するものであります。そこで、そもそも人・農地プランとは何か、なぜ必要なのかを農家の皆様へ分かりやすく説明する必要があると考えますので、その説明を求めます。

次に、先月の5月20日に農業経営基盤強化促進法の一部が改正されたことから、町はこれまで以上に人・農地プランの実質化を推進していくものと考えますが、具体的にどのように進めていくのか、また数値目標はあるのか尋ねます。

次に、人・農地プランの実質化を進める上で、町からそれぞれの地区に対してどのような支援があるのか尋ねます。

次に、人・農地プランの実質化についてですが、何をもちいて実質化が完了したと判断するのか尋ねます。

次に、実質化が完了した地区や当該地区の担い手などに対する支援措置や優遇措置はあるのか尋ねます。

次に、人・農地プランの実質化は耕作放棄地の解消やスマート農業の推進にも寄与するものと考えます。特に耕作放棄地は有害鳥獣にとっても格好の場所の一つになったり、近隣農地へ害虫等の被害拡大をもたらす温床になったりもしています。そこで、町が把握している耕作放棄地の面積とその面積の町内全農地に対する割合を尋ねます。

次に、そのような耕作放棄地の解消についてどのように考え、今後人・農地プランの中にどのように盛り込んでいくのか、見解を尋ねます。

以上、簡潔明瞭な答弁をお願いします。

○議長（横山知世志君） 町長、答弁、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） 6番、長嶺議員の一般質問にお答えいたします。なお、コロナ禍における教育の確保、健康づくりの3点目、体力づくり及び学校給食の運営につきましては教育長から、人・農地プランの7点目、人・農地プランの実質化及び8点目の耕作放棄地の解消の考え方につきましては、農業委員会長から答弁しますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、健康づくりについてであります。1点目の1つ目、がん検診受診率の目標と直近の状況、評価につきましては、胃がん検診の目標値50%に対し、令和3年度の受診率は24.2%、前年比6.5%

の増、肺がん検診の目標値65%に対し、令和3年度の受診率は36.8%、前年比1.9%の増、大腸がん検診の目標値50%に対し、令和3年度の受診率は27.1%、前年比0.6%の減、子宮がん検診の目標値60%に対し、令和3年度の受診率は33.4%、前年比5.4%の増、乳がん検診の目標値60%に対し、令和3年度の受診率は41.9%、前年比15.2%の増となっております。この結果につきましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少傾向にありましたが、令和3年度においてはほぼ令和元年度並みの受診率にまで戻り、特に乳がん検診においては令和元年度よりも受診率が向上したところであります。また、基準値としている平成28年度と比較しましても受診率は向上しており、コロナ禍の状況においても広報や受診勧奨により、がん検診の必要性への理解が進んでいるものと捉えております。

2つ目の計画に対する取組実績とその効果に対する評価につきましては、第3次健康増進計画に記載してあります具体的取組の一つであるがん検診の当該年齢になった方に対する個別通知について、約200名に対し、健康手帳及び検診の案内文書を送付し、各種検診についての周知を図りました。令和3年11月には、乳がん集団検診未受診者約200名に対して電話による受診勧奨、令和4年2月には胃がん施設検診未受診者約400名に対して個別通知による受診勧奨を行ったところであります。さらに、広報紙やホームページ、ノパメール等を活用し、随時受診勧奨をしております。これらの取組により、乳がん検診及び胃がん検診にあっては、新型コロナウイルス感染症の影響が出る令和元年度の実績を上回る受診率につながったと考えております。今後につきましては、町内の温泉施設やスーパー、ドラッグストア、医療機関などにがん検診を含めた検診事業に関するポスターの掲示やパンフレットの設置を依頼し、さらなる周知を図ってまいります。また、新たな結核検診の対象となる65歳の方々に対しまして、肺がん検診の受診勧奨も行ってまいります。

3つ目のがん検診受診率の向上につきましては、令和3年度は未受診者に対する受診勧奨により受診率が向上したことから、今後も未受診者への勧奨通知や電話等丁寧な説明を行うことが受診率の向上につながると分析しており、現時点では一律に無料とする考えはありません。また、特定健康診査や後期高齢者健康診査とがん検診のセットにつきましては、既に集団健診の会場において基本的ながん検診はできるようになっております。なお、各検診の対象者年齢は一律でないこと、施設検診受診の場合は指定医療機関によって検査できる項目も違うことから、それぞれの該当者が必要な検診を選択し、組み合わせることができる仕組みとしております。

2点目の成人等に対する食を通した健康づくりにつきましては、広報紙に毎月掲載しております食改さんの簡単・健康料理では、栄養成分や調理の工夫、食材の効能などを紹介し、みさとの健幸酒場では飲酒と肝臓の関係、飲酒と認知症の関係、アルコールの減らし方など、健康づくりに関する内容を紹介しております。さらに、各地域での文化祭においては、食品に含まれる食塩量などの作成教材の展示や減塩一声運動として食生活改善推進員が学習会を通して作成した減塩チラシを地域や集會時などで配布し、減塩調味料を使用した調理についてアドバイスをを行い、食育啓発に努めているところであります。参加者や住民の方からは、食品に含まれる塩分の量を知って勉強になった、実際に家庭

でも広報を見て調理をしているといったお声をいただいております、効果があったものと捉えております。

次の人・農地プランについてであります。1点目の人・農地プランとは何かにつきましては、人・農地プランは農業者による話し合いに基づき、高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加など地域の農業が抱える様々な課題を共有し、人と農地の問題を一体として解決してしていくために明確化した将来の地域農業の計画です。

2点目の制度の分かりやすい説明の必要性につきましては、地域における将来農業の在り方を示す大切な計画であるため、十分理解していただけるよう人・農地プランの制度内容や必要性、メリットなど、広報紙や座談会等様々な機会でも周知する必要があると認識しております。

3点目のどのように実質化を進めていくかにつきましては、現行の制度では多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の取組を行っている組織などに働きかけ、実質化した人・農地プランを策定していきたいと考えております。また、法定化され、来年4月より施行される見込みの人・農地プランの具体的な進め方などについては、政省令が示されていないことから、詳細が決まり次第、迅速に対応してまいりたいと考えております。なお、実質化された人・農地プラン策定に関する数値目標は特に定めておりません。

4点目の実質化を進める上での町の支援につきましては、現行の制度では地区からの要望を受けて制度概要の説明会を実施しております。その後、町では実質化に向けたアンケートの作成や集計、耕作者の状況を示した地図を作成するなどの支援を行っております。

5点目の実質化したとの判断につきましては、まずは集落内の農業者や土地所有者などにアンケートを実施し、結果に基づき後継者のいない農地を記入した現況地図と10年後の地図を作成します。その地図を基に地域で課題を共有し、農地や担い手など将来の地域農業について集落で話し合いを行い、集積、集約の方法や担い手などを示したプランを作成します。その後、集落で策定したプランを町人・農地プラン検討会で協議し、公表することで、実質化したプランと判断されます。

6点目の担い手に対する支援、または優遇処置につきましては、実質化された人・農地プランに位置づけた担い手であれば、新規就農する際、新規就農者総合育成対策交付金や地域の農地を集積、集約することで機構集積協力金の交付の対象となり、国補助の採択を受けやすくなるなどのメリットがあります。

8点目の耕作放棄地の解消について、今後人・農地プランの中にどのように盛り込んでいくかにつきましては、集落の話し合いを基に耕作放棄地の発生を防止する取組を人・農地プランに盛り込んでまいります。

私からは以上でございます。

○議長（横山知世志君） 答弁、教育長、歌川哲由君。

〔教育長（歌川哲由君）登壇〕

○教育長（歌川哲由君） 6番、長嶺議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、コロナ禍における教育の確保についてであります。1点目の小中学校の休校や学級閉鎖等により授業を受けられなかった子供たちの教育の遅れにつきましては、小中学校の臨時休校や学級閉鎖等により令和3年度は事業進度に一時的な遅れが生じましたが、年間を通して学習内容の未履修がないよう各学校で工夫しながら指導を行っており、標準授業時数に満たない教科もありますが、教科指導上の遅れは解消されております。しかしながら、行事や諸活動の中止や規模縮小によって本来の教育効果が望めないものもあり、憂慮しております。

2点目の再度の学級閉鎖等における教育の遅れを生じさせない対応につきましては、子供たちの学びを止めないよう、課題プリントや問題集での自学自習のほか、具体的にはリモート授業、オンラインでの学習課題の提供、AIドリル、インターネット配信の授業による家庭での自習など、タブレット端末を活用した学習を進めてまいります。また、タブレット端末は基本的に学校で保管していたため、急な学級閉鎖には対応できないことが見られたことから、今後は持ち帰りを日常化し、活用の幅を広げていきたいと考えております。

3点目のコロナ禍での児童生徒の心のケアにつきましては、人的なサポートとして、子供と親の相談員や養護教諭、スクールカウンセラーが休み時間なども相談しやすい環境をつくり、児童生徒の不安や悩みに対応しております。また、学級閉鎖による自宅待機が継続するときは、健康確認を含め、家庭との電話連絡や家庭訪問を行うなど、子供たちに寄り添った対応を取ったものと認識しております。さらに、昼休みなどは自由に体育館や校庭で思い切り遊ばせるなど、校内の感染症対策もしっかり行いながら、できるだけ伸び伸びとした学校生活を送れるよう学校を指導してまいります。

次の健康づくりについてであります。3点目の体力づくりにつきましては、適度な運動習慣のための高齢者を対象としたうんどう教室やニュースポーツ教室を実施するとともに、各地域において各種スポーツ大会や運動会などを開催してまいりました。しかしながら、近年においては新型コロナウイルス感染症拡大により、大勢で行うスポーツ大会などは開催できておりませんが、感染症対策を講じて、実施可能な健康のための運動教室や町スポーツ推進委員によるニュースポーツ教室などを実施しております。このことから、町民の体力づくりの取組については一定程度評価できるものと考えております。課題といたしましては、大勢で行うスポーツ大会など、コロナ禍においてスポーツを通じた交流や運動に親しむ機会の提供ができなかったことでスポーツ振興に対する町民意識の希薄化が危惧されております。今年度におきましては、基本的な感染症対策を講じた上で、種目選定や会場、開催日時の分散化など、大勢で行うスポーツ大会につきましても内容や方法を工夫しながら可能な限り開催していくよう取り組んでまいります。さらに、総合型地域スポーツクラブとの連携を強化し、軽スポーツの振興を図るなど、多様な運動の機会を提供できるよう努めてまいります。

次の学校給食の運営についてであります。1点目の給食献立の作成につきましては、文部科学省の学校給食実施基準に基づき、必要な栄養摂取量を計算しつつ、児童生徒の健康や地域の実情にも配慮しながら様々な創意工夫を凝らして献立を作成しております。今般の食材費の高騰に対しましては、

価格の高い食材の代わりに比較的安い食材を多く使用するなどの献立の組み替えにより、可能な限り質や量を落とさないよう対応しております。

2点目の食材の調達につきましては、町の学校給食用食材納入業者の選定に関する要綱に基づき一定の要件を満たしている業者を食材納入業者として選定し、その業者から食材を調達しております。令和4年度は、町内14業者、町外12業者の合わせて26業者が登録しております。

3点目の地元の農家から調達している食材の主な品目や量につきましては、令和3年度実績で最も多いのがキャベツで2,196キログラム、次いで白菜が938キログラム、タマネギが816キログラム、そのほかにも20品目以上の食材を調達しております。地元農家からの購入数量について、特に数値目標等は設定しておりませんが、その時期の旬なものを中心に可能な範囲で納入していただいております。

4点目の給食の質と量を確保するための工夫につきましては、1点目の質問でお答えした献立の組み替えのほか、地元食材の購入に係る県の補助事業や学校給食会の食材の無償提供等を最大限活用し、可能な限り質や量を落とすことのないように努めております。

5点目の今後の給食費の金額設定につきましては、物価の上昇が続けば献立の組み替え等によるコスト削減にも限界があるため、これまでどおりの給食の質と量を維持するためには令和5年度以降は給食費の見直しも検討せざるを得ないと考えております。

6点目の食材購入に係る予算措置につきましては、食材は原則として学校給食法や町学校給食センター条例に定めるとおり保護者が負担すべきものとなっておりますが、今後物価の推移や国の施策等の動向を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 答弁、農業委員会会長、松本吉弥君。

〔農業委員会会長（松本吉弥君）登壇〕

○農業委員会会長（松本吉弥君） 6番、長嶺議員の一般質問にお答えいたします。

7点目の人・農地プランについての人・農地プランの実質化につきましては、耕作放棄地の面積は124.3ヘクタールとなっており、全農地面積4,736.9ヘクタールに対する割合は2.6%となっております。

8点目の耕作放棄地の解消についての考え方につきましては、耕作放棄地を解消していくため、復旧が容易な遊休度合いが低い農地につきましては担い手農家との賃貸借契約を進めており、遊休度合いが高い農地につきましては町単独事業の遊休農地再生事業を活用し、農地再生を実施しております。また、農地パトロールを実施し、新たに発生した再生可能な遊休農地の所有者へ意向調査を行い、解消、または農地の集積につなげております。今後は、守るべき農地の範囲を定め、その農地の連檐性を阻害しないように重点的に対処し、そのほか粗放的な農地管理などを取り入れて管理をするとともに、多様な農地利用がなされますように農地の施策を展開していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 再質問をさせていただきたいと思います。

まず、コロナ禍における教育の確保についての中の今ほどの教育長答弁でA Iドリルとおっしゃいましたが、A Iドリルとはどんなものなのか説明してください。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

当町で現在契約に向けて事務を進めておりますのは、A Iドリルも様々な中の一つでございますけれども、子供たちがタブレットドリル上でオンラインでドリル教材を自分の機械に読み込みまして、そこで問題を解いていく形態でございますが、A Iがついているということにつきましては、子供たちの正答具合を相手方のA Iが判断しながら、間違えばより優しい問題を提示したり、できればもっと難しい問題を提示したりしながら自学自習が進められるような教材というふうに捉えていただければよろしいかというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） よく分かりました。タブレット端末につきまして、今後は持ち帰りを日常化しという説明がございました。当然有害サイトなんかを見られないような処置はしてあるという理解でよろしいですね。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

議員お見込みのとおり、当然そういう制限をつけておりますが、ただ一方では大人の方が使った場合にどのような使い方をされるかはちょっと想定外のことでございますので、子供たちに対してはきちんと指導した上で、そういうちゃんとしたセキュリティーがなされていることも教えながら使っていただくように安全にも配慮していきたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） しっかり管理をお願いします。

続きまして、健康づくりについて再質問いたします。町3次健康増進計画・自殺対策計画・食育推進計画では、受診率向上の取組として受診勧奨を行うこととされております。答弁でも啓発活動を実施するというような答弁がございました。この質問を考える上で厚生労働省のホームページを見たところ、受診率向上施策ハンドブックが紹介されております。がん検診対象者に対して、ただ単に受診を働きかけるのではなく、ちょっとした伝え方の工夫をすることでより受診率が高まるというような、ナッジ理論に基づいた好事例が記載されております。このナッジ理論のことにつきましては、ご存じだったでしょうか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） ナッジ理論についてということでございます。議員のほうからお

話があって理解したというところで、当初私のほうでは存じませんでした。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 今後受診を誘導するようなナッジ理論に基づく仕掛けも必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） まず、ナッジ理論につきましては、選択の余地を残しながらよりいい方向に誘導するという基本的な考え方で、厚生労働省のホームページとかにも出ておりますが、基本健診とがん検診をセットにするとか、そういった形で取り組む事例が載っているのは把握しているところでございます。今現在町のほうとしましては、基本健診時に胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診を同時に受けることができるような日程を組んでおります。あとは、さらにその日都合が悪いといった方に対して施設検診、医療機関でのがん検診が受けられるようにという体制を取っている状況ですので、ナッジ理論を意図的に使ったわけではないのですけれども、同時にセットで受けられるような体制づくりはもう既にしているといったところでございます。あと、勧奨についても受けられなかった方とかに電話等で趣旨を理解してもらって再度受けていただくということで、町長答弁にもございましたとおり、勧奨して受けていただいているということでございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） それでは、従来どおり健診が始まったときのチラシにはナッジ理論に関する説明とか、そういうことはやらないで従来どおりのままだということですか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 改めてナッジ理論についての説明等は必要ないのかなというふう考えております。既にもう日程等でも両方同時に受けられる体制を取っておりますので、その中でご本人様が選択をして、どうしてもこの日、これは都合悪いからといった場合があるということでございますので、そのほかの受ける機会もちゃんと設けておりますので、当面の間はこのままでいくという考えでございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 分かりました。受診率向上に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、答弁の中で塩分摂取の答弁があったわけなのですが、特定健康診査とか後期高齢者健康診査には尿検査が付き物だと思います。あと尿検査をやると前日の食事の塩分摂取量がおおよそ分かるというふうに聞いているのですけれども、その辺はご存じだったでしょうか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 分かると思います。ただ、今現在その数値等は持ち合わせておりません。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 塩分摂取量の軽減は、ご承知のとおり高血圧の血管疾患、心疾患の予防に直結いたします。検査料と検査実施機関が塩分量測定の実行ができるかどうかまではちょっと調べませんでしたが、尿検査の中の塩分摂取量の検査項目を増やしてほしいと思います。統計を取る上でも、塩分を軽減する指導をする上でも客観的データとなりますので、そういったことも検査項目として増やしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 脳血管障害とか、血管に関する塩分の影響というのは確かにございます。健診項目の中に尿検査における塩分濃度という部分について検査機関のほうで対応できるかどうか、それを確認を取らないことにはできるかどうかということがはっきり言えないところですので、よく検討させていただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 私も今言ったとおり事前に調べていなかったもので、ちょっと質問も曖昧な形になってしまいましたけれども、その辺前向きに検討していただければというふうに思います。

続きまして、食育等に関連しまして、健康増進計画にある歯、口腔の健康に関しまして、成人の歯科検診の拡充、働きかけが重要となると考えております。近年日本の顎の骨が昔に比べて小さくなっている。それで、かむ力が弱くなっている。そうすると、なかなか食べられないというような事象が起りまして、健康を害していく、生活習慣病が増長していくというようなことになるかと思っております。徳川14代将軍の家茂なのですが、胃腸障害、かっけで20歳前後で亡くなっております。これは、どういう食生活をしていたか分からないのですが、歯がぼろぼろだったそうです。なので、食事が重要だと思っておりますが、歯科検診に関しまして今政府のほうで義務化が検討されておりますが、歯、口腔の健康に関して町としてどのように考えているのかお聞きします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 口腔ということでございます。まず、歯につきましては国のほうでも8020運動ということで、80歳で20本自分の歯を残しましょうという運動に取り組んでいるところでございます。町のほうといたしまして、まだ成人の方に対してそこまで取組は進めていないところでありますが、若年層、ちっちゃいお子様に対してはやはり歯の口腔のケアということで、小さい子に対してもう既に取組を行っているところでございます。成人に対しても今後必要になってくると考えておりますので、国の動向等を踏まえながら対応していきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 前向きに検討をお願いします。

次に、学校給食の運営についてであります。昨日の同僚議員の学校給食に係る質問の教育長答弁で、献立づくりは工夫しながら町として施策を検討するという答弁がございました。具体的に、施策を検討することなののですが、今現在どういうことを考えているのかお示ししていただきたいと思

ます。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） ただいまのおただしでございますが、大変恐縮ですが、何についての工夫についてお答えすればよろしいか、もう一度教えていただければありがたいです。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） すみません。献立づくりは工夫しながら、町としての施策を検討するというような答弁だったと思ったのです。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） 献立につきましては、当然ながら地元の食材を含めて、いわゆる地元の料理だったり、様々な地元の食べ物だったり、そういうものも織り込みながら、工夫しながら作っているところではありますが、経費削減の話となりますと、答弁にもお答えしましたように、例えば同じような品目の肉を使うのであればより価格の安いものを使ったりというようなことで、栄養技師のほうで工夫しながら食材の選定、購入を進めているものと理解しております。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 先ほど食材が高騰した場合、保護者が負担する給食費はそのまま、町が予算措置するということにつきましては法的な制限があつてなかなか難しいという答弁でございました。その法律があるからできませんよということではなくて、もっと県とかのほうにその改正とか、この読み込みようでは町が負担することもできるのだよというようなことで、この物価高騰の中で子供が楽しみにしている給食の質を落とさないような方向を検討していただければと思います。例えば先月25日頃のニュースで、岐阜県の市町村の一部は工夫も限界とあって給食の値上げに踏み切ったという報道がございました。この物価高騰の中では、本町の工夫もすぐに限界が来るのではないかと危惧しております。そういったこともありますので、保護者の給食費の額はそのままであっても町の予算で対応するようなことも前向きに検討していただければと思うのですが、教育長の見解をお願いします。

○議長（横山知世志君） 教育長。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

今議員おっしゃったとおり、やっぱり給食の質の担保はこれ必須でございますので、今後町会計でありますけれども、保護者から徴収させていただいた給食費で賄い切れない部分については町としても補助を考えながら、今後必要に応じて施策をつくっていききたいなというふうに思っておりますし、そのうち議会にもお示ししてお願いすることになるかというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 引き続きこの動向につきましては注視していきますので、よろしく申し上げます。

次に、学校給食の運営に関連し、学校給食センターで発生する調理くずや食品残渣の減量化について再質問したいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（横山知世志君） 許可します。

○6番（長嶺一也君） 質問を続けます。ありがとうございます。

町より聞き取りをした学校給食センターの生ごみの実績は、令和4年4月、5月の実績では下処理、調理の過程で出る調理くずは最低14キロから最高40キロで、1日平均29.1キロ、食品残渣は最低が4.6キロ、最高44キロで、1日平均24.5キロとのことで、毎日平均で50キロ強の食品ロスが発生しております。給食センターが出す生ごみは事業系のごみであり、ごみ処分業者と委託契約を結んで毎日処分していると思います。これら生ごみについては、業務用生ごみ処理機を導入し、給食センター内で完結できるようにすることを提案します。これは、ほかの自治体の一部で導入しておりますし、町の第3次総合計画後期基本計画におきましても、SDGsの理念も踏まえて計画を実現するために、17の目標実現に取り組むとうたっております。

○議長（横山知世志君） 質問者に申し上げます。残渣の実態については許可をしますが、生ごみの処分方法とか、そういった環境部分についてはちょっと管轄外になりますので、注意してください。

○6番（長嶺一也君） 当該処理機導入に当たっては、当然ながら数百万の整備経費とメンテナンス費用、機械を管理する人件費が発生しますが、ごみ処理委託料と生ごみ処理後の有機肥料資材を地産地消で食材を提供している農家などに還元するなど、持続可能な循環型社会、ごみの減量のPRや食育、環境教育に有効と考えますが、ほかの課との連携と、実現可能性も含め、見解を伺います。

○議長（横山知世志君） 質問者にもう一度申し上げます。環境衛生に関しての部分は、ちょっとふさわしくなかったですから、残渣の状況等については、もちろんそれは関連しますので、いいのですが、その処分だとかについてはちょっと不適切だったなと申し上げておきます。

長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 給食センターにおきます食品ロスの処分の委託契約につきましては、教育委員会でやっているものと考えておりますので、そのことでお聞きしたものでございます。

○議長（横山知世志君） 答えられる範囲で。

こども教育課長、渡部雄二君。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまのご質問でございますが、給食センターにおきます一般廃棄物の収集運搬業務委託ということで、食品残渣と一般ごみを合わせてでございますが、やはり年間300万程度の費用はかかっているところでございます。そういったものの有効活用というご質問かと思いますが、生ごみ処理機を購入して食品残渣を処理している自治体は確かにあるかと思うのですが、現時点ではなかなか、成功事例はあるかと思いますが、水分量を減らすための薬剤が高額であったりとか、いろいろ何か問題はあるようでございますので、その辺につきましては関係課とこれからも協議をして検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 本件に関しましては、各課横断的にSDGsの目標達成に向けた取組を推進されますようお願いいたします。私が短い時間で調べた限りでは、二本松市や須賀川市でやっておりますので、勉強して、会津美里モデルとなるようお願いいたします。

次に、人・農地プランについての再質問でございます。本プランが進まなかった理由について、どのように考えているのかお尋ねします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） 進まなかった理由としましては、やはりまずは初めに受けて……ちょっと休憩お願いいたします。

○議長（横山知世志君） 休憩します。

休 憩 （午後 3時04分）

再 開 （午後 3時05分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 担い手がやはり不足しているということでなかなか進まなかったということでございます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 担い手不足でプランが進まなかったということですが、まずはしっかりとした担い手がいる集落を先にプラン策定を取り組んでいけばプランの実質化が進むと考えますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今回の農業経営基盤強化促進法の改正によりまして、やはり法律の施行の日から2年以内に人・農地プラン、今度は地域計画というふうなことで策定が求められていますので、やはりしっかり町のほうでも国が示すような手順に従いまして、しっかり地区のほうの支援などを行いまして進めていきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 先ほどの答弁で、人・農地プランの実質化を進める上での町の支援で制度概要説明会を実施しているとおっしゃいましたが、農林水産省のチラシというか、PDFの、パワーポイントの資料を見ますと、専門家を派遣して実質化を進めるというような内容を記載しているのですが、そういうことは町ではやらないのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 実際の地域に対する支援等につきましては、町が直接、職員が入るとともに、あとは農業委員会、あと農地バンク、あとJAなど、そういったところで協力して支援をしていきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） では、よろしく申し上げます。本プランの実質化を進める際、農地を集約する上で農地の名義移転、保存登記などが適切に行われていない場合、農地の集約化に支障はないのかお伺いします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 農地の相続が適切に相続されていない場合のことですが、平成30年5月に農業経営基盤強化促進法の改正がされまして、抜本的な制度的対象措置の整備によりまして支障はありません。具体的には他の共有者、つまり例えばほかの相続人等が不明な共有農地であったような場合でも、農業委員会が探索、公示手続を経ることで不明な相続人の同意を得たものとみなすことができるような制度になっておりますので、例えば共有地であっても相続人一人で農地中間管理機構に農地を貸すようなことができることになっております。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 分かりました。質問がちょっと戻るのですが、先ほどプランを進める上でコーディネートする専門家のことについて質問しまして、JAとか専門家がいるというお話でしたけれども、何人くらい確保されていますか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） そのスタッフにつきましては、今までこの人・農地プランをつくった組織はまだ12組織ぐらいなのです。これからやっぱり本格的に始めるということですので、今までは少人数でも対応できたのでしょうけれども、これからある程度しっかりした体制で進めていきたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） ウクライナ情勢で肥料代や飼料代が高騰しております。農家の経営は、苦勞の連続かと思えます。町の基幹産業は農業でありますので、持続可能な地域の農業、農地はしっかりと守り続ける必要があると考えますが、見解を伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） ご意見のとおり、そういったことも参考にさせてしっかり行っていきたいと思えます。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） では、よろしくお願い申し上げます。5年後、10年後の地域の農業を取り巻く伝統や御田植祭などの農耕文化を維持していくためにも、本プランの重要性を農家の皆さんへ訴え

続ける必要があると思いますが、見解をお尋ねします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） やっぱり地域のこういう営農活動を守って、そういったものも引き継いでいくことは大事だと思っております。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 本プランが実質化されまして、農地の集約も進んだ際、効率的に農耕作業を行う上で畦畔を取り除きたい、取り除いた後の農地の高低差を解消するための土木工事が発生する場合がありますかと思いますが、農家の負担が発生しないような交付金制度はあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（横山知世志君） 休憩します。

休 憩 （午後 3時12分）

再 開 （午後 3時13分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） そのようなことを、例えば畦畔を取り除くとか、そういうことを実施するにも、やっぱり地域で相談していただいて、そういうことでそういう相談する場所も一つの人・農地プランを相談する場所でもありますので、そういう中で話していただきまして、あと有効な事業があるかはちょっと調査させていただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 本プランの実質化を推進するに当たりまして、このようなメリットがたくさんありますよと啓発しまして、町の基幹産業たる農業振興を図っていくことは必然と考えていますが、有効な町の実組方針を改めてお尋ねします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 人・農地プランのメリットにつきましては、当然集積とかが進むことによりまして担い手が機械、効率的な作業ができるということが一番のメリットだと考えております。あとそれにこの人・農地プランが実質化することによりまして、様々な国の支援措置などもあるということになると考えております。

○議長（横山知世志君） 長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 引き続き農業振興の実組を継続していただくことを切に要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（横山知世志君） これで長嶺一也君の質問は終わりました。

これにて一般質問は終了いたしました。

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上で日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 3時16分）

定例会 6 月 会 議

(第 4 号)

令和4年会津美里町議会定例会6月会議

議事日程 第4号

令和4年6月10日(金)午前10時00分開議

- 第 1 報告第 1号 令和3年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書について
- 第 2 報告第 2号 令和3年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 3 報告第 3号 令和3年度会津美里町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第 4 報告第 4号 令和3年度会津美里町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第 5 報告第 5号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 第 6 報告第 6号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 第 7 報告第 7号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて(会津美里町税条例の一部を改正する条例)
- 第 9 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度会津美里町一般会計補正予算(第17号))
- 第10 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算(第6号))
- 第11 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度会津美里町介護保険特別会計補正予算(第6号))
- 第12 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))
- 第13 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算(第5号))
- 第14 議案第37号 会津美里町公共施設等総合管理計画の変更について
- 第15 議案第38号 令和4年度会津美里町一般会計補正予算(第1号)
- 第16 議案第42号 財産の処分について
- 第17 議案第43号 旧会津美里町公民館及び分室解体工事請負契約について
- 第18 議案第44号 小型動力ポンプ付消防積載車購入契約について
- 第19 議案第45号 分散勤務及び在宅勤務用パソコン端末購入契約について
- 第20 総括質疑
- 第21 議案の常任委員会付託について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	渡辺葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	根本謙一君
5番	山内豪君	13番	根本剛君
6番	長嶺一也君	14番	横山義博君
7番	村松尚君	15番	鈴木繁明君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	金子吉弘君
政策財政課長	國分利則君
会計管理者	松本由佳里君
町民税務課長	猪俣利幸君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	小林隆浩君
建設水道課長	鈴木明利君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	渡部雄二君
生涯学習課長	福田富美代君
代表監査委員	小島隆一君

○事務局職員出席者

事務局長	児島隆昌君
総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長(横山知世志君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○報告第1号の議題、説明、質疑

○議長(横山知世志君) 日程第1、報告第1号 令和3年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、國分利則君。

[政策財政課長(國分利則君)登壇]

○政策財政課長(國分利則君) おはようございます。それでは、報告第1号 令和3年度会津美里町一般会計継続費繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書1ページ及び2ページ、併せまして提出案件資料1ページ上段を御覧ください。本件は、令和3年度当初予算において議決をいただきました令和3年度の会津美里町一般会計継続費につきまして繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告するものでございます。

議案書2ページを御覧ください。表でございますが、左から款、項、事業名、継続費の総額、令和3年度継続費予算現額、支出済額及び支出見込額、残額、翌年度繰越額、その繰越額に係る財源内訳でございます。

9款教育費、4項社会教育費、事業名、郷土資料館整備事業でございます。令和3年度継続費予算現額1億7,567万7,000円に対しまして、支出済額が1億5,631万円となりました。その残額1,936万7,000円につきまして翌年度に繰越しを行ったものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長(横山知世志君) 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可します。質疑はありますか。

12番、根本謙一議員。

○12番(根本謙一君) 1点お聞かせください。確認の意味ですけれども、過般の質疑等でその進捗具合はその都度情報としてはいただいているわけですけれども、現在の度合い的に順調にしているという判断なのか、ハード面、ソフト面、両方について教えていただきたい。

○議長(横山知世志君) 生涯学習課長、福田富美代君。

○生涯学習課長(福田富美代君) 今ほどの根本議員の質問にお答えいたします。

改修工事につきましては、5月末の進捗状況については進捗率88%となっております。工期につい

ては、改修工事については7月20日までの工期となっておりますが、6月中、6月下旬までには完了する予定となっておりますので、順調に進んでいるかと認識しております。さらには、備品購入費については2,068万円ということで実績値でございまして、こちら規格はそれぞれ異なりますけれども、中量棚、合計で147台の納品完了しております。今現在ちょっと繰越費には含まれておりませんが、現在郷土資料館のほうに旧新鶴民俗資料館の資料の搬入が開始されております。そういったところで工事そのものについては順調に進んでいるものと認識しております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 私、ハードとソフト面も併せてお伺いしたいというふうをお願いしたつもりですけれども。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 失礼いたしました。ソフト面につきましては今現在、展示計画においてそれぞれ整備委員会のほうで検討もしている中で、これから展示計画のプロポーザル、業務委託のプロポーザルに向けて進めているところでございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 12番、根本議員。

○12番（根本謙一君） そのプロポーザルも、ですから滞りなく順調に進める手はずになっていると、いうことを確認したいわけです。そこまで説明をお願いできればと思います。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 失礼いたしました。計画どおりプロポーザルのほうの公告をいたしまして、今現在参加企業についての質問書を受け付けております。今月末には審査会のほうを開催したいと考えておりますので、順調に進んでいるところでございます。

○議長（横山知世志君） ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ないようでありますので、質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号を終了いたします。

○報告第2号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第2、報告第2号 令和3年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、國分利則君。

〔政策財政課長（國分利則君）登壇〕

○政策財政課長（國分利則君） それでは、報告第2号 令和3年度会津美里町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書3ページ、4ページ、併せまして提出案件資料1ページ中段を御覧ください。本件は、令和3年度補正予算におきまして議決をいただきました繰越明許費につきまして繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

議案書4ページを御覧ください。表でございますが、左から款、項、事業名、議決をいただきました金額、最終的な翌年度繰越額、その繰越額に係る財源内訳でございます。

事業名でございますが、まず賠償・訴訟事業、普通財産管理事業、防災情報システム事業、戸籍住民基本台帳事業、総合福祉支援事業、老人福祉施設管理事業、子育て世帯臨時支援事業、水利施設管理事業、ふくしま森林再生事業、林道整備維持管理事業、商工活性化事業、林道災害復旧事業の12事業につきまして、議決をいただきました金額4億5,144万4,000円のうち3億2,177万9,000円を翌年度に繰越したものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第2号を終了いたします。

○報告第3号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第3、報告第3号 令和3年度会津美里町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、國分利則君。

〔政策財政課長（國分利則君）登壇〕

○政策財政課長（國分利則君） それでは、報告第3号 令和3年度会津美里町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。

議案書5ページ、6ページ、併せまして提出案件資料1ページ下段を御覧ください。本件は、森林資源活用推進事業（林道開設）につきまして事故繰越となったことから繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

議案書6ページを御覧ください。表でございますが、左から款、項、事業名、支出負担行為額、支出負担行為額に係る内訳として支出済額と支出未済額、支出負担行為予定額、翌年度繰越額、その繰越額に係る財源内訳、事故繰越となった説明でございます。

5 款農林水産業費、2 項林業費、事業名、森林資源活用推進事業（林道開設）において、支出負担行為額1,282万2,700円における支出未済額である716万2,700円を翌年度に繰越ししたものでございます。

事故繰越した理由でございますが、本事業は令和2年度からの繰越事業として進めておりましたが、工事施工箇所への唯一の道路が福島県の災害復旧工事で全面通行止めとなったことにより年度内の事業の完了が困難となったことによるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

6 番、長嶺議員。

○6 番（長嶺一也君） 事故繰の事業ですけれども、今年度完了予定は間違いないのか確認したいので、よろしくお願ひします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまのご質問にお答えします。

今年度中には、3 か月程度で仕事は完了するというのを今年で予定していますので、今年中には完成したいと考えております。

○議長（横山知世志君） 6 番。

○6 番（長嶺一也君） 分かりました。

○議長（横山知世志君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第3号を終了いたします。

○報告第4号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第4、報告第4号 令和3年度会津美里町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鈴木明利君。

〔建設水道課長（鈴木明利君）登壇〕

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、報告第4号 令和3年度会津美里町下水道事業会計予算繰越計算書についてをご説明いたします。

議案書7ページ、8ページ、併せまして提出案件資料の2ページ上段を御覧ください。本件は、令和3年度において事業完了しなかった公共下水道事業におきまして繰越計算書を調製しましたので、

地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

議案書の8ページを御覧ください。建設改良費の繰越してございます。1款公共下水道事業資本的支出、1項建設改良費、公共下水道整備事業につきましても、工事請負費におきまして、管渠埋設工事で試掘調査において水道管の埋設位置が支障となり管路工法等の変更に不測の日数を要し、7,784万1,000円を翌年度に繰り越したところでございます。財源の内訳としましては、国庫補助金が3,249万9,000円、企業債が4,230万円、損益勘定留保資金が304万2,000円となります。

次に、事故繰越でございます。2款特定環境保全公共下水道事業費用、1項営業費用、マンホールポンプ制御装置修繕につきましても、修繕料において、新型コロナウイルス感染症の影響で急遽計装機器の調達に不測の日数を要したため、96万4,000円を翌年度に繰り越したところでございます。財源の内訳としましては、下水道使用料で96万4,000円となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第4号を終了いたします。

○報告第5号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第5、報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明いたします。

議案書9ページ、10ページ、併せまして提出案件資料2ページ2段目を御覧ください。本件は、令和4年1月18日、町内鶴野辺字広町地内において除雪作業中、除雪車を後進させる際に後方に駐車していた車両に接触する対物事故が発生いたしました。その後、令和4年3月16日、相手方である町内在住のN氏と対物事故に係る賠償金につきまして、85万3,750円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願をいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

10番、星議員。

○10番（星 次君） ただいま説明がありましたが、この路線については、私は機会のあるごとに、除雪車の助手席に乗っていたかどうかということなのです。1人乗車なのか、それともやっぱりそこに2人乗車で、やっぱりバックブザーつけていても、やっぱり隣に、人の目で見てもらうということになればこの事故はないのです。その辺どうですか。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長、鈴木明利君。

○建設水道課長（鈴木明利君） ただいまのおたがでございませうけれども、確かにこの事故発生時は1人で作業をしておりました。そしてまた、雪も降っていたというところで視界も悪いような状態でもございました。それで、1人作業ということであって、1人作業だからこのような事故が起きたのかということになりますと、100%そうではなく、2人で作業していればそれを軽減することができたということは確かなことだと思ひます。しかし、今現在オペレーター等の人数等を考えたときに、どうしても1人でやらざるを得ないというような状況にあったというふうには認識しておりますが、今後作業等については十分に注意をして作業するように指導してまいりたいと思ひます。

○議長（横山知世志君） 10番、星議員。

○10番（星 次君） 課長、オペレーターの方は十二分に配慮して、いろいろなあれを想定しながら運転しているのです、本当に。目配り、気配り、本当に雪の中。だから、2人が必要なのです。人が集まらないからやめるのでなくて、やっぱり努力するべきです。今度もまた募集かかると思ひますが、やっぱりその辺の採用するに当たっての雇用条件をほかの地域より、町村よりよくするとか、そういういろいろな待遇、広報にも出ましたけれども、そういう資格を取るに町は補助しますって、これも一つの手だったと思ひますが、そういうことをやっぱりやらないと人は集まらないのです。その辺よく検討していただきたいと思ひます。どうですか、その考え方。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 議員おたがしのとおり、人が集まらないからということで一概にそういうことを言うてしまうということは決してそうではなく、免許取得について今お話にございましてとおひ予算化しております。今現在1名の方が申請をされまして、決定通知も出ております。あと、問合せ等も来ておりますので、その辺の広報等を今後してまいりまして、その定員に達するように努力してまいりたいというふうには思ひております。

○議長（横山知世志君） 12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 今の質疑、私も2人体制ではなかったかという認識を持っていたので、確認しなければなどというふうには思ひておりました。今の質疑を聞いておひしても、可能な限り2人体制でいきますということは言ひていませんね。人数確保などもあるかもしれませうけれども、だから1人でしっかり対応していつてもらうということでは、私は対策にはなっていないと思ひます。これは、

どんなスキルが上がっても、この事故に関しての説明の中で雪が降っていたということもおっしゃっていました。当然視界不良になれば不測の事態というのは、リスクは高まるわけですね。そういうことを考えると、過般の質疑、それから決算委員会の中の質疑においても2人体制を考えていくという方向性は出ていたと思いましたが、再度の認識を伺います。これ1人でずっといってしまうというのは私はいけないと思っています。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 今ほどの2人体制ということでございますが、ご質問でございますけれども、オペレーターの人材確保のために、今ほど申し上げましたとおり、免許取得に対する補助事業ということで今年度新しく設置をしております。そのようなところで2人体制を、2人体制といえますか、そのような、今現在定員に達していないというところでもございますので、まずはその定員を満たすようなことを目標としまして、それを達しましたら2人体制ということで、今度是可以限りそういうふうな除雪ということを目指してまいりたいというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 確認しますけれども、定数に満たないうちは2人体制はもうできないということですか。こういう事故、この後も報告第6号、第7号についてもやっぱり同様なことが言えると思います。そのところをはっきり答弁お願いします。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） その2人体制ということですが、実際大型ロータリー車であれば2人で現在やっております。そのように実質その一方が進行を操る人、あとは雪を飛ばす人ということで2つ、2人必要な場合には2人体制でやっておりますし、あとは全く2人体制ということができないということではございませんで、そのような例えば危険を伴うような作業の場合には2人体制ということで現在もやっておるところでございます。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 2人体制の部分もあるというふうにお伺いしたので、少しは対応はされているかなというふうに受け止めますけれども、いずれにしても場所の状況にもよりますよね。地域的な部分、それから道路の状況によっては、ここはもうやっぱり常時2人体制でしておかなければならないとかいろんなことを、その場所、場所によって、あるいは路線によって対応は私は可能ではないかなと。極力リスクを下げる努力をぜひやっていただきたい。最後をお願いします。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 検討してまいります。

○議長（横山知世志君） 6番、長嶺一也議員。

○6番（長嶺一也君） 今回の損害賠償3件、除雪車ではあるのですが、ほかの公用車でも事故が起こり得る可能性はあります。任意保険の加入状況を教えてください。総務課長だと思っております。

が。

○議長（横山知世志君） 総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） 今ほどのおただしの公用車におきます任意保険の加入状況でございますが、当然のことながら全て任意保険に加入してございます。

○議長（横山知世志君） 6番。

○6番（長嶺一也君） そうしますと、この損害賠償額につきましては、全て保険のほうから支払われたということよろしいですか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） そのとおりでございます。

○議長（横山知世志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第5号を終了いたします。

○報告第6号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第6、報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明申し上げます。

議案書11ページ、12ページ、併せまして提出案件資料2ページ3段目を御覧ください。本件は、令和4年1月1日、町内旭寺入字花ノ川地内におきまして除雪作業中、除雪車を後進させる際に排土板が小屋に接触する対物事故が発生いたしました。その後、令和4年4月11日、相手方である町内在住のB氏と対物事故に係る賠償金につきまして、47万4,100円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

説明は以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第6号を終了いたします。

○報告第7号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第7、報告第7号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）をご説明いたします。

議案書13ページ、14ページ、併せまして提出案件資料2ページ下段を御覧ください。本件は、令和4年1月18日、町内字布才地地内において歩道の除雪作業中、除雪車を後進させる際にシュート部が歩行者用信号機に接触する対物事故が発生いたしました。その後、令和4年4月26日、相手方である福島県会津若松警察署長と対物事故に係る賠償金につきまして、44万円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

説明は以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第7号を終了いたします。

○承認第1号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第8、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（会津美里町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

町民税務課長、猪俣利幸君。

〔町民税務課長（猪俣利幸君）登壇〕

○町民税務課長（猪俣利幸君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（会津美里町税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の15ページから17ページ、提出案件資料の3ページ上段、参考資料、新旧対照表の1ページから8ページを御覧いただきたいと存じます。提出案件資料によりご説明させていただきます。本件

は、地方税法等の一部が改正され、令和4年3月31日に公布されたところでございます。これに伴いまして、会津美里町税条例について所要の改正を行い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

主な改正の内容でございますが、1点目は第34条の7、個人住民税の寄附金税額控除に関する規定でございます。公益法人制度改革に伴い、特例民法法人に対する寄附を税額控除の対象とする経過措置が終了したことから、当該規定を削除することとしたものでございます。

2点目は、第48条法人町民税の申告、納付に関する規定でございます。法改正に合わせまして引用条項を改正することとしたものでございます。

3点目は、第73条の2、固定資産税台帳の閲覧手数料に関する規定でございます。台帳の閲覧に際して、DV被害者等の住所について削除等の措置を講じたものを閲覧に供することができることとしたものでございます。

4点目は、第73条の3、固定資産税台帳の記載事項証明書の交付手数料に関する規定でございます。証明書の交付に際しまして、DV被害者等の住所について削除する等の措置を講じたものを交付することができることとしたものでございます。

5点目は、附則第10条の2、固定資産税の課税標準の特例に関する規定でございます。貯留機能保全区域に指定された土地に係る特例措置の規定を新設しまして、また地方税法の改正に合わせまして引用条項を改正することとしたものでございます。

次に、6点目は附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する規定でございます。省エネ改修工事を行った住宅に係る特例を拡充することとしたものでございます。

7点目は、附則第12条、宅地等に対する固定資産税の特例に関する規定でございます。令和4年度に限りまして、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とすることとしたものでございます。

この条例は、令和4年4月1日から施行することとしたものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

10番、星次議員。

○10番（星次君） 最後の部分なのですが、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額を2.5%というふうになっておりますが、会津美里町での商業地等という、この地域に該当はあるのかどうかちょっと確認したいので、お願いします。

○議長（横山知世志君） 町民税務課長。

○町民税務課長（猪俣利幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この商業地等に該当する土地につきましては、いわゆる住宅地以外の宅地が全てこちらの商業地等というふうな、この定義に該当します。よって、町内では対象となる土地につきましては21筆ほどございます。

○議長（横山知世志君） 10番。

○10番（星 次君） 分かりました。

○議長（横山知世志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質問を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第1号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○承認第2号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第9、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第17号））を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、國分利則君。

〔政策財政課長（國分利則君）登壇〕

○政策財政課長（國分利則君） それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度一般会計補正予算（第17号））につきましてご説明申し上げます。

予算書と併せまして議案書18ページ及び提出案件資料3ページ下段を御覧いただきたいと存じます。本件は、令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第17号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月28日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

予算書表紙の裏面を御覧いただきたいと思えます。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,493万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億9,314万8,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正であります。

3枚おめくりいただきまして、第2表、地方債補正でございます。これは変更でございます。道路維持管理事業に係る過疎対策事業債から、1枚おめくりいただきまして、林道施設災害防止対策事業に係る緊急自然災害防止対策事業債まで、それぞれ事業費の確定等によりまして限度額を記載のとおり減額するものでございます。

次に、補正予算の内容についてであります。歳入につきましては、町税の収入見込みや各種交付金の額の確定見込み、地方債の確定見込みなどによるものでございます。歳出につきましては、主に歳入に関連した事業費を補正するものでございます。

それでは、主な内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。1枚おめくりいただきまして、3ページを御覧いただきたいと存じます。まず、歳入でございますが、1款町税につきましては、1項町民税の補正額の計4,268万3,000円の補正増から、4ページをお開きいただきまして、5項入湯税20万8,000円の補正減まで、現年度課税分、滞納繰越分、それぞれ収入見込みによりまして記載のとおり増額または減額の補正を行うものでございます。

次に、2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税3,146万2,000円の補正増から、5ページに参りまして、交付金関係、さらに6ページをお開きいただき、下ほどの12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金8万1,000円の補正増までにつきましては、交付額の確定により、それぞれ増額または減額の補正を行うものでございます。

なお、6ページ中ほどの11款地方交付税でございますが、これは特別交付税の補正でございます。当初予算において2億5,000万円を措置しておりました。額の確定が合計で4億4,653万2,000円となりましたので、このたび1億9,653万2,000円を増額するものでございます。これは、除雪対策経費分や原油価格高騰対策経費分として交付されたものでございます。なお、令和3年度の地方交付税額の総額につきましては54億714万4,000円でございます。令和2年度と比較いたしますと2億2,822万2,000円の増、率にいたしますと約4.4%の増となったところでございます。

次に、8ページを御覧いただきたいと存じます。中ほどでございます。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1,467万8,000円の減につきましては、児童手当国庫負担金について、事業費の確定により減額するものでございます。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金5,526万9,000円の減の主なものにつきましては、1節の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金、また2節の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金でございまして、事業費の確定により減額するものでございます。

続きまして、9ページを御覧いただきたいと存じます。3目衛生費国庫補助金5,000万円の減につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金につきまして、3回目のワクチン接種について集団接種を実施しなかったことから減額するものでございます。

次に、4目土木費国庫補助金1,333万2,000円の増につきましては、社会資本整備総合交付金でございまして、除雪対策事業分として追加交付があったことから増額するものでございます。

次に、下ほどの16款県支出金、1項県負担金から11ページ、2項県補助金につきましては、対象事業費の事業費確定等によりまして、それぞれ記載のとおり増額または減額するものでございます。

続きまして、12ページを御覧いただきたいと存じます。3項県委託金、3目土木費県委託金1,207万6,000円の増につきましては県道除雪委託金でございまして、交付額の確定により増額するものでございます。

続きまして、13ページを御覧ください。18款寄附金、1項寄附金337万8,000円の補正増につきましては、令和4年1月から3月までにお寄せいただきました寄附金でございまして、1目一般寄附金につきましては6件で211万3,000円、2目ふるさと納税寄附金につきましては58件で131万5,000円、3目民生費寄附金につきましては2件で15万円、4目教育寄附金につきましては4件で30万円をそれぞれ増額するものでございます。

なお、5目企業版ふるさと納税寄附金につきましては、寄附先の申出により50万円を減額するものでございます。

次に、19款繰入金、1項基金繰入金、10目過疎地域持続的発展基金繰入金720万円の減につきましては、過疎ソフト事業として充当していた各事業の事業費確定により減額するものでございます。

続きまして、15ページを御覧いただきたいと存じます。22款町債、1項町債でございます。先ほど第2表、地方債補正でご説明申し上げました内容でございまして、3目農林水産業債から6目消防債まで合わせまして400万円を減額するものでございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明申し上げます。16ページを御覧いただきたいと存じます。2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費5億7,113万3,000円の増につきましては、主に本補正予算における一般財源の余剰額を財政調整基金に5億6,696万2,000円を積立てするものでございます。

続きまして、17ページを御覧ください。7目企画費348万5,000円の減につきましては、主に18節の住宅取得支援事業補助金でございまして、事業費の確定により減額するものでございます。

18ページを御覧いただきたいと存じます。下ほどの4項選挙費につきましては、22ページまででございまして、令和3年度に行われました各選挙について、事業費確定により、それぞれ記載のとおり

減額するものでございます。

次に、22ページの中ほどを御覧いただきたいと存じます。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費2,368万5,000円の減につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金でございまして、事業費の確定により減額するものでございます。

次の障がい福祉費424万8,000円の減につきましては、重度心身障がい者医療給付費等に係る扶助費の確定見込みにより減額するものでございます。

次の4目高齢者福祉費307万3,000円の減の主なものにつきましては、19節の老人福祉施設入所者保護措置費（養護老人ホーム）に係る扶助費の確定見込みにより減額するものでございます。

23ページに参りまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費5,173万4,000円の減につきましては、主に18節の子育て世帯生活支援特別給付金及び子育て世帯への臨時特別給付金、19節の施設型給付費、乳幼児医療助成費及び児童生徒医療助成費に係る扶助費の確定見込みにより減額するものでございます。

次に、2目児童手当費2,040万5,000円の減につきましては、児童手当に係る扶助費の確定見込みにより減額するものでございます。

続きまして、24ページを御覧いただきたいと存じます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費468万4,000円の減につきましては、18節の水道未普及地域生活用水確保対策事業補助金について、事業費の確定により減額するものでございます。

次に、2目予防費5,000万円の減につきましては、12節の新型コロナウイルスワクチン集団接種委託料でございまして、歳入でもご説明申し上げましたが、3回目のワクチン接種について集団接種を実施しなかったことから、記載のとおり減額するものでございます。

次に、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費4,610万4,000円の減につきましては、主に18節の負担金補助及び交付金でございまして、25ページに参りまして、施設園芸等燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金について、事業費の確定により減額するものでございます。

26ページを御覧ください。中ほどの6款商工費、1項商工費、3目企業誘致促進費150万8,000円の減につきましては、27節の工業団地造成事業特別会計繰出金でございまして、高田工業団地内の道路改良工事につきましては、事業費の確定により減額するものでございます。

続きまして、28ページを御覧いただきたいと存じます。中ほどの9款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費216万円の減につきましては、主に7節の放課後子ども教室協力者謝礼でございまして、コロナウイルス感染症の影響に伴い、活動の制限があったことから減額するものでございます。

歳入歳出の説明につきましては以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君）　ここで11時5分まで休憩いたします。

休　憩　（午前10時52分）

再 開 (午前11時05分)

○議長(横山知世志君) 再開いたします。

説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

4番、荒川佳一議員。

○4番(荒川佳一君) 歳入11ページ、16款県支出金、2項4目の農業費補助金、施設園芸等燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金でございます。その2,800万の減ということと、あとは歳出24ページから25ページです。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金の施設園芸等燃油価格高騰対策緊急支援事業補助金でございます。その4,188万6,000円の減ということでございます。それでは、事業の実績とですね、あとは事業の確認方法についてお伺いいたします。

○議長(横山知世志君) 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長(小林隆浩君) 事業についてご説明いたします。

この交付金につきましては、昨年12月に施設園芸農業者が重油や灯油の使用を抑制するために新たに購入するヒートポンプ、内張り被膜資材等に対する補助制度を福島県が構築した事業でございます。事業の実施期間は本年2月中旬から3月の末日と非常に短期間でありました。それで、報告期間も1月中旬と非常に短かったのですが、補助率が3分の2ということもあり魅力的な事業だということもありましたので、町ではすぐに農事組合長を通して回覧板等による周知も行いました。またあわせて、電話により、こういった事業を活用される可能性のある方についても電話で説明などを行いました。その結果、シイタケ農家の方を中心にビニールハウス10棟分の要望を受けました。そして、さらに検討中の農家さんも6棟分、さらにはもう少しあったということで20棟分の予算を議会の1月補正で計上、上程し、確保いたしましたところでございます。ところが、これにつきましては補助金申請に当たって農業者ごとに作成する計画になるのですが、やはり前年度より重油等の削減が、3年間減少させるとか出荷を維持するための取組ですとか、あと年間使用量を確認するための伝票の提出ですとか、かなり事務が繁雑になっていまして、さらには県が一度に事業として短期間で出したものから、そもそも機器の購入がもう困難であるというようなこともありまして、あと3年間の追跡調査などもあるということで、ほぼ全員から事業を実施しないという旨の確認を受けたものでございます。それで、この事業がちょっと残念ながら、1名の方はいたのですが、それ以外の方は実施することがなかったといった内容でございます。確認については、ちょっと事業そのものがこういう状況ですので、確認というのは補助申請された分だけの確認はしておりますが、そういう状況でございます。

○議長(横山知世志君) 4番。

○4番(荒川佳一君) それでは、一応これ1月の補正で上げてあるやつですよ。1月に上げて、今言ったように実績が上がらなかったというのは、事前に調査とか調べ方がちょっと甘かったのでは

ないのかなということなのですが、その点どうでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） この事業につきましては、県から通知が来たのが12月の下旬ということで本当に突発的に来ましたので、あと1月の中旬までの提出期限ということで、本当に電話などによりまして聞き取り調査と要望調査を行ったのですが、短期間ということもありまして、なかなか結構事務手続が難しいということがちょっとこの農業者の方々には伝わりにくかったというふうには考えております。

○議長（横山知世志君） 4番。

○4番（荒川佳一君） それで、こういった事業は今言ったように農業者に対して、農業者としては大変大切な補助事業だということですので、今回はかなり実績が上がらなかったということではございますが、今後ともこういった補助事業についてはアンテナを高くしまして、農家のためにご尽力していただきたいと思っております。その辺よろしくをお願いします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） そのような意見を参考にしまして、今回のことも十分反省しまして、次に生かせるように取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（横山知世志君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ないようでありますので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第2号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○承認第3号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第10、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、平山正孝君。

〔健康ふくし課長（平山正孝君）登壇〕

○健康ふくし課長（平山正孝君） それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての内容をご説明させていただきます。

議案書19ページ、提出案件資料4ページ上段を御覧願います。それでは、予算書表紙をおめくりいただき、専決処分書を御覧ください。本件は、令和3年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月28日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,363万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,191万6,000円とするものであります。

内容につきまして、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。3ページ、歳入を御覧願います。3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金につきまして4,371万1,000円を減額するものであります。これは、保険給付費及び国保事業費の確定見込みに伴い、1節普通交付金及び2節特別交付金について減額するものであります。

次に、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきまして7万5,000円を増額するものであります。これは、国民健康保険特別会計における口座振込、口座振替に係る口座手数料の改定に伴い、事務費等繰入金について増額するものであります。

次に、歳出であります。4ページを御覧願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費及び4項徴税費、1目賦課徴収費の増額につきましては、国民健康保険特別会計に係る口座振込及び口座振替に係る口座振込手数料の改定に伴い増額するものであります。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費3,399万円の減額、2項高額療養費422万6,000円の減額、3項移送費10万円の減額、6ページにわたりまして、6項の傷病手当金80万4,000円までの減額につきましては、保険給付費に係る医療費等の確定見込みに伴い減額するものでございます。

次に、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分及び7ページの保健事業費、1項特定健康診査等事業費につきましては、特別交付金の減額に伴う財源内訳による補正でございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目保険給付費等交付金償還金の145万8,000円

の増額につきましては、特定健康診査等に係る精算返還金として増額するものでございます。

最後に、7款予備費、1項予備費につきましては532万9,000円の減額です。財源調整によるものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第3号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○承認第4号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第11、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、平山正孝君。

〔健康ふくし課長（平山正孝君）登壇〕

○健康ふくし課長（平山正孝君） それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての内容をご説明させていただきます。

議案書20ページ、提出案件資料4ページ2段目を御覧願います。それでは、予算書表紙をおめくりいただき、専決処分書を御覧ください。本件は、令和3年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第6号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月28日に専決処分を行いましたので、同条3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

初めに、歳入歳出予算の補正、第1条であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ768万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億9,327万9,000円とするものであります。

内容につきまして、事項別明細書によりご説明させていただきます。3ページの歳入を御覧ください。3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金につきまして210万3,000円を増額し、7目介護保険災害等臨時特例補助金につきまして11万6,000円を増額するものであります。これは、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の確定見込みに伴い国庫補助金が確定したものでございます。

次の6款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金につきまして1,000万円を減額するものであります。これは、国県の補助金の増額及び事業費の確定見込みに伴い、基金の取崩しが不要となったことから減額するものでございます。

次に、歳出であります。4ページを御覧ください。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費から5ページ上段の3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費までにつきましては、歳入の補正に伴い財源内訳を補正するものでございます。

最後に、7款予備費、1項の予備費につきましては769万1,000円を減額し、2億594万2,000円とするもので、財源調整によるものでございます。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第4号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタン、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○承認第5号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第12、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

健康ふくし課長、平山正孝君。

〔健康ふくし課長（平山正孝君）登壇〕

○健康ふくし課長（平山正孝君） それでは、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての内容をご説明させていただきます。

議案書21ページ、提出案件資料4ページ3段目を御覧ください。予算書表紙をおめくりいただき、専決処分書を御覧ください。本件は、令和3年度会津美里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月28日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算の補正、第1条であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億5,245万1,000円とするものであります。

内容につきまして、事項別明細書によりご説明させていただきます。3ページの歳入を御覧ください。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、2目普通徴収保険料59万8,000円の増額につきましては、普通徴収保険料の収入見込み確定に伴い増額するものでございます。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、後期高齢者医療特別会計における口座振込、口座振替に係る手数料の改定に伴い、事務費繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出であります。4ページを御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費5万5,000円、2項徴収費、1目徴収費につきましては、口座振替に係る口座振替手数料の改定に伴う増額でございます。

次の2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金につきましては59万8,000円の増額であります。保険料収入の増額確定に伴い、広域連合に対する納付金を増額するもの

でございます。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第5号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○承認第6号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第13、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、小林隆浩君。

〔産業振興課長（小林隆浩君）登壇〕

○産業振興課長（小林隆浩君） それでは、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、内容をご説明申し上げます。

予算書と併せまして議案書22ページ、提出案件資料4ページ下段を御覧いただきたいと存じます。

本件は、令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、地方自

治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年3月28日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

予算書にてご説明申し上げます。予算書表紙の裏面を御覧いただきたいと存じます。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ301万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,123万8,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。3ページをお開き願います。歳入でございます。高田工業団地道路改良工事の事業費確定に伴い、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節の一般会計繰入金150万8,000円、6款県支出金、1項県補助金、1目商工費県補助金、1節の福島県工業団地等整備事業補助金150万9,000円をそれぞれ減額補正するものでございます。

4ページを御覧ください。歳出でございます。先ほど歳入でご説明申し上げた内容と同様でございますが、高田工業団地道路改良工事の事業費確定に伴い、1款工業団地販売管理事業費、1項工業団地販売管理事業費、1目高田工業団地販売管理事業費、14節の道路改良工事301万7,000円を減額補正するものでございます。

歳入歳出の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより承認第6号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議案第37号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第14、議案第37号 会津美里町公共施設等総合管理計画の変更についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、議案第37号 会津美里町公共施設等総合管理計画の変更についてをご説明申し上げます。

議案書24ページ及び別冊会津美里町公共施設等総合管理計画、併せまして提出案件資料の5ページ中段から6ページ上段、さらには提出案件参考資料10ページから12ページを御覧いただきたいと存じます。

それでは、提出案件参考資料によりましてご説明させていただきたいと存じます。参考資料の10ページを御覧いただきたいと存じます。章立てでご説明させていただきます。まず、第1章でございますが、計画の目的と対象範囲等でございます。平成28年度から令和2年度にかけまして行いました公共施設の縮減及び各個別計画の策定内容を反映するとともに、本計画期間中における対象施設とその数量を整理いたしまして、今後の維持管理及び利活用方針をより具現化いたしました。計画期間は、平成28年度から令和37年度の40年間といたしまして、個別計画の計画最終年であります令和12年度末を本計画の中間目標としたところでございます。

次に、第2章でございますが、人口等の現況と将来見通しについてでございます。第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略に基づきまして、令和2年までの人口推移の実績と令和27年までの将来人口について記載いたしましたところでございます。

次に、第3章についてでございますが、公共施設等の現状につきまして記載してございます。

次に、11ページを御覧いただきたいと存じます。続きまして、第4章でございますが、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等につきまして記載しております。

続きまして、第5章でございますが、公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方を記載してございます。公共施設の供給量の適正化を推進し、総量の縮減を図るため、平成28年度から令和37年度までの40年間で延べ床面積を31%縮減いたしまして、保有量を9万1,000平米とすることを目標としたところでございます。

次に、12ページを御覧いただきたいと存じます。最後に、第6章の推進体制でございますが、公共施設の総合的な管理の推進には町民の方々の理解が必要不可欠でございます。そのために公共施設の

利活用に関する情報及び課題を共有できる環境を整備いたしまして、町民との協働による施設の維持管理の在り方につきまして検討を進めてまいります。また、本計画に基づき実施いたしました施策の取組内容を検証いたしまして、機能更新や統廃合の改善を行ってまいります。

大変駆け足で雑駁な話となってしまいましたが、説明は以上となります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） それでは、4点お願いいたします。

まず、1点目ですけれども、計画書の78ページからのことで、ここに将来利用における基本的な方向という書き方でいろいろ説明されております。

○議長（横山知世志君） まず、4点挙げてから……

○12番（根本謙一君） 4点、まず1点目です。

○議長（横山知世志君） 4点挙げてからにしてもらえますか。4点述べてから。

○12番（根本謙一君） そのほうがいいですか。

○議長（横山知世志君） そうですね。

○12番（根本謙一君） まず、1点目は、要約しますと、この計画は現存する施設についてだけの管理計画という捉まえ方で見べきなのかどうなのか。将来的には当然新增築が考えられます、社会状況、それから政治判断によって。その点の認識の仕方です。それが1点目。

2点目は、この縮減目標、そもそも当初できたときからここはなかなか意味というか、根拠が不明だったのではないかというそもそもの疑念を持っております。どこからこういう数字が出てきたのかというところ。

3点目ですけれども、88ページの中段のところの説明の中で、新たな財源を確保するために人口減少を食い止めるとか使い方を工夫するとか云々書いてあります。この新たなというのはどういう意味を、何を見ているのか。

4点目、途中の検証はどのようにするのか。いわゆる見直し等していく必要があると思います。この期間をどの程度考えているのか。

以上、4点についてお願いします。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） まず、1点目のこの計画について現存する施設だけなのか、新增築に対する部分については加味されているのかというふうな質問かなというふうに承りました。これにつきましては、現在保有している施設を対象としておりまして、増加分については見込んでいないところでございます。ただし、今後新たな建設等があった場合につきましては、直近の計画見直しにおきま

して反映させてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 12番、根本議員、今の件について。

○12番（根本謙一君） そうしますと、当然増加分は見えていないと申しますと、この後の質問にもあります、いわゆる目標値があるわけですね。これが動いていくということは当然視されているように受け止めますけれども、私はあくまでも全国レベルから見ても、あるいは合併自治体としての切なさ、つらさはありますけれども、これでは数値目標はどうなのだと、そもそもどうなのですかというところに行くこととなりますよね。そもそもこれは何なのということになりますから、そこはしっかり考えての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおたがでございまして、計画には今のところ、今後あり得る計画に関しては入ってございませませんが、基本的に進捗管理というものは毎年度行ってまいります。ただ、計画に反映する部分に関しましては約10年のスパンで考えておきまして、しっかりと毎年、追加のそういった部分が出るかなというふうにも思いますが、それについては毎年の進捗管理でしっかりとさせていただきまして、直近の見直し時期に合わせて計画のほうに反映させてまいりたいというふうな考え方でございます。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 毎年検証するというのは、そもそものこの施設管理ですから、ハード面ですから、毎年毎年大きく動いていく、あるいはチェックしなければ進捗管理にならないというのは、私はちょっと違うのではないかなというふうに思います。財政なら別ですよ。施設ですから、そこはですから5年とか10年かなというふうには想定はしましたけれども、そこを確認したかったわけです。毎年見直しというのはいかなるものかなというところはどうか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） すみません、私がちょっと申し上げましたのは、毎年進捗管理というのはやはり町の公共施設の全体量、保有量を把握する上で、必ずやはり必要なことだというふうに思っておりますので、そのようにちょっと申し上げさせていただきましたが、あくまでこの40年間の計画というふうなことで立てさせていただきましたので、その縮減目標に向かって進むということは、これは間違いございません。町の政策、施策の中で新たな新築、増築なんかも見込まれるというふうに思っておりますので、そういったものが出れば直近の見直しの時期におきまして、しっかりと毎年それは把握はさせていただきますが、直近の見直しの時期に合わせてしっかり計画のほうに落とし込んでいかなければ、やはり現実と違うものとなってしまいますので、それについてはしっかりと見直しをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 12番、2番目の内容、もう一度質問内容を。

○12番（根本謙一君） 2番目に移ります。縮減目標、そもそもの根拠はどういうことでのこの数値

ですかというところを確認させてください。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 次の縮減目標でございますが、これにつきましてはもともと平成25年に作成いたしました会津美里町の公有財産利活用処分方針というものが基本になってございます。この中では、合計3万9,890平米の施設について縮減の方向を示してございます。当初の計画時点での総延べ床面積が13万1,330平米であったために、縮減目標値の3万9,850平米を割り返しますと9万1,480平米となりまして、区切りのいいところ、あとは類団の市町村の状況を加味しまして、面積を9万1,000平米とさせていただいたところでございます。

○議長（横山知世志君） 12番、根本議員。

○12番（根本謙一君） 今類団とかなんとかって、すぐすぐそういうことを持ち出しますけれども、本町は合併自治体なのです。ですから、類団は参考にはなるけれども、あまりこだわっては私はいけないと思います。そうしないと、3地域が不均衡、不公平感が私には出てくると思いますから、ここは全国レベルから多少1人当たりが多くてもこれはやむを得ない。ただ、そのときに説明はしっかり責任は果たしていただくということで町民の理解を得る、あるいは議会の理解を得る、ここが大事な点だと思います。

そこで、またお尋ねしたいのですけれども、次の88ページの上の表、表の5の4の4、縮減後の比較というところがございます。私が度々この審議に際して問題提起してきておりました1人当たりの延べ床面積の数字ですけれども、当初の計画では国のマニュアルで当時の人口をもつての分母で使っていたがために低く数字が抑えられて出てきておりました。これはおかしいですよと言っても、いや、国の指導がそうになっていますからという説明でした。今般この計画書には私が問題提起したように修正されて出てきました。これはなぜなのかというところ。これが当たり前だと私は思っていますけれども、どうして今回こういうふうになって出てきたのか。私は、これが当たり前だと思っていますけれども、そこを説明してください。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） ただいまのおただしについて説明させていただきます。

確かに最初の段階におきましては、国で示したそのままの数値をそのまま分母として使わせていただいたことによりまして、1人当たりの延べ床面積が少なく出ていたというふうなのは事実でございます。やはりそのやり方というものは、精査したところ、やはり現実とかけ離れた数値になっているというふうなことで町のほうとしても考えまして、今現在の数値でございますが、あくまでこの数値そのものは、計算の基礎となっておりますのは第2期人口ビジョン・総合戦略から引用してございますが、令和27年度までしか推計していないために、より適切な数値を導き出すために令和17年度から10年間の減少率を掛けさせていただきまして算定、算出させていただいたというふうなことでございます。現時点におきましては、最良の推計方法というふうな考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 12番、根本議員。

○12番（根本謙一君） これ以上答弁を求めるつもりはありませんけれども、やはりそこは冷静にしっかり分かりやすい出し方でいてもらいたい。いずれにしても、それでも全国平均からするともう倍以上になっているわけです。これだけはしっかり認識されて今後の進捗管理をお願いしたいなと思います。

次に、3点目参ります。3点目で、88ページの中ほどの文章で下から2行目の頭、新たな財源を確保するためというふうになっております。ここまで何度前後を読み直しても、ここがどうしても理解し難いところなのですけれども、私の読み方がよくないのか、もう一度説明していただけますか。この財源を確保するためというのは分かるのですが、新たなというのが冠詞がついていますので、この新たなというのはどういうことなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 休憩します。

休 憩 （午前11時51分）

再 開 （午前11時52分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 大変失礼いたしました。それでは、お答えいたします。

この新たな財源の確保でございますが、これにつきましては明確な財源の想定はしていないところでございますが、今現在公共施設に関しましては長寿命化の流れがございます。その中で新たな財源についても出てくる可能性があるかもしれないというふうなことでこのような表現にさせていただいたところでございます。

○議長（横山知世志君） 12番、根本議員。

○12番（根本謙一君） 可能性を見てのこと、それならそれなりの私は表現の仕方があったと思いますが、そういう説明ですので、分かりました。ただ、よく今後はというところからずっと読むと、ここにどうしても違和感がありますので、ここはしっかり押さえておいてください。今の説明で一応引き取らせていただきます。

次に、4番目参ります。いわゆるフォローアップの実施方針ということで頭に出ています。いわゆるサイクルを回して、しっかり検証して改善していきますよ。当然この計画、40年後ですから、10年後のあれ出したって40年後ですから、これは無理なところが当然あるのは分かります。ですから、この数字いかがでしょうなんて言うつもりはありませんけれども、ですから検証が大事だということですよ。そして、口幅ったいですけれども、政治判断によって新たなものがまた生み出されるでしょう。それから、なくなるのもあるでしょう。そういう中で、数字が本当に動くときが当然この後出てきます。そういった意味での途中検証も、課長は先ほどの説明で毎年一応検証していくと。それもよ

しとして受けますけれども、40年後の見通しなんて本当に難しい中でこの計画つくるといふご苦労は分かりますけれども、この検証はしっかりやっていただきたい。そして、一定程度この数字を議会で説明して、議決得るわけですから、一定程度はやっぱりこだわって、これ以上は絶対出さないようにしっかりやっていくのだというその決意の部分はしっかり出しておくべきではないかなと。後世にあとは託すのだというところでぜひ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） この計画の検証についてのお話でございました。これにつきましては、当然進捗の管理含めまして、検証もしっかりとしていかなければならないというふうに思っております。基本的にはこの下支えしています個別計画というのが10年間のつくり込みになってございます。ですので、10年をめぐり、10年スパンで個別計画の変更に合わせて全体計画の見直しをかけてまいりたいというふうに思っております。さらに、先ほど申し上げましたとおり、細かい部分の管理はしっかり毎年度させていただきながら、常にその最新値というのを把握してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 今の答弁で足りない部分が私はあると思っております。少なくともこの計画書を作られた、これ以上は絶対出さないようにしっかりやっていきます、検証していきますでしょう、多少の上下があったにしても。先ほど言いましたように、全国平均からすると倍ですから、倍はあるのですから、それだけ大々的にもうきついですよ、きつくなりますよということを裏返しで言っているわけですから、ここはやっぱりしっかり押さえていく必要がある。ですから、私は覚悟のしっかりした、後に、後輩たちにも送るメッセージとしてしっかりそこは出して答弁してくださいということ言ったつもりです。お願いします。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおたがいでございます。当然町が計画した目標値でございますので、これを本当に目標実現に向けまして、管理計画に従ってしっかりと進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（横山知世志君） ここでお諮りします。

間もなく昼食の時間となります。ここで午後1時まで休憩いたします。

休 憩 （午前11時58分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（横山知世志君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10番、星次君。

○10番（星 次君） それでは、3点ほど質問いたします。

ページ数が29ページでございます。道路の整備状況についてお伺いいたします。

2点目は、81ページの一番下の子育て支援の施設旧さくら保育所の云々という部分でちょっと質問したいと思います。

それから、ページ数85ページのその他の施設ということで、スピードスプレーアーの格納庫の解体について3点質問します。

それでは、道路の整備状況についてでございますが、延長が36万4,682.2メートル、それから面積が202万6,330.5平米となっておりますが、実はこの前、7日の日に私が一般質問した県道バイパスの道路敷地として町が買収した部分についてはこの部分に入っているのかどうか確認したいのですが、よろしくお願ひします。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長、鈴木明利君。

○建設水道課長（鈴木明利君） この延長面積の中には、一般質問でいただいた残地については入ってございません。

○議長（横山知世志君） 10番。

○10番（星 次君） 最後ちょっと聞こえなかったのだけれども、入っていませんと聞こえたのですが、よろしいですか、それで。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 入っておりません。

○議長（横山知世志君） 10番、星議員。

○10番（星 次君） せっかく道路敷地として買った部分を道路として町がカウントしていないということはおかしいのではないですか。どういう見解で建設水道課は思っているのですか。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） あくまでこの台帳の、ここにあります延長面積につきましては道路台帳を整備しております延長、そしてまた面積になりますので、残地についてはこの中では管理をしていないということでございます。

○議長（横山知世志君） 10番、星議員。

○10番（星 次君） それでは、この計画に入っていないということは、先ほど総務課長が10年間の個別計画でそれぞれ見直しを図ると言っていましたので、それは理解したのですが、この計画に、令和37年までの70年間の、入っていなかったら整備できないのでしょうか。これから入れるつもりでいるのですか。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） まず、道路を整備するに当たりまして、例えば用地買収をいたします。そのときに道路敷地について、道路敷地というのは路肩までということで管理をしておりますが、それ以外に用地買収をした際にもう利用が見込めないような残置しか残らない、そのような場合、あ

とは著しく価値が下がるような残地の場合については1筆買収をしているところであります。それで、その道路、今ほど申しました路肩までについては毎年台帳整備ということで整理をしております。それ以外に残地につきましては、今までですと整理したというような台帳はないというふうに思っておりますが、1筆1筆買収した面積は残っております。ですので、道路敷地とその残地についてもこれから随時調査してまいりたいと思います。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） 私は、残地も必要だけれども、問題は県道橋本一会津高田線の町で買った部分です。それを県にやってもらって、頭下げてやってもらうといたってらちが明かないから、やっぱりあれはこの計画にも入れないといったらその他の施設としてカウントするのか、それとも用途変更するのかという町の方針があるのではないですか。またこの後ずっとそのままにしているのですか、4700万も。ちょっとおかしいと思います。どうでしょうか。

○議長（横山知世志君） 建設水道課長。

○建設水道課長（鈴木明利君） 先日回答しましたとおり、県道の道路計画の中に入れていただくということでもありますが、その際に答弁させていただいておりますとおり、双方で、県と、そして町といろいろ協議をしながら、県でできない場合については町のほうでということで、双方協力しながら今のは場整備で取得した用地について有効利用ができるというように今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 3回目終わっています。

○10番（星 次君） では、この計画には入れないで、個別計画の中で今課長が言ったみたいに県と協議をし、町で整備する部分と県で整備する部分で区別して、区分して、そういうふうに盛り込んでいくという考えなのですか。その辺確認したいのですが。

○議長（横山知世志君） 星議員、それももう5回目になりますので、4回目は許可しましたけれども、それはちょっと却下します。次お願いします。

○10番（星 次君） 失礼しました。次に移ります。

81ページ、令和5年度に他施設を大規模改修し、子育て支援センターとして移転します。旧さくら保育所については、関係機関と建物の活用方針に係る検討を続けますというふうになってはいますが、ここでいう関係機関というのはどこの機関を想定しているのでしょうか。

○議長（横山知世志君） こども教育課長、渡部雄二君。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいま旧さくら保育所についての関係機関との協議についてということでございますが、ここでいう関係機関はあくまで庁内関係部署ということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 10番、星議員。

○10番（星 次君） 庁内だったらここにあって関係機関なんて入れないで、これは町営で、直営

で町でやるわけですから、こういう関係機関というのは普通は県とか国とかその他の団体、福祉施設等に係っている、そういう団体をいうわけであって、この子育て支援センターというのは町がやるのでしょうか、それとかNPOとか。違うのですか。

○議長（横山知世志君） 答弁、こども教育課長。

○こども教育課長（渡部雄二君） ただいまの再質問でございますが、関係機関についてでございますが、庁内関係各課のほかに子育て支援センターに勤務する方であったりとか、そういった教育に関係する方々も広く入るかとは思いますが。

○議長（横山知世志君） 10番、星議員。

○10番（星 次君） 次に移ります。分かりました。

次、85ページの上のほう、町の基本方針の欄でございます。スピードスプレーアーク格納庫解体、令和7年度となっておりますが、今この原料、スピードスプレーアークの利用状況、町は把握していると思うのですが、これすごいのです。害虫駆除、借りる地区がいっぱいあって、1時間前でないよ、本当に朝の4時頃に来て並んで台数確保ですから、格納庫、これどうするのですか。造ってから解体ですか。その辺教えてください。

○議長（横山知世志君） 町民税務課長、猪俣利幸君。

○町民税務課長（猪俣利幸君） スピードスプレーアークの格納庫でございますけれども、大変建築年数が経過しておりまして、相当建物も劣化している状況でございます。今後公共施設等の統廃合が進む中で、やっぱり代替施設をちょっとどこかこの期間の中、7年までに代替の駐車スペースを確保して、そちらのほうに格納するという計画でございます。

○議長（横山知世志君） 10番、星議員。

○10番（星 次君） 今課長が答弁したように本当に老朽化なのです。あそこは昔、郡役所の倉庫だったのですから、相当古いのです。だから、課長が言うように早急に代替地を見つけて、そしてもっと台数を増やして、そして利用者が並んでいなくてもいいような、本当にすごいのですから、一回見てほしいと思います。

終わります。

○議長（横山知世志君） 答弁はいいですか。

○10番（星 次君） 要らないです。

○議長（横山知世志君） 13番、根本剛君。

○13番（根本 剛君） ページ数は83ページで、2問お伺いしたいと思います。

まず、スポーツ・レクリエーション施設の中の二本柳運動場管理棟ですか、解体、令和13年度以降となっておりますが、それに付随する駐車場のこともちょっとお伺いします。これが1問目です。

2問目は地区の分館です。昔の公民館、分館とか、そういうの。譲渡あるいは解体ということで、この2点についてお伺いします。

まず、二本柳運動管理棟解体とありますが、その辺ちょっと詳しく教えていただきたいというのと、今これそのスペースに駐車場があります。旧美里庁舎時代に職員の駐車場として利用された場所なのですが、そこら辺ちょっと書いていないので、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長、福田富美代君。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの根本議員の質問にお答えいたします。

まず、二本柳運動場の管理棟ということですが、二本柳運動場の敷地内にあります建物が、野球のベースだとか、そういった物置となっているところがございます。そちらについては、一応令和13年度以降に解体をしたいと計画しているものでございます。

2点目の二本柳運動場の駐車場として、今年より指定管理ということでクラブ衆に指定管理委託をしております。こちらのほうについては、建物ではなくて駐車場の敷地管理ということですので、この計画には入っていないものでございます。

以上であります。

○議長（横山知世志君） 13番、根本議員。

○13番（根本 剛君） その駐車場の東側の建物ありますよね。あの近く、屯所の何かなかったですか、付随して。車庫ですか。なかったですか。駐車スペースの東側の建物、一部利用しているのではないのですか。

○議長（横山知世志君） 屯所はあります、消防屯所。

○13番（根本 剛君） ありますよね。それちょっと教えてください。

○議長（横山知世志君） それの何を。

○13番（根本 剛君） その一带含めてを。管理棟の駐車スペースの東側に昔のバス車庫なんか入れていた建物なかったですか。それ分かる範囲でいいから教えてください。

○議長（横山知世志君） 答弁、総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） ただいまのおたがしでございますが、元の職員駐車場の東手のほうに前にバスを入れておきました、屯所の脇に併設してまして、バスを入れておく車庫については現在もございます。

〔「それをそのまま利用しているのですか」と言う人あり〕

○総務課長（金子吉弘君） 利活用につきましては、まだ新しい、比較的そんなに年数もたっていない新しい建物でございますので、そのまま利活用のほうをちょっと考えてまいりたいというふうにご考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 13番、根本議員。

○13番（根本 剛君） その駐車場に関しては、クラブ衆に指定管理で利用しているということなのですが、逆に言えば私ども民間人からの考えとすれば、早期にあの駐車場スペースを民間等に売却し

て、町の財産ですけれども、民間に売却したほうがよろしいかという考えの下にちょっとお伺いしているのです、その辺分かりました。

それでは、地区分館のほうに移ります。各地区の分館ありますよね。地区等への譲渡を検討するとありますが、この譲渡する際に、以前の説明会等では電気、水道、維持管理ですね、光熱水費は町執行部の町側で持つような話だったと思いますけれども、譲渡した際に、その辺変わりはないのかどうか。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの地区分館、今現在生涯学習センターの各分館となっているところの譲渡した場合の維持管理についてということなのですが、これまでの懇談会において、もし地区のほうで希望があれば、譲渡を受けたいというところがあれば、建物だけではなくて一切合財、維持費管理も全て地区のほうで持っていただくというような説明をしまいでございます。令和3年度の2月、3月に3年度の説明会ということを用意していたのですけれども、そちらのほうちょっとできませんでしたので、その際についても各年度ごとの各分館の維持管理費に係る経費も示して、これだけ現在経費がかかっていますということと、あと今後に向けて譲渡した際にかかる経費ということで共通理解を図るために資料のほうを作っております。ですので、維持管理費も、もし譲渡となった場合は地区管理でお願いしたいと考えているものでございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 13番、根本議員。

○13番（根本 剛君） 認識の差があったのかなと思いますけれども、それで譲渡できない場合解体しますとうたってありますけれども、各地区分館は災害時の避難場所として指定されています。さらには各国政レベルの選挙の投票所となっているのですけれども、その辺の先々を見越しての関連性とか見越してどのように考えておられるのか、その辺尋ねたいと思います。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、地区分館の解体に伴います避難場所、避難所としての機能についてでありますけれども、確かに避難所として利用されている以上、新たな避難場所というのを設ける必要があるかなというふうに思っております。解体の時期までなるべく早い段階でその代替場所をとるものを町のほうで決定いたしまして、住民の方々にお知らせしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

投票所につきましても、当然また新たな場所をちょっと見つける必要がございます。これに関しましても、いわゆる解体時期前、なるべく早くこの部分につきましても新たな場所を決定いたしまして、住民の皆様の方にお知らせしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 13番、根本議員。

○13番（根本 剛君） 今、新たな場所ということをいろいろ検討しますと言われましたけれども、

先ほど午前中、同僚議員の12番議員もありましたけれども、新たな財源というか、必要になってくると思います。従前にある建物を利用して避難所を設けるのか、さらには投票所としてやるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） すみません、ちょっと言葉が足りず申し訳ございませんでした。私、新たな場所というふうに申し上げましたが、今ある、現存する施設と、統合等なんかも可能性としてはあるかなというふうにございます。今、それ以外には使っていない施設とかもございますので、そういったところのいわゆる建物の安全性とかを確認させていただきまして、新たな場所か、あとは既存のいわゆる投票所のほうに統合してもいいのかとかいうところをしっかりと判断してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員、3回目終わりましたので。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ないようですので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第37号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタン、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第38号の議題、説明、質疑

○議長（横山知世志君） 日程第15、議案第38号 令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、國分利則君。

〔政策財政課長（國分利則君）登壇〕

○政策財政課長（國分利則君） それでは、議案第38号 令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして提出案件資料8ページから13ページを御覧いただきたいと存じます。それでは、予算書の表紙を御覧ください。まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,022万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億3,622万6,000円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為でございます。

2枚おめくりをいただきたいと存じます。第2表、債務負担行為でございます。いずれも令和4年度末で債務負担行為の設定期間が終了するものにつきまして、債務負担行為の設定を行うものでございます。事項、期間、限度額の順に読み上げて説明とさせていただきます。まず、会津美里町ふれあいセンター「あやめ荘」管理委託事業、令和5年度から令和9年度まで6,704万5,000円。次に、会津美里町保健センター管理委託業務、令和5年度から令和9年度まで2,107万1,000円。次に、新鶴高齢者福祉センター管理委託事業、令和5年度から令和9年度まで3,510万1,000円。最後に、新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴管理委託事業、令和5年度6,215万円。以上、4つの事業について計上するものでございます。

次のページに参りまして、第3表、地方債補正でございます。これは変更でございまして、林道施設災害防止対策事業に係る緊急自然災害防止対策事業債につきまして、林道新鶴柳津線の復旧工事のため、記載のとおり計上するものでございます。

次に、歳入歳出の補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。2枚おめくりいただきまして、3ページを御覧いただきたいと存じます。なお、各課の補正内容につきましては提出案件資料に記載させていただきましたので、主な内容をご説明させていただきます。

歳入でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金166万7,000円の補正増につきましては、感染症予防事業費等国庫補助金でございまして、風疹の追加的対策実施期間が延長されたことに伴い増額するものでございます。

3ページの一番下になりますが、15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金219万6,000円の補正増につきましては、産地生産力強化総合対策事業補助金でございまして、これは大豆、ソバ、菜種などの生産につきまして、低コスト化、高品質化及び生産拡大を図るため、取組に必要な機械等を導入する農業者に対しまして補助金を交付するため、新たに予算措置するものでございます。

4ページを御覧いただきたいと存じます。18款繰入金、1項特別会計繰入金、4目工業団地造成事業特別会計繰入金5,487万9,000円の補正増につきましては、高田工業団地の売却見込みに伴い増額す

るものでございます。

次に、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金4,394万3,000円の補正減につきましては、本補正予算におきます一般財源余剰額の調整のため減額するものでございます。

次に、20款諸収入、3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入1,000万円の補正増につきましては、県信用保証協会貸付元金でございまして、新型コロナウイルス感染症の影響や新規創業の増加などで融資が増えており、県信用保証協会への貸付金を増額することから増額の予算措置をするものでございます。

次に、21款町債、1項町債、3目農林水産業債4,000万円の補正増につきましては、第3表、地方債補正でご説明した内容につきまして増額するものでございます。

続きまして、歳出について説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、5ページを御覧いただきたいと存じます。まず、2款総務費、1項総務管理費、9目電算管理費298万2,000円の補正増につきましては、町の光ケーブルを共架しております電柱の移設等及び光回線の不足による光ケーブルの増設工事のため、12節、電柱添架委託料及び14節、光ケーブル増設工事をそれぞれ増額するものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、2目障がい福祉費136万6,000円の補正増につきましては、障害者自立支援給付審査支払等システムの改修が必要なため、12節のシステム改修委託料を新たに予算措置するものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費441万1,000円の補正増の主なものにつきましては、6ページを御覧いただきまして、12節の風しん抗体検査等クーポン券作成業務委託料及び予防接種個別委託料でございまして、歳入でご説明いたしましたが、風疹の追加的対策実施期間が延長されたことにより増額するものでございます。

次に、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、219万6,000円の補正増につきましては、歳入でご説明いたしましたが、大豆、ソバなどの生産につきまして、低コスト化など生産拡大を図るための必要な機械等を導入する農業者に対して補助金を交付するため、18節の産地生産力強化総合対策事業補助金を新たに予算措置するものでございます。

次に、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費1,117万5,000円の補正増につきましては、18節の制度保証軽減負担金及び中小企業融資制度資金利子補給補助金117万5,000円の増、また20節の福島県信用保証協会貸付金1,000万円の増でございまして、新型コロナウイルス感染症の影響及び新規創業の増加等により融資が増えている状況で、不足が見込まれることから増額するものでございます。なお、この貸付金につきましては年度内に返却、返済されることから、歳入でご説明いたしました貸付金元利収入といたしまして1,000万円を増額してございます。

続きまして、7ページを御覧いただきたいと存じます。8款消防費、1項消防費、2目消防施設費121万円の補正増につきましては、これは茗荷平地区の消防屯所について、シロアリ被害等により建

物の部材が著しく被害を受けており、倒壊のおそれがあることから、14節の解体工事を新たに予算措置するものでございます。

次に、10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目現年林道施設災害復旧費4,000万円の補正増につきましては、地方債及び歳入でご説明いたしましたが、林道新鶴柳津線の災害復旧のため、14節の災害復旧工事について増額するものでございます。

歳入歳出の説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 歳入歳出という話でしたけれども、第2表、債務負担行為のところでは1点伺いたいのですけれども、大丈夫でしょうか。

○議長（横山知世志君） はい、結構です。

○12番（根本謙一君） それで1点。

2点目が、5ページの総務管理費のところでは10目諸費、懸垂幕作製業務委託料について。

3点目が、保健衛生費のところでは委託料の風疹の……

○議長（横山知世志君） ページ数何ページでしょう。

○12番（根本謙一君） 保健衛生費は6ページです。委託料についてです。よろしいですか。

○議長（横山知世志君） はい、どうぞ。

○12番（根本謙一君） 1点目参ります。ここで4点目の新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴管理委託事業についてですけれども、期間が令和5年度で切ってございます。推測するに、民間譲渡、今募集をかけておりますから、めどがついたのかなというふうの結果的に思ったのですけれども、これから常任会も開催されることで説明がある、段取りは取られていますけれども、この点についてつまびらかにしておいていただきたい。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまのおただしの新鶴温泉健康センター及び宿泊研修施設ほっとぴあ新鶴の管理委託事業につきましては、議員さんおっしゃるとおり、めどというまではいかないのですが、2月8日の議会全員協議会におきまして譲渡の説明を行ったわけですが、5月31日に公募の受付が終了しました。その中で1事業者さんから応募をいただきまして、今の予定ですと6月中にはこの温泉施設の譲渡先候補法人等の選定委員会を開催する予定でございます。ここでもし不合格となれば、もちろんそれで終わりということになるのですが、もしそれで合格ということになりますと、最終的には議会から議決をいただいて、令和5年度からは民間事業者によって運営されるということになります。譲渡とかはまだできるかどうかははっきりしておりませんので、令和5年度については債務負担行為、ここで計上させていただいているということでございます。

○議長（横山知世志君） 12番、根本謙一君。

○12番（根本謙一君） 分かりました。あとは常任委員会のほうでより詳しく伺ってまいります。

2点目です。5ページの諸費、懸垂幕、これはどういう内容なのですか。額はそんな大きくはないのですけれども、ここできちっとした説明をしていただくとわざわざ質問する必要はないのですけれども、デスクワークといいましても、なかなかできかねているところがありますので、少し詳しい説明をお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えさせていただきます。

この懸垂幕作製業務委託の15万円でございますが、実は今年の3月31日付で我が町が令和4年度の自衛官募集に係ます重点市町村に指定をされたところでございます。それを受けまして、より広報宣伝活動を強化するために懸垂幕を2つ作製させていただきまして、啓蒙活動を強化してまいりたいというふうなところで計上させていただいたものでございます。

○議長（横山知世志君） 12番、根本謙一君。

○12番（根本謙一君） 分かりました。そういうことであるならば、堂々とちゃんと説明されたほうが私はよろしいかと思えます。ここにも、案件資料にも書いてはありますけれども、よりこういう説明するときにきちっとここで確認するということが私は大事だと思えます。

では、3点目に参ります。保健衛生費のところ委託料ですけれども、これが延長になった理由というのはどういうことなのでしょう。まず、お伺いしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長、平山正孝君。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 風疹の追加対象者の補正について、なぜ延長になったのかという点につきまして、誠に申し訳ありません。資料のほうちょっと手元に持っておらないのであれですが、国のほうの方針ということで、接種者が少ないということが一つあり得るのかなという部分でございます。国の方針で急遽延長するという形になりまして、本町においても対象人数1,844名おりますが、実際にまず検査をして接種をするという形になりますので、検査した方がまだ545名という状況であります。全国的にも多分少ないということで延長という形になったものと思われま。

以上です。

○議長（横山知世志君） 12番、根本議員。

○12番（根本謙一君） 分かりましたけれども、国のほうでそういう方針を出しているということは、やはり懸念事項が、懸念されることが大きいからだと思われま。そこをしっかりと押さえて対応していただきたいなというふうに思いま。これ風疹、ばかにできない病気だというふうに私は認識しておりますので、しっかりと対応していただきたいなというふうに思いま。再度の答弁お願いします。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） 風疹のほう、小さい頃にやっけていなくて未接種という方に対して、

予防のためということでございます。町のほうといたしましても、予算のほう通りましたならば速やかに周知を図り、接種券、クーポン券のほうの発送の準備に入りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了し、議案第38号を終了いたします。

○議案第42号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第16、議案第42号 財産の処分についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、小林隆浩君。

〔産業振興課長（小林隆浩君）登壇〕

○産業振興課長（小林隆浩君） それでは、議案第42号 財産の処分についてご説明申し上げます。

議案書の25ページ、併せまして提出案件資料の6ページ中段を御覧いただきたいと存じます。この案件につきましては、高田工業団地内の販売用地を売却することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8条及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

内容についてでございますが、まず土地の所在地につきましては福島県大沼郡会津美里町字宮里96番4でありまして、地目が宅地でございます。地積につきましては5,327.96平方メートル、売却価額は5,327万9,600円でございます。相手方につきましては、福島県会津若松市門田町工業団地7番地の1、株式会社古賀セミコンテクノロジー、代表取締役、伊藤旭でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第42号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第43号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第17、議案第43号 旧会津美里町公民館及び分室解体工事請負契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

生涯学習課長、福田富美代君。

〔生涯学習課長（福田富美代君）登壇〕

○生涯学習課長（福田富美代君） それでは、議案第43号 旧会津美里町公民館及び分室解体工事請負契約についてご説明いたします。

議案書26ページ、提出案件資料6 ページ下段、提出案件参考資料13ページを御覧ください。本案は、旧会津美里町公民館及び分室解体工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、会津美里町公共施設長寿命化計画、個別施設計画に基づき、令和元年5月に閉館いたしました旧会津美里町公民館及び分室を解体する工事であります。

工事の内容につきましては、旧会津美里町公民館、分室の建物解体、その他外構解体、跡地整地ほかを行うものでございます。

契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札であります。

契約金額は、1億279万5,000円です。

契約の相手方は、福島県大沼郡会津美里町字西裏1783番地、江川建設工業株式会社、代表取締役、小柴満夫であります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 3点お願いします。

一般質問等で問題提起がされておりました解体工事が主たる中身が土工工事で入札応募されたという、どうして今までと変わった方法になったのかということで一定程度の説明はありましたけれども、なかなか納得し難い説明であったかと思えます。これが1点、もう一度説明願いたい。

その募集の方法を変えたという判断はどういうことでされたのか、判断基準は何なのかです。

最終判断者は誰なのか、この3点についてお願いいたします。

あと、4点目になるかと思えますけれども、今後はどういうふうになるのか。こういうことはよくあることになってしまうのか、しっかり説明をいただきたいと思えます。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） まず、根本議員の質問にお答えします。

1点目、過日の一般質問があった中身、解体工事、土木工事一式工事の考え方でございますが、その際ちょっと説明不足があったところではございますが、こちらの今回解体工事、建物解体工事だけではなくて、建物内の電気設備工事、機械設備解体、それぞれございまして……

○12番（根本謙一君） 議長、すみません、もうちょっと大きい声で、マイク近くに寄せていただいたほうがいいかなと思えます。

○生涯学習課長（福田富美代君） 失礼いたしました。本工事について公民館解体工事、分室の解体工事の中身につきまして、建物の解体だけではなくて、電気設備工事とか、また整地に係る整地土木工事というところで、総合的な企画、指導、調整の下に行われる土木工作物や建築物を解体する工事については、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当するというこの建設業許可事務ガイドラインというところで国土交通省が発令しているガイドラインがございます。それを基に土木一式工事として解体工事、さらには土木一式工事の両資格を持つ業者が実施できるもの、工事と捉えまして、今回土木一式工事として、工事の入札の公告をしたところでございます。

2点目の募集の変更、どのタイミングでというところではあったのですが、工事の担当者としては、今ほど申し上げましたように土木一式工事として捉えていたものでありますので、解体工事、土木一式工事の両資格を持つ業者が参加できるような形ということで要件をつけまして、土木一式工事の資格を持つ業者ということで公告したものでございます。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） そうしますと、では今までも同等な解体工事はあったはずですし、これからも当然出てくる可能性がありますよね。午前中もありましたけれども、午後にかけてありましたけれども、公共施設の総合管理計画の中でもどんどん除却、解体が予定されていますから、しっかりした基準を持たないで、質問の中身でやり取りを伺っていると、何か恣意的な部分があるやの印象も受けるわけです。そこにやっぱり疑念が持たれてしまうということは、全くもって私はあってはならな

と思うのです。そこで、どうして今回はこうなったのか。今まではそういう説明ではなかったにもかかわらず、今回このような判断をされたというのがどうも今の説明でも納得し難いところがあるのですけれども、これは所管の担当者、あなたが最終判断してこういうふうにしたということなのですか。

○議長（横山知世志君） 総務課長、答弁。

○総務課長（金子吉弘君） ただいまの議員のおただしでございますが、まず今回の工事に関しましては、指定工種はあくまで解体工事ということで出させていただきます。ただ、参加資格要件の中で、やはりいわゆる土木工事の中身が濃い工事であるというふうなところで、参加資格要件のほうに土木工事のいわゆる経審点を設けさせていただきまして、解体工の資格と土木工事の資格要件を2つ付記させていただいて工事を発注したというふうなことになります。それは、やはり品質といいますか、市街地でもあるので、周りに迷惑かけないようにしっかりと竣工する必要があるというふうなことになりますので、担当課のほうから基本的に土木工事、いわゆるコンクリートなんかを剥がして、しっかりと振動対応策もしなくてはいけない、防じん対策もしなくてはいけないというふうなことで、土木工事の意味合いが強い工事だというふうなところで解体工のほかに土木工事の制限をつけたというふうなことでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

あとは、最終の判断といいますのは、市の指名委員会のほうでそれですとしているところでございますので、申し述べさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 12番、根本議員。

○12番（根本謙一君） では、過去の例えば旧本郷一小の跡地の解体、あれは何で対応したのでしょうか。

それから、お答えされていない。選定委員会ですとしたというお話でした。ですから、その了とした案を最終的にこういうことだねという、私は専門家でもないのに、よくそういう判断に至ったなというところがどうも説明し切れていない。恣意的にしか私には見えない。ですから、今後こういうこと、この基準でいきますよ、このやり方でいきますよということになるのかも含めて言っていたかないと理解が深まらないと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 再度のおただしでございますが、あくまでいわゆる旧本郷一小跡地につきましては、周りがやはり町道に囲まれているというふうなことがございます。ある程度その敷地も広がったために多分、ちょっとこれは資料を持たないので、何とも言えませんが、恐らく解体の工種でもって解体の制限をつけたのではないかなというふうに思っているところでございますが、それが原則でございます。ただ、それは周りの状況にもよるというふうに思います。ある程度影響幅が取れて、近隣、住宅等に支障がない、問題がないというふうなところでございましたので、ある意味、そ

ういった意味で解体の工種選定、さらには解体の参加資格要件ということで条件をつけたのかなというふうに思っているところでございます。ただ、今回の旧美里公民館跡地につきましては、かなり密集している市街地内にある建物でございますので、その辺につきましては万全を期したような形でやらなくてはいけないというふうなことがございますので、そういった意味で通常は解体の工種選定とそれの条件づけというふうになるのですが、今回は特に土木の意味合いが強い工事になるというふうなことがございましたので、それは指名委員会としてもその判断に間違いはないというふうにさせていただいたところでございます。

あと最後に、今後どのようにしていくのかというふうな部分でございますが、確かに今のその要領の中には解体の経審点数等が付記されていないような状況になっておりますので、これがやはり全庁的にしっかりと分かるような、そういう要領に変更していかなくてはいけないというふうに思っておりますので、速やかにその辺については基準をしっかりと示して、それを庁内統一の見解にできるように通知、通達したいなというふうに考えているところでございます。

○議長（横山知世志君） 12番、根本議員。

○12番（根本謙一君） これ3点にわたって質問してしまっているところあります。でも、そうせざるを得ない答弁の内容ですので……

○議長（横山知世志君） 許可します。

○12番（根本謙一君） あと最後にします。同じような繰り返しになるのは避けたいと思います。

今総務課長はいわゆる推測で、こうであつたらうというふうに推測で答弁されています。私は、所管から堂々とそういう話をされるならば説得力は持ちます。それをフォローするかのごとく総務課長がああいう答弁されるから、なお何かを配慮しているのかなとか懸念を抱かせてしまう。そこはしっかりと認識していただきたい。堂々と所管に答弁していただくという方策取るべきだと思います。

1点確認します。判断基準をしっかりとつくるという、当然ですよ。今回の場合はその判断基準が曖昧、あるいは説明し切れていない、説明責任は果たし切れていない。ですから、議員の中でいろんな懸念が飛び交わされているわけです。しっかりと判断基準はつくって、いやしくも恣意的にまたやったのねということを問われないようにしっかりとつくって対応していただきたいと思っておりますけれども、そこ確認させてください。

○議長（横山知世志君） 副町長、佐々木吉一君。

○副町長（佐々木吉一君） 根本議員の質問にお答えしたいと思います。

最終的に今回のことも指名参加の関係で委員会でもってよしとしたところはございます。

最後に、今後解体工事が増えるということで、先ほどの公共施設の計画の中でも当然解体工事増えていきます。その中で根本議員がおっしゃるとおり、解体の部分について具体的な要領の中で明確に今現在なっていないものから、今後早急にそこについては、まず解体という項目、要領の中に10項目ほどはあるのですけれども、その中に解体は入っていないのです。ですから、それをちゃ

んと明確に入れて、なおかつ業者の判定表といいますか、ランクの判定表、そういうものをやっぱり明確にしていって、誰が見てもこうなのだなというふうな形を持っていきたいというふうに考えておりますので、そこについては時間をかけないでつくっていききたいというふうに考えておりますので、ご了承していただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 9番、渋井清隆議員。

○9番（渋井清隆君） 関連で私もお聞きしたいと思います。

それで、通告では工事登録業者の土木は15名ですか、解体が12名となっていますが、入札参加資格要件である総合評点値650点の業者はそれぞれ何人いますか。それが1点です。

それと、今の解体に当たっての担当課長が申し上げた内容の点、これについて、これもお伺いしたいと思います。まずは、最初の業者数からお願いしたいと。

○議長（横山知世志君） 総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） 業者数でございますが、まず土木のいわゆる経審点650以上を持っている業者につきましては12社になります。解体の部分でございますが、解体で経審点650以上を持っている業者につきましては9社でございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員。

○9番（渋井清隆君） 分かりました。そうですよね。この人数は合っています。この前通告でも申し上げたのですが、あえて土木へ持っていかなくても、9社あるわけですから、これでやってもよかったのかなと。

それと、審査委員会で決めたとか何かと言っていますが、工事の概要の中身、これ土砂をすき剥がすとか、そういう粉じんとか、いろいろあるので土木へ行ったと言いますが、旧ひまわり保育所、旧高田庁舎、これは電気から土砂のすき取り、整地、保育所もそうですけれども、土砂のすき取り、外構、遊具、樹木、解体、本体設備の関係の電気、これ全部入っていても解体で持っていっています。全然言っていることと違うのではないのでしょうか。いかがですか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） ただいまのご指摘でございますが、まず今回の工事の内容につきましては担当課から先ほど説明あったとおり、やはりそういう電気工事、あと土木工事の意味合いも大きい工事だというふうにお話しさせていただきました。ひまわり保育所の解体につきましても、そういった今議員おただしのおり、電気工事の部分なんかもあったのではないかというふうなことでございます。ただし、ちょっとひまわり保育所と違いますのは、やはり周りの周辺の状況というのが一番違います。これは、やはり周りにお店屋さんもありますし、一般の住宅もあるというふうな中で、地続きの中でやはりしっかりとした管理をして工事を竣工させなければいけないというふうな、そういった管理が非常に求められる工事にやっぱりなってくると思いますので、その辺でより専門性の高い土木工事のいわゆる条件をつけさせていただいたというふうなことで聞いているところでございます。

○議長（横山知世志君） 9番、渋井議員。

○9番（渋井清隆君） ちょっとその考えはおかしいと思うのです。条件は、全部そういうことをやらなくてはならない条件になっているのでしょうか。若松市、ああいう都会的なところで解体工事やる時どうするのですか。全部覆いますよ。覆って、なおかつ騒音も止めます。ここよりまだ条件はすごいと思うのです。若松とか東京なんかはどうやってやるのですか、ビル解体なんか。やること同じですよ。どうですか、そういうところを考えた場合。

それと、これから今後と言っていますけれども、今後どういうふうに行くのか、この今後という今後はいつからなのかというのもついでに追加してお聞きしたいと思っています。

○議長（横山知世志君） 副町長、佐々木吉一君。

○副町長（佐々木吉一君） 今後のことでございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、なるべく早く、時間をかけないで、まずその要領の中に解体工事という項目を入れるとともに、業者のランク判定表というものをつくりまして、明確になるような形で持っていきたいというふうに考えておりますので、ご了承していただきたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 3回目です。

○9番（渋井清隆君） ランク判定表はとっくになっています、評点数。今初めてではないですよ。

○議長（横山知世志君） 渋井議員、それ4回目ですから、簡潔に。

○9番（渋井清隆君） 含めてと言ったので、それでもってやったので。

それで、それもなっています。にもかかわらずそれをやるということは、それと今後の、今後というのは、これは要領ですから、1年間の方針をつくったらば年度内は変えるということはちょっといかなものかと。これまたごちゃごちゃになりますよ。そこをちょっとお願いします。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 1年間はそのような、今あるものでというようなお話かもしれませんが、先ほども申し上げましたけれども、公共施設の計画並びに今回の取壊しといたしますか、いうことを総合的に見まして、やはりそこは一日も早く明確にするような形で持っていくのは致し方ないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（横山知世志君） ほかに質問ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第43号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで2時25分まで休憩いたします。

休 憩 （午後 2時10分）

再 開 （午後 2時25分）

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

○議案第44号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第18、議案第44号 小型動力ポンプ付消防積載車購入契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、議案第44号 小型動力ポンプ付消防積載車購入契約についてご説明申し上げます。

議案書27ページ、併せまして提出案件資料7ページ上段、参考資料14ページを御覧いただきたいと存じます。この案件につきましては、小型動力ポンプ付消防積載車購入契約につきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして議会の議決をお願いするものであります。

契約の概要でございますが、小型動力ポンプ付消防積載車の更新を行うものでございまして、今回更新する車両は平成12年に配備いたしました第1分団第3班、中町でございまして、の積載車が経年劣化が進んでいることから、円滑な消防活動の確保と地域住民の安心、安全な暮らしづくりに努めるため、小型動力ポンプ付消防積載車を1台購入するものでございます。契約金額は1,147万3,000円で、

契約の相手方は福島県会津若松市材木町1丁目10番22号、株式会社ホシノ、代表取締役、湯田文章であります。

説明は以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

10番、星次君。

○10番（星次君） 内容的なことでもちょっとお聞きしたいのですが、小型動力ポンプ付消防積載車は分かりました。この中のメーカーがあると思うのですが、いろんな。そのメーカーをちょっと教えていただけますか。いろんなメーカーあるので、金額だけでは判断できない部分もあるなというふうな判断もあるので、参考までに教えていただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） 休憩します。

休 憩 （午後 2時28分）

再 開 （午後 2時29分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

総務課長、金子吉弘君。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えさせていただきます。

このメーカーの指定につきましては、今回の入札に関しましては特に指定はしてございません。ただ、今回契約する部分のメーカーでございますが、車両部分がトヨタでポンプにつきましてはモリタ社製のものであるというふうに聞いております。

○議長（横山知世志君） 10番、星議員。

○10番（星次君） そうすると、小型動力ポンプがモリタですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○10番（星次君） 了解しました。

○議長（横山知世志君） 7番、村松尚議員。

○7番（村松尚君） 1点だけ確認させてください。昨今の半導体不足等々の影響もあって、非常に今車の納車というのは厳しい状況かなと考えるのですけれども、こちらのほう納車の予定というのは大体どの辺を目途、年度内に入れられるというレベルの話なのか、それともある程度日程が決まった上での納車予定なのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（横山知世志君） 休憩します。

休 憩 （午後 2時31分）

再 開 （午後 2時31分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

答弁、総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 度々大変申し訳ございませんでした。納車の予定でございますが、年度内、来年の3月いっぱいを目途に予定してございます。議員おただしの半導体不足によります納期の遅れということは、今のところないというふう聞いております。

○議長（横山知世志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第44号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第45号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第19、議案第45号 分散勤務及び在宅勤務用パソコン端末購入契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

総務課長、金子吉弘君。

〔総務課長（金子吉弘君）登壇〕

○総務課長（金子吉弘君） それでは、議案第45号 分散勤務及び在宅勤務用パソコン端末購入契約についてご説明申し上げます。

議案書28ページ、併せまして提出案件資料7ページ中段、参考資料15ページを御覧いただきたいと

存じます。この案件につきましては、分散勤務及び在宅勤務用パソコン端末購入契約につきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

契約の概要であります。職員の新型コロナウイルス感染のリスク軽減のため、本郷庁舎と新鶴庁舎での分散勤務及び在宅勤務時に使用するとともに、庁内、庁外とのオンライン会議にも対応できるパソコン端末を100台購入するものでございます。契約金額は1,320万円で、契約の相手方は福島県会津若松市花畑東3番35号、プリマックス株式会社会津営業所、会津営業所長、沼田克己であります。

説明は以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。質疑はありませんか。

12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 1点だけお聞かせください。入札価格云々ではなくて、このパソコン端末の使い方、100台という話が出ました。オンラインにも活用していくというところですけども、コロナ対策も言われましたけれども、いわゆる一定程度もう落ち着いてきているということに間違いありません。そういう中で第7波にも要注意ですよ、ただ重症者はいないけれども感染力が強いとか、いろいろ懸念事項は確かにありますけれども、ここに至って分散勤務とかで在宅勤務のパソコンの必要性は、一段と下がっているというふうに思えるところはあるのですけれども、どうしてここでこういう考え方が出てきたのか。あるいは、国のそういうサジェスションがあって、やっぱり万全の策を取っておくということなのかが1点。

それから、分散した場合にどういう想定をしているのか、ちょっとイメージ的に起きてこないのか、本郷庁舎、新鶴庁舎を使うということですけども、もう少し詳しく説明していただきたいと思えます。

○議長（横山知世志君） 総務課長、答弁。

○総務課長（金子吉弘君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、どうしてこの時期なのかというふうなおただしでございますが、今現在町のコロナの感染状況というのは落ち着いた状況でございます。ですが、この後どういうふうにもまた再燃するやもしれないというふうな状況の中で、やはり国からの指導としても万全を期すようにというふうなことは、国だけではなく、県のほうからも言われているところでございます。そういった中で、やはり今庁舎のほうに大体職員が150人ほどおりますが、その人数、全ての職員が全て感染した場合のリスクというのは計り知れないものがあるというふうに思っているところでございます。そのためにある程度在宅勤務、さらには分散勤務をすることによりまして、そのリスクが軽減されるというふうなところから、今回パソコン端末を購入させていただくというふうなものでございます。

どういった形の勤務体系になるのかというふうなことでございますが、まず在宅勤務に関しまして

は、まず自分の机に実際ホスト端末を置くような形になりまして、もう一台を自宅のほうに持ち帰るような形になります。ですので、1人当たり2台の端末を使うような形になりまして、最大50名ほど在宅勤務が可能になります。

次に、分散勤務につきましては、今現在本郷庁舎と新鶴調査のほうにはある程度そういったLANケーブル、いわゆる通信に必要な一応機材は整っておりますので、そこにパソコンをつないで業務をするというふうな形になりまして、必ずそういった形での勤務になりますので、リスクについてはかなり分散できるのかなというふうに考えておりますで、今回購入させていただきまして、そういうリスク分散して職員を管理してまいりたいというふうな考えでございます。

○議長（横山知世志君） 12番、根本議員。

○12番（根本謙一君） 一定程度は理解できる場所ありますけれども、今の話の中で在宅勤務50名が可能だと。分散勤務もでは50ということかなというふうに推察しますけれども、確かにリスク対策、リスク軽減にはなるとは思いますけれども、これ購入してしまうのですよね、100台を。購入してしまうのです。どうして購入ということになったのか。いわゆる、よくリースが多いですよね。それも検討されて購入したほうが良いというふうになったのか、その点説明お願いいたします。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長、國分利則君。

○政策財政課長（國分利則君） ただいまのご質問でございますが、実は今回パソコンの購入に当たりまして、国のコロナの交付金を活用させていただいております。その中で、国はデジタル化を進めるという考えがございます。なので、今回交付金で、なおかつデジタル化を進めるという観点から今回パソコンを購入という形でさせていただいたところでございます。

〔何事か言う人あり〕

○政策財政課長（國分利則君） 再度、リース駄目だったのかということでございますが、確かに購入でございますので、100%充当できますので、財源的にはリースよりも購入のほうがより効果的にできるものということで考えてございます。

○議長（横山知世志君） 12番、根本議員。

○12番（根本謙一君） お金の使い方として、確かに交付金で充てられるので、維持管理を含めて有効な利活用のことを考えたときに、果たしてこんなに要るのかなというふうにやっぱり思うのです。国のデジタル化推進は当然あります。その交付金であるということですから、有効活用はしていったほうがいいかとは思いますが、パソコンあれば有効活用できるという話ではなくて、別な面のスキルアップも同時に合わせていく、それから専門的な人間を、人材をつくっていくというのがデジタル推進です。パソコンを台数そろえていけば、ハードをそろえていけばそれができるか、即対応というのはちょっと一元的な、ちょっと飛躍的な私は説明ではないかなというふうに思います。交付金はリースは駄目だということで、今それに交付金を充てるというふうに言われたのか、最後にお願いします。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） 交付金を活用する場合、リースは駄目だということではなくて、リースをした場合単年度、1年度分のリース分しか充当できませんので、実際それをリース、例えば5年リースにするのか、パソコンですと大体5年程度が一般的なのかなと思いますが、そうすると今年のみだけリースということになりますので、できれば町としては購入という形でやったほうがいいだろうということで今回は購入という形になります。

パソコンの使い方でございますが、確かに今コロナに関しましては、当町においても今若干減少済みだということでありまして。しかし、今会議、例えば県の会議、国の会議、それはほぼほぼ今リモートの会議で行っております。職員についてもそういった県の担当者、さらには国の説明会等もほぼほぼ全て今の段階でリモート並びにそういったパソコンを通じての会議をやっているというような状況でございますので、確かにそういった活用を十分見込めるのかなと思っております。

○議長（横山知世志君） 6番、長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 先ほどの総務課長の説明で、在宅勤務用のパソコン、自宅と職場で2台ということだったのですが、職場のパソコンは電源を入れてもらって、自宅で操作をすれば職場のパソコンが使えるというシステムでよろしいのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 議員おっしゃるとおり、まず職場のパソコンの電源というのは出勤してきた同僚のほうに入れていただくような形になります。それを入れていただいて、あとはいわゆる自宅のパソコンを立ち上げれば町のほうにつながるような形になっていまして、共有のフォルダーとかに基づきまして、通常の業務が可能となるというふうなことになってございます。

○議長（横山知世志君） 6番。

○6番（長嶺一也君） そうしますと、通信経費につきましては誰が負担するのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 通信費関係につきましては、各職員の家庭のWi-Fi等を活用していただくような形になりますので、基本的には個人負担というふうな形になります。

○議長（横山知世志君） 6番、長嶺君。

○6番（長嶺一也君） 3問目なのですがけれども、在宅勤務でパソコンを操作すると、情報セキュリティの関係でウイルス感染のリスクが高まるのかなと。あとは、在宅勤務に関しまして職員の服務規程とか、そういった整備も必要かと思うのですが、それについて回答をお願いします。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） まず、セキュリティの関係につきましては、専用の回線ということになりますので、それを活用して仕事をするような形になりますので、その辺についてはセキュリティに関しては万全のような状況になっております。

あと……

○議長（横山知世志君） 長嶺議員、もう一問何でしたか。セキュリティーが何でしたっけ。

○6番（長嶺一也君） 在宅勤務に当たっての職員の服務規程です。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） その服務規程に関しましては、しっかりと在宅勤務用に整えてあるというふうなことでございます。

○議長（横山知世志君） 2番、大竹惣議員。

○2番（大竹 惣君） 予定価格と落札価格に結構開きがあると思うのですが、パソコンの場合はメーカーやスペックで大金額に差があると思うのですが、やはり作業効率のことを考えますと、ある程度の処理能力というか、スペックが必要だと思います。今回購入するパソコンのメーカーとCPU、あとメモリーなどを教えてください。

○議長（横山知世志君） 休憩します。

休 憩 （午後 2時48分）

再 開 （午後 2時50分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 大変失礼いたしました。まず、メーカーでございますが、メーカーの指定はございません。CPUにつきましてはインテルコア i 5、またはAMDライゼン5相当以上でございます。メモリーは、8ギガ以上でございます。

○議長（横山知世志君） 2番、大竹議員。

○2番（大竹 惣君） メーカーの指定はないということは、様々なメーカーのパソコンがこの100台の中に入ってくる可能性があるということでしょうか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 取扱い業者につきましては、恐らく多分メーカーは1社になるのかなというふうに思っております。100台全てばらばらというふうな形での納品ではないというふうに確認しているところでございます。

○議長（横山知世志君） 2番、大竹議員。

○2番（大竹 惣君） 今の答弁ですと、今のところはメーカーは決まっていないというか、伝えられてはいないという状況で間違いはないですか。

○議長（横山知世志君） 総務課長。

○総務課長（金子吉弘君） 今のところはまだ伺っていないというふうなことでございます。

○議長（横山知世志君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ないようでしたらば質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第45号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○総括質疑

○議長（横山知世志君） 日程第20、総括質疑を行います。

総括質疑については、まず質問事項を告げ、その後質問事項ごとに一問一答方式で行います。総括質疑は、所管ごとの議案順に一括して審議したいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第36号 会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第39号 令和4年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第40号 令和4年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）を一括審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第41号 令和4年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）を審議に付します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

○議案の常任委員会付託について

○議長（横山知世志君） 日程第21、議案の常任委員会付託についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、本件は別紙審査付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

散 会 （午後 2時54分）

定例会 6 月 会 議

(第 5 号)

令和4年会津美里町議会定例会6月会議

議事日程 第5号

令和4年6月16日(木) 午前10時00分開議

- 第1 常任委員会委員長の報告
 - 第2 議案第36号 会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
 - 第3 議案第38号 令和4年度会津美里町一般会計補正予算(第1号)
 - 第4 議案第39号 令和4年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
 - 第5 議案第40号 令和4年度会津美里町介護保険特別会計補正予算(第1号)
 - 第6 議案第41号 令和4年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)
 - 第7 議員派遣の件について
 - 第8 陳情第4号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書
-

本日の会議に付した事件

第8まで同じ

- 追加日程第1 議案第46号 令和4年度会津美里町一般会計補正予算(第2号)
- 追加日程第2 議案第47号 令和4年度会津美里町水道事業会計補正予算(第1号)
- 追加日程第3 議案第48号 令和4年度会津美里町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 追加日程第4 議案第49号 本郷生涯学習センター改修工事(建築工事)請負契約について
- 追加日程第5 議案第50号 本郷生涯学習センター改修工事(電気設備工事)請負契約について
- 追加日程第6 議案第51号 本郷生涯学習センター改修工事(機械設備工事)請負契約について
- 追加日程第7 同意第1号 会津美里町監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第8 発議第2号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	渋井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	渡辺葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	根本謙一君
5番	山内豪君	13番	根本剛君
6番	長嶺一也君	14番	横山義博君
7番	村松尚君	15番	鈴木繁明君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	金子吉弘君
政策財政課長	國分利則君
会計管理者	松本由佳里君
町民税務課長	猪俣利幸君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	小林隆浩君
建設水道課長	鈴木明利君
教育長	歌川哲由君
こども教育課長	渡部雄二君
生涯学習課長	福田富美代君
代表監査委員	小島隆一君

○事務局職員出席者

事務局長	児島隆昌君
総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

○議長（横山知世志君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○常任委員会委員長の報告

○議長（横山知世志君） 日程第1、常任委員会委員長の報告を議題といたします。

まず初めに、総務厚生常任委員会委員長、星次君、報告願います。

〔総務厚生常任委員長（星 次君）登壇〕

○総務厚生常任委員長（星 次君） それでは、総務厚生常任委員会の報告をいたします。

本委員会は、6月6日に論点抽出を行いました。論点はありませんでした。さらに、6月10日の総括質疑応答後にも論点整理表は提出されませんでした。よって、論点はなしとしました。

令和4年6月13日午前10時より本庁舎議場において委員全員、所管課、議会事務局同席の下、総務厚生常任委員会を開催しました。本委員会に付託された案件は議案3件であります。審議、審査の結果はお手元に配付されているとおりでありますので、件名を省略し、議案番号にて報告いたします。

初めに、議案第36号では、委員より、国民健康保険税の限度額を引き上げることについて、地方税法の改正に伴うものなので、上げないわけにはいかないのか。高齢者は年金から保険料を引かれて生活が大変だという問いに、当局から、法令改正なので、上げないわけにはいかない。国民健康保険加入者なので、75歳未満の方が対象であると答弁されました。討論はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決されました。

議案第39号は、委員より、国民健康保険税について、当初予算と6月補正の比較はどうなのかの問いに、当局から、比較では114名、54世帯が増となっていると答弁されました。ほかにも質問がありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決されました。

続いて、議案第40号では、地域ケア会議研修会について詳しく教えてほしいとの問いに、当局から、昨年度も予算計上したが、コロナの影響でできなかった。サービスの提供等研修会で知識を高め、地域包括支援センターと連携を深めるものであると答弁されました。ほかにも質問がありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（横山知世志君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

次に、産業教育常任委員会委員長、根本謙一君、報告願います。

〔産業教育常任委員長（根本謙一君）登壇〕

○産業教育常任委員長（根本謙一君） おはようございます。これより産業教育常任委員会の報告を申し上げます。

令和4年6月13日午前10時より常任委員会室において委員7名、所管課、議会事務局出席の下、委員会を開催いたしました。本委員会に付託されましたのは議案1件、陳情1件の計2件であります。なお、今回の付託案件において論点はなかったことをまず報告いたします。審議の結果については、お手元に配付されているとおりでありますので、件名を省略し、議案番号にて報告いたします。

まず、議案第41号について、委員より、4款諸収入の納付金は下水道管接続使用によると理解してよいのかとの問いに、当局より、高田工業団地内の下水道を接続使用していく負担金であり、土地1平方メートル当たり300円になっているとの答弁がありました。また、委員より、大きな土地はなくなるようであるが、残地の状況はどうなっているのかとの問いに、当局より、会津美里消防署の南側に未売地があるが、町内の製造業者が購入予定となっているとの答弁がありました。ほかに若干の質疑ありましたが、討論はなく、採決の結果、賛成全員により本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、陳情第4号について、委員より、過去にも継続してきた陳情であると認識している。賛成である。ほかに、就学支援については要請してきている。将来の就学支援についても受けていくべきである。さらに、国庫の案件でもあり、支援を受けていくべきであるなどの意見がありました。討論はなく、採決の結果、挙手全員により本案は採択すべきものと決しました。

以上で産業教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（横山知世志君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

以上で常任委員会委員長の報告を終わります。

○議案第36号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第2、議案第36号 会津美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第36号を電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第38号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第3、議案第38号 令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第38号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第39号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第4、議案第39号 令和4年度会津美里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第39号を電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第40号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第5、議案第40号 令和4年度会津美里町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第40号を電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第41号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第6、議案第41号 令和4年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第41号を電子採決システムにより採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議員派遣の件について

○議長（横山知世志君） 日程第7、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員の派遣については、会議規則第129条の規定によりお手元に配付したとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決しました。

○陳情第4号の議題、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第8、陳情第4号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

これより討論に入ります。

まず、この陳情に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第4号を電子採決システムにより採決いたします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、陳情第4号は原案のとおり採択されました。

ただいま町長、杉山純一君、12番、根本謙一君より追加議案提出の申出がありました。ここで議会運営委員会及び全員協議会開催のため、暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時15分）

再 開 （午前10時50分）

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

○日程の追加

○議長（横山知世志君） ただいま追加送達された事件は、会津美里町長より議案第46号から議案第51号まで、同意第1号の7議案、12番、根本謙一君より発議第2号の計8議案であります。

お諮りいたします。本日はこれを日程に追加し、議案を別紙追加付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求め、その後逐次議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。

○議案第46号ないし議案第51号、同意第1号の議題及び提案理由の説明

○議長（横山知世志君） 提案者からの提案理由の説明を求めます。

町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

○町長（杉山純一君） それでは、追加提案いたします議案6件、同意1件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第46号から議案第48号までは、新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、生活に困窮する方々の生活支援及びコロナ禍において原油価格、物価高騰に直面する生活者や事業者に対する支援等を見込み、令和4年度一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計を補正するものであります。

議案第46号は、令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第2号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,362万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億985万円とするものであります。

次の議案第47号は、令和4年度会津美里町水道事業会計補正予算（第1号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の営業収益予定額を4,295万4,000円減額、営業外収益予定額を4,356万5,000円増額し、水道事業収益予定額を4億7,135万9,000円とし、収益的支出の営業費用予定額を61万1,000円増額し、水道事業費用予定額を4億2,935万5,000円とするものであります。

次の議案第48号は、令和4年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第1号）であります。今回の補正予算の内容は、収益的収入の営業収益予定額を2,083万9,000円減額し、営業外収益予定額を2,083万9,000円増額するものであります。

次の議案第49号から議案第51号までは、本郷庁舎を本郷生涯学習センターに改修する工事請負契約についてであります。議案第49号は、本郷生涯学習センター改修工事（建築工事）請負契約について、議案第50号は、本郷生涯学習センター改修工事（電気設備工事）請負契約について、議案第51号は、本郷生涯学習センター改修工事（機械設備工事）請負契約について、それぞれ地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次の同意第1号は、会津美里町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、新たに山内豪氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意をお願いするものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 提案者からの説明が終わりました。

○議案第46号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第1、議案第46号 令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、國分利則君。

〔政策財政課長（國分利則君）登壇〕

○政策財政課長（國分利則君） それでは、議案第46号 令和4年度会津美里町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして追加提出案件資料 3 ページから 7 ページ、追加提出案件参考資料 1 ページから 3 ページを御覧いただきたいと存じます。なお、今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症等の影響を受け生活に困窮する方々への生活支援及び原油価格や物価高騰に直面する生活者や事業者に対する支援等を見込み補正するものでございます。なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしました町独自支援事業につきましては、事業の概要を追加提出案件参考資料として添付させていただいたところでございます。

それでは、予算書の表紙を御覧いただきたいと存じます。第 1 条におきまして、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7,362 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 124 億 985 万円とするものでございます。

それでは、内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。3 枚おめくりいただきまして、3 ページを御覧いただきたいと存じます。歳入でございます。まず、14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金 1 億 1,982 万 3,000 円の補正増につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

2 目民生費国庫補助金 4,403 万 5,000 円の補正増につきましては、1 節の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金及び給付事務費補助金でございます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民税非課税世帯等の生活支援として臨時特別給付金を 1 世帯当たり 10 万円を支給するため、それぞれ記載のとおり計上するものでございます。

また、2 節の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金事業費分及び事務費分につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得の子育て世帯の生活支援といたしまして、児童 1 人当たり 5 万円を子育て世帯生活支援特別給付金として支給するため計上するものでございます。

次の 18 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 976 万 6,000 円の補正増につきましては、今回の補正予算における一般財源不足額を調整するため増額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。4 ページを御覧いただきたいと存じます。まず、2 款総務費、1 項総務管理費、7 目企画費 448 万 5,000 円の補正増につきましては、交通事業者支援金でございます。感染症対策の町独自支援事業として予算措置するものでございます。

それでは、追加提出案件資料 4 ページ並びに追加提出案件参考資料の 1 ページを御覧いただきたいと存じます。参考資料にてご説明をいたします。まず、事業名、公共交通利用促進事業であります。事業概要でございますが、コロナ禍における原油価格、物価高騰などの影響により経営の安定に支障が生じている町内の交通事業者に対しまして、町民生活の移動手段や社会基盤としての地域交通を確保、維持するため、車両維持費等に係る経費の一部を交通事業者支援金として交付するものでございます。支援対象といたしましては、町内に事業所を有する交通事業者とするものでございます。支援内容でございますが、令和 3 年度と令和元年度の年間売上高を比較いたしまして 50% 以上減少してい

る場合、貸切りバス1台につき一律10万5,000円を、タクシー及び介護タクシーにつきましては1台につき一律6万円をそれぞれ支援するものであります。また、令和3年度と元年度の年間売上高を比較いたしまして、30%以上50%未満減少している場合につきましては、貸切りバス1台につき一律7万円を、タクシー、介護タクシーにつきましては一律4万円をそれぞれ支援するものでございます。なお、事業期間でございますが、令和4年7月1日から同年8月31日まで、事業費といたしましては448万5,000円を計上するものでございます。

続きまして、予算書4ページにお戻りいただきまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費3,139万5,000円の補正増につきましては、歳入の住民税非課税等に対する臨時特別給付金でご説明した内容でございます。3節の時間外勤務手当から18節の住民税非課税等に対する臨時特別給付金までそれぞれ記載のとおり計上するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、5ページをお開きください。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1,264万円の補正増につきましては、歳入の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金でご説明した内容でございます。子育て世帯生活支援特別給付金を支給するため、3節の時間外勤務手当から18節の子育て世帯生活支援特別給付金までそれぞれ記載のとおり計上するものでございます。

次に、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費2,420万円の補正増につきましては、認定農業者等農業生産費高騰対策支援給付金でございます。感染症対策の町独自支援事業でございます。

追加提出案件資料7ページ、追加提出案件参考資料2ページをお開き願いたいと存じます。参考資料にてご説明いたします。事業名、新規就農者・担い手育成事業でございます。事業の概要でございますが、コロナ禍における原油価格の高騰や農業用生産資材の値上がりにより農業経営に支障が生じている認定農業者等に対しまして、農業経営の安定化を図ることを目的といたしまして、認定農業者等農業生産費高騰対策支援給付金を交付するものでございます。支援対象といたしましては、町内に住所を有する認定農業者、認定新規就農者、壮年就農計画認定者で、242事業者を見込んでいます。内容でございますが、令和3年分の確定申告時に申告した経費のうち、肥料費、飼料費、諸材料費、動力光熱費の合計額に昨年3月からの農業生産費高騰割合である7.4%を乗じて得た額を1事業者につき10万円を上限に支援するものでございます。事業費といたしまして2,420万円を計上するものでございます。

次に、予算書6ページを御覧いただきたいと思います。6款商工費、1項商工費、1目商工振興費3,650万円の補正増につきましては、プレミアム付商品券事業補助金でございます。感染症対策の町独自支援事業でございます。

追加提出案件資料7ページ、併せまして追加提出案件参考資料3ページをお開きいただきたいと思います。参考資料3ページにてご説明いたします。事業名、商工活性化事業であります。概要でございますが、コロナ禍における原油価格、物価高騰などの影響による地域経済の停滞に歯止めをかけま

○6番（長嶺一也君） 3月時点ということですが、3月以降、値上げの割合というのはこれ以上になっているかと思いますが、今後高騰割合が上昇した場合の補正についてはどうお考えなのでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） これが3月時点といいますのは、5月に公表された数値でございますが、6月の公表ですと若干前年と比較すると下がっているという状況にあります。ただ、今後当然上昇することはあると思うのですが、今の時点で有利な数値ということで7.4%ということで、今回事業実施期間も8月31日までなものですから、そのようなことでこの数字で対応していきたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 6番。

○6番（長嶺一也君） 分かりました。

○議長（横山知世志君） 2番、大竹惣議員。

○2番（大竹 惣君） 私も参考資料2ページ、新規就農者・担い手育成事業の件についてお聞きしたいと思います。

今のお話ですと、今後肥料費、諸材料費、上がっていくというのは農家の間ではもう知れ渡っていることで、特に7月から大幅に高騰するということになっております。特に肥料費なんかはもう絶対に必要なものなのですけれども、これ3割からひどいやつはもう2倍くらいに跳ね上がる予定の肥料もございます。なので、今後やはりこういったコロナ感染症対策支援交付金、また出てくるとは思いますけれども、さらに強力に支援していただきたいと思っておりますけれども、考えを伺います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

あくまで今回のこの事業につきましては昨年と今年、今現在での話ですので、今お話しされたようなこれから大幅に上がると、そしてそういうことで支援が必要となった場合につきましては、また支援策について検討させていただきたいと思っております。

○議長（横山知世志君） 2番。

○2番（大竹 惣君） ぜひしっかり検討していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 7番、村松尚議員。

○7番（村松 尚君） 私も参考資料のほうで3ページの町の独自事業であります商工活性化事業のプレミアム補助金の件で1点質問させていただきます。今回の換金時の換金手数料に対する考え方というのは、今回は昨年同様、事業者のほうは手数料はかからず換金できるような状態なののでしょうか。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 換金手数料につきましては、昨年と同様に手数料なしということで

事業を実施したいと考えております。

○議長（横山知世志君） 12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 関連的に参考資料3ページ、商工活性化事業でございますけれども、この使用期間が10月上旬から明けて1月中旬というふうに予定されております。こういう期間に設定した理由をお聞かせいただきたい。過去の経験がどういうふうにして生かされているのかということも踏まえて、まずご説明いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長、小林隆浩君。

○産業振興課長（小林隆浩君） 使用期間の10月からということで、なぜ10月からになったかというご質問ですが、今回は使用期間を10月から1月中旬までとすることによりまして、年末年始の消費需要のところで経済の活性化を図りたいということが1点と、1月中旬ですと冬期間に入りますので、灯油等の購入にも使用できるということで皆さんに喜んでいただけるというか、そういうことも考えまして、今回は10月から1月中旬までというところで考えてございます。

あと、前回からの反省点とか前回は参考にしてということにつきましては、前回までは販売額で1億5,000万ということで発行しておりました。ただし、昨年につきましてもやはり申込みされた方が8,000万台、9,000万まで届かないような金額であったということと、あと令和2年についても、このときは1世帯5万円を上限にしてということで役場の本庁舎で販売会をやって行ったのですが、このときもやはり実際に買いに来られた方につきましては8,300万円程度だったということで、昨年、おとしにつきましても8,000万台だったということで、今回は販売額を1億円ということにさせていただいたというところでございます。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 今販売額のことまで言われました。では、販売額のほうでちょっとまた再度お伺いしますが、販売額が8,000万から9,000万だったという経験値、これはどうしてかというところの説明が私はなされていないと思っている。これは、販売方法に私は問題があったと思う。もっと喚起するやり方はあったのだろうというふうに思っております。これは、現場感覚からも言えることだと思います。

そして、期間のほうですけれども、この予定ですと3か月半ぐらいですよ。よその事例見ますとやっぱり準備が早いのです。早くやっています。ですから、6月、7月ぐらいからもう販売開始で夏の需要期にちゃんと対応している。あるいは、秋に向けて期間も相当長い期間で、半年ぐらいで十分に使っていただける、そういう仕組みをやっているところもある。本町については、私は期間も短いし、昨年の事例を見ますと需要期がずれているということがあったかと思っております。そこをやっぱり詰めていってほしかったなというふうに思います。今回こういう案でやるということなので、一応了としたいと思っておりますけれども、そういう過去の事例を少し掘り下げて生かさないと、私はより成果を望

むことはなかなか難しい。実績よりもっと売るためには、もっと買ってもらうためには、町内の人たちに町内で消費してもらうにはどうしたらいいかということを経済界からもどんどん意見を上げさせて、しっかりその要望に、あるいはその思いに応える内容充実を図っていくべきだというふうに思うところから再度の答弁をお願いします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 確かに販売方法とかにつきましても、今まで販売会を行いますと、そこで密になってコロナ感染につながるということもありますので、こういう郵送で申込みを出していただいて、引換券を送って金融機関で買ってもらうといった、そういう工夫はしながら行ってきたということでございます。

あと、どうしても期間につきましては、当初予算で要求するということになるかと確かに6月くらいからはできると思います。これどうしても準備期間が2か月程度は必要になりますので、そういったことも踏まえまして、今からですとやはり9月、10月くらいになってしまうという話になってしまうのですが、そういったことにつきましては、また今回のプレミアム商品券でちょっと学んだことというのですか、そういうことを来年度実施する場合はそういうことに生かしまして取り組んでいきたいと考えております。

○議長（横山知世志君） 12番。

○12番（根本謙一君） 1点だけ申し上げます。これ町独自の事業ですよ。町独自の事業ですから、願わくば当初予算で上げて私も差し支えなかったのではないかなというふうに思っています。それに対する不都合があるとしたらどういうことなのかお伺いしたいと思いますけれども、いずれにしてもよその事例もしっかり参考にして有効に使っていただける、期間短くすることないです。事務作業は間延びするということがあるかもしれませんが、それはこっちからのサイドの話であって、使ってもらう住民の利便、あるいは思いに応えるというこのやり方がやっぱり肝腎ではないかなというふうに思いますので、最後をお願いします。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 今ほどの再度のおただしですがけれども、来年以降いろいろと、今回もプレミアム商品券を実施しまして、いろんな反省点、学んだことを生かしまして、商店街並びにお客様にとって魅力的な方法によるプレミアム商品券の販売といったものを構築していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 3回終わっていますよ。

○12番（根本謙一君） 初めの当初予算で上げることについての不都合があるならばそれは何ですかということ1つ。それも含めて2つお願いしたのですけれども。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林隆浩君） 当初予算につきましては、12月の時点でまだコロナの影響ですか、そういったところの交付金とか、そういうのもちょっとあるかどうか、コロナ対策の交付金とかあるかどうか分かりませんでしたし、またその時点においてはかなり中小企業のほうがコロナでダメージを受けているということで、中小企業等経営継続支援給付金とか、そういったものを予算化してそちらを優先しましたので、プレミアム付商品券のほうは今回になってしまったということでございます。

○議長（横山知世志君） 6番、長嶺議員。

○6番（長嶺一也君） 同じく参考資料の3ページでございます。支援内容の（6）……

○議長（横山知世志君） ちょっと待って。さっき質問終わりましたね。ごめんなさい。失礼しました。

○議長（横山知世志君） 10番、星次議員。

○10番（星 次君） 予算書の5ページの農業費、農業振興費と6ページの商工振興費について、先ほどからこれは町独自の事業だというふうに町側では強調しているようですが、当初予算に計上できなかったのも今分かりました。しかし、この時期にこれは町長としての考えで今回追加でなったのか、その辺を確認したいのですが、よろしくをお願いします。

○議長（横山知世志君） 政策財政課長。

○政策財政課長（國分利則君） それでは、ただいまのご質問でございますが、説明の中で町の独自の支援事業ということで私ご説明させていただきました。ただし、これにつきましては国のほうから提示ありました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金がありまして、その中で町が独自に構築した事業ということでご理解いただきたいと存じます。

○議長（横山知世志君） 10番。

○10番（星 次君） それでは、いいですか、これは私は町長の提案ということで、本当に農業者、それから商工業者がこのコロナで疲弊していて、これは大変だなというふうに感じて動いた予算なのかなというふうに思ったものですから、その辺を確認したかったのですが、ただコロナの総合的な臨時交付金の中での支出ということで答弁あったので、大まかは了解しましたが、やはり町長は町民の考え方というか、行動を素早くキャッチしてこういう予算に反映させるということが大事でなかろうかというふうに感じたものですから、質問させていただきました。

終わりです。

○議長（横山知世志君） 町長、杉山純一君。

○町長（杉山純一君） お答えをさせていただきます。

今担当課長からお話をさせていただきました、今回のコロナ対策の臨時交付金がありました。その中でいろいろ精査をした中でこういったものやっいていこうと、水道料の半額もそうですけれども、そういったことをやっいていこうという中での今回の追加案件の提出になっておりますので、ご理解い

ただきたいと思います。

○議長（横山知世志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第46号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタン、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第47号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第2、議案第47号 令和4年度会津美里町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鈴木明利君。

〔建設水道課長（鈴木明利君）登壇〕

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、議案第47号 令和4年度会津美里町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

追加提案案件資料1ページ上段及び8ページ、追加参考資料の4ページになります。本案は、新型コロナウイルス感染症対策生活応援事業として、7月分から11月分までの水道使用料基本料金の半額減免に係る補正をするものでございます。

それでは、補正予算書で説明をいたします。表紙を御覧ください。第2条として、予算第3条に定

めた収益的収入及び支出の予定額を、収入第1款水道事業収益を61万1,000円増額し4億7,135万9,000円とし、支出第1款水道事業費用を61万1,000円増額し4億2,935万5,000円とするものでございます。

8ページから9ページの令和4年度会津美里町水道事業会計補正予算内訳書により説明をいたします。8ページを御覧ください。収益的収入及び支出の収入であります。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益の水道使用料4,295万4,000円の減額は、7月分から11月分までの水道使用料5か月分の基本料金の半額減免により減額するものでございます。

2項営業外収益、2目他会計補助金の一般会計補助金4,356万5,000円の増額は、水道使用料減収分の補填及び基本料金減免のためのシステム改修委託料分として増額するものでございます。

9ページを御覧ください。支出の1款水道事業費用、1項営業費用、3目総係費の委託料61万1,000円の増額は、水道使用料の基本料金減免のためのシステム改修に係る委託料を増額するものでございます。

最初のページにお戻りください。これに伴いまして、第3条として、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額2,669万4,000円を7,025万9,000円に改めるものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第47号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第48号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第3、議案第48号 令和4年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

建設水道課長、鈴木明利君。

〔建設水道課長（鈴木明利君）登壇〕

○建設水道課長（鈴木明利君） それでは、議案第48号 令和4年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

追加提出案件資料の1ページ上段及び9ページ、10ページ、追加参考資料の5ページを御覧いただきたいと思います。本案は、新型コロナウイルス感染症生活応援事業として、7月分から11月分までの公共下水道等使用料基本料金の半額減免に係る補正をするものでございます。

それでは、補正予算書で説明をいたします。表紙を御覧ください。第2条として、予算第3条に定めた収益的収入の予算額は、各款の営業収益合計で2,083万9,000円減額し、また営業外収益合計で2,083万9,000円増額するため、収益的収入合計では5億8,927万8,000円と変更はございません。

9ページから10ページの令和4年度会津美里町下水道事業会計補正予算（第1号）の内訳書によりご説明いたします。9ページを御覧ください。収益的収入の収入であります。1款公共下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料で公共下水道使用料の1,608万8,000円の減額は、7月分から11月分までの公共下水道使用料5か月分の基本料金半額減免によるものでございます。

2項営業外収益、2目他会計補助金で一般会計補助金の1,608万8,000円の増額は、公共下水道使用料減収分の補填として一般会計補助金を増額するものでございます。

以降、同じ理由によりまして、2款特定環境保全公共下水道事業収益、3款農業集落排水事業収益、10ページの4款個別合併処理浄化槽事業収益において、各1項営業収益の下水道使用料で減額、各2項営業外収益の他会計補助金で同額を増額するものでございます。なお、支出についての補正はございません。

表紙の裏のページに戻っていただきたいと思います。これに伴いまして、第3条として、予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額1億9,302万1,000円を2億1,386万円に改めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第48号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第49号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第4、議案第49号 本郷生涯学習センター改修工事（建築工事）請負契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

生涯学習課長、福田富美代君。

〔生涯学習課長（福田富美代君）登壇〕

○生涯学習課長（福田富美代君） それでは、議案第49号 本郷生涯学習センター改修工事（建築工事）請負契約についてご説明いたします。

追加議案書1ページ、追加提出案件資料1ページ中段、追加提出案件参考資料6ページを御覧ください。本案は、本郷生涯学習センター改修工事（建築工事）請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

契約の目的は、本郷庁舎を改修し、役場支所機能や老人福祉センター機能、災害時に備えた機能を併せ持つ本郷生涯学習センターに改修いたします建築工事であります。

工事の内容につきましては、追加提出案件資料に記載のとおりでございます。

契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札、総合評価落札方式であります。

追加提出案件参考資料6 ページの入札結果を御覧ください。総合評価落札方式では、入札参加者は価格及び実績等をもって入札をし、総合評価の方法によって得られた数値、評価値の最も高い者を落札候補者とする事としております。入札参加者が事前に提出しました実績等の各評価項目を点数化しまして、その得点の合計である加算点を標準点に加えた点数、こちらが(A)の数値となります。なお、加算点につきましては、企業の技術力、実績、経験等に対する評価が満点2.5点、配置予定技術者の技術力、実績、経験等に対する評価が満点2.5点、企業の地域社会に対する貢献度評価が満点5点の合計点数10点が加算点の最高点数となっております。(A)の数値を(C)で除し算出した結果、評価値の最も高い入札者が第1落札候補者となります。さらに、右上に低入札価格調査対象工事とありますのは、(B)の入札額が標準基準価格を下回ったため、当該契約の内容に適合した施工が可能か否かについて低入札価格調査を行ったものであります。なお、標準基準価格の算定式、値については非公表としており、低入札価格調査対象になった工事につきましては(C)の評価値算出価格は評価基準価格と同額となるため、会津美里町低入札価格調査事務処理試行要領第5条第2項により非公開とすると規定しているため表示しておりません。

会津美里町低入札価格調査事務処理試行要領第8条第1項並びに第3項に基づき、生涯学習課において当該落札候補者から提出された関係書類の確認、事情聴取を行いました。その結果、配置すべき主任技術者、監理技術者の同等以上の資格者2名が資格を有すること、工事費の内訳書では著しい安価な工種はなく一定の額が確保されていること、資材購入業者や下請業者とは長年の信頼関係により、全面的な協力体制により施工が可能であること、過去に低入札受注工事はないものの、受注した工事全て問題なく竣工していることなどを確認いたしました。

以上、調査の結果を会津美里町低入札価格調査委員会の審議に付し、第1落札候補者の入札価格は当該入札価格で適正な工事履行が可能であると判断があったところであります。よって、契約金額2億6,939万円、福島県大沼郡会津美里町字水戸乙2375番地、株式会社丸庄工務所、代表取締役、荒川英紀を契約の相手方とするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第49号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第50号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第5、議案第50号 本郷生涯学習センター改修工事（電気設備工事）請負契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

生涯学習課長、福田富美代君。

〔生涯学習課長（福田富美代君）登壇〕

○生涯学習課長（福田富美代君） それでは、議案第50号 本郷生涯学習センター改修工事（電気設備工事）請負契約についてご説明いたします。

追加議案書2ページ、追加提出案件資料1ページ下段から2ページ上段、追加提出案件参考資料7ページを御覧ください。本案は、本郷生涯学習センター改修工事（電気設備工事）請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、本郷生涯学習センター改修工事、電気設備工事であります。

工事の内容につきましては、追加提出案件資料に記載のとおりであります。

契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札、総合評価落札方式であり、また対象工事の設計金額が基準額1億円以上を上回ったため、特定建設工事共同企業体を結成していただいたの入札参加となります。

追加提出案件参考資料7ページの入札結果を御覧ください。総合評価の方式によって得られた数値、評価値の最も高い富士・ハヤト特定建設工業共同企業体を落札候補者としたものであります。また、

右上に低入札価格調査対象工事とあります。(B)、入札額が標準基準額を下回ったため、当該契約の内容に適合した施工が可能か否かについて低入札価格調査を行ったものであります。なお、低入札価格調査対象となりましたので、(C)、評価値算出価格は標準基準額と同額となるため、規定に基づき非公開としておるものであります。

会津美里町低入札価格調査事務処理試行要領第8条第1項並びに第3項に基づき、生涯学習課において当該落札者から提出された関係書類の確認、事情聴取を行いました。その結果、配置すべき主任技術者、監理技術者の同等以上の資格者2名が資格を有すること、工事費の内訳書では著しい安価な工種はなく、一定の額が確保されていること、資材購入業者や下請業者とは長年の信頼関係により、全面的な協力体制により施工が可能であること、令和元年度に低入札受注工事においては無事に竣工しておりまして、その他受注した工事全て問題なく竣工していることなど確認いたしました。

以上、調査の結果を会津美里町低入札価格調査委員会の審議に付し、第1落札候補者の入札価格は当該入札価格で適正な工事履行が可能であると判断があったところであります。よって、契約金額1億2,551万円、契約の相手方、富士・ハヤト特定建設工業共同企業体、代表構成員、福島県会津若松市明和町1番48号、株式会社富士工業商会、代表取締役、中島則弘、構成員としまして、福島県大沼郡会津美里町穂馬字堀ノ内甲559番地、株式会社ハヤト、代表取締役、遠藤秀一とするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第50号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

皆様方にお諮りします。間もなく昼食の時間となりますが、追加議事日程全部終了するまで延刻したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、追加議案終了まで延刻いたします。

○議案第51号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第6、議案第51号 本郷生涯学習センター改修工事（機械設備工事）請負契約についてを議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

生涯学習課長、福田富美代君。

〔生涯学習課長（福田富美代君）登壇〕

○生涯学習課長（福田富美代君） それでは、議案第51号 本郷生涯学習センター改修工事（機械設備工事）請負契約についてご説明いたします。

追加議案書3ページ、追加提出案件資料2ページ中段、追加提出案件参考資料8ページを御覧ください。本案は、本郷生涯学習センター改修工事（機械設備工事）請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、本郷生涯学習センター改修工事、機械設備工事であります。

工事の内容につきましては、空調設備更新、トイレの洋式化等でございます。

契約の方法は、事後審査型制限付一般競争入札、総合評価落札方式であり、また対象工事の設計金額が基準額を上回ったため、特定建設工事共同企業体の対象工事となったものであります。

追加提出案件参考資料8ページの入札結果を御覧ください。総合評価の方法によって得られた数値、評価値の最も高い会津ガス・川嶋厨房設備特定建設工業共同企業体を落札候補者としたものであります。よって、契約金額は1億4,828万円であります。契約の相手方、会津ガス・川嶋厨房設備特定建設工業共同企業体、代表構成員、福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神325番地1、会津ガス株式会社、代表取締役社長、相馬祥平、構成員、福島県大沼郡会津美里町下堀字中川498番地、有限会社川嶋厨房設備、代表取締役、川嶋一雄とするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番、渋井清隆議員。

○9番（渋井清隆君） では、質問させていただきます。

会津美里町の事後審査型制限付一般競争入札要領がございます。しかしながら、この工種の内容、機械設備工事という工種はここの中にはないのですが、何をもって機械設備工事としたのか、その理由をお聞かせ願いたい。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの渋井議員の質問にお答えいたします。

今回本工事を分離発注といたしました。一括発注の場合、建築一式工事と該当しているところであり、それぞれ一括とした場合、建築一式工事の中に電気設備、管工事も併せて発注することになっております。しかし、今回分離発注させていただきました。その中で、町のほうでは確かに建築一式工事、電気工事、管工事ということで工種となっているところではありますけれども、これを分離発注したことによりまして、福島県建築関係工事特記仕様書の一般共通事項の適用基準において建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3つに分かれていることから、それぞれ表記を今回に関しましては機械設備工事としたものであります。しかしながら、公告におきまして指定工種を機械設備工事としてございますが、要件としまして総合評点のところでは管工事の総合評価値を採用しているところがございます。

以上です。

○議長（横山知世志君） 9番。

○9番（渋井清隆君） さっぱり分からない答弁です。要は、あなたが言っているのは分かるのです。要するに建設工事の種類というのは2種類です。本来であれば29種類あるのです。それで、今言うように建築工事一式と土木工事一式という2種類、それ以外の27種類については専門工種なのです。今これあなた言っているのは専門工種を選んでいる。本来は建築工事一式と言われるのが本当なの、先ほどあなた言ったように。しかしながら、私言っているのは、町のここには入っていないの。町の要領の中には入っていないの。この前の私の通告でも工種については改正してやりますというような答弁もいただいたけれども、この自分たちでつくった中に入っていないのです。それでいて機械設備工事という告示、公告、要するにコクヒキ要領に基づく公告、これはちょっと意味が違うことになって、入札も一般競争入札ですから、誰でも650点以上持っていれば入れるのです。明確にここを言っておかないと入札の方法がおかしくなるといってませんかということで私は聞いているのです。種類なんか法律の中で決まっているから分かっているのです、そんなのは。町の要領に入っていないものをどうしてやったのですかというその理由を聞いているのです。いかがですか。もう一回きちんとした答弁いただきたい。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの渋井議員の再度のおたただしではございますが、町の事後審査型制限付一般競争入札の取扱い要領につきましては、先ほど議員おただしのようにより建築一式工事、電気工事、管工事というようなところの区分で規定されているところではございます。今回、再度ちょっと繰り返しにはなってしまいますけれども、一応県においては一般的により建築工事、電気設備工事、機械設備工事として工種ごとに発注しているということの例によりまして、今回分離発注したことによりまして、今回建築工事、電気設備工事、機械設備工事としたものでございます。

○議長（横山知世志君） ちょっと休憩します。

休 憩 （午前 11 時 59 分）

再 開 （午後 零時 01 分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 大変申し訳ありませんでした。再度お答えさせていただきたいと思っております。

このたびそれぞれ建築工事、電気設備工事、機械設備工事として入札のほうを執行させていただきましたけれども、やはり建築工事については町の規定による建築一式工事、また電気設備工事については町の規定の電気工事、また機械設備工事については町規定の管工事と認識しているところではあります。今回福島県仕様書の規定によりまして、指定工種をそれぞれ今回建築工事、電気設備工事、機械設備工事としたところでありまして、入札、さらには契約自体には問題ないと考えているところではあります。このたび町の規定の要領と異なる工種により執行しておりますので、今回を踏まえまして、きちんと今後注意したいと思っております。

○議長（横山知世志君） 9 番。

○9 番（渋井清隆君） 行政ですから、自分でつくったやつにないものを県がやっているからって県を準用するということの規定はないです。町は町の、地方自治体の考え方でやるべきなのです。ちゃんと入札の云々というのは、法律で定まっているものは一般競争入札、指名競争、随意契約、この3つしかないのです。自治法で定まっているのは。ですから、運用面というやつは法律に伴ったものに従っていかなければならない。県のほうにまねたというのは、それは県はやっていけるけれども、町は、ここあなたたちがつくった要領には書いていないの。やるのであるならば、要領等を変えた上で執行すべきなの。後づけでやったでは、何でも後づけでも駄目ですよ。教育長、ちょっとお聞きしたいのだけれども、いかがですか、教育者の立場で。

○議長（横山知世志君） 教育長、歌川哲由君。

○教育長（歌川哲由君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおりかというふう存じます。今後規定にのっとった事務処理がなされるよう、私としても監督してまいりたいというふうに思っております。

○議長（横山知世志君） 12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 先ほどの答弁、どうして今回そういうふうにしたのだという理由言っていないのです。県のほうの仕様書を使ったと言いますけれども、何でそうしたのだということを言っていないのです。そこが大事なところなのです。理由があるはずですから。議長、その辺しっかり采配してください。

○議長（横山知世志君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福田富美代君） 今ほどの根本議員の質問にお答えいたします。

今回の工事において分離発注したことによりまして、建築一式工事については福島県建築関係工事特記仕様書の一般共通事項の適用基準において、建築工事、電気設備工事、機械設備工事と3つに分かれていることからこれを採用したものであります。このたび県のほうの基準に基づいて執行したことについては、今後反省しまして、町規定に沿って行ってまいりたいと思います。

○議長（横山知世志君） 副町長、佐々木吉一君。

○副町長（佐々木吉一君） 根本議員のご質問は、なぜ分離発注にしたのだと……

〔何事か言う人あり〕

○議長（横山知世志君） だから、そのことで答弁でしょう。

○副町長（佐々木吉一君） そうです。

○議長（横山知世志君） 副町長、今のそこで採用した理由について知りたいということですので、その部分について。

副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 再度お答えします。

まず、機械設備工事というような形にしたその大きな理由といたしましては、まず本郷庁舎を生涯学習センターにするに当たりましていろいろな、先ほど2つの契約がありましたけれども、建築工事、あと電気工事等ございます。大きな工事になってきますので、その工事をより確実にするためには、やはり先ほど言いましたけれども、分離発注という。では、なぜ町の要領にない機械設備というような工事を使ったのだということでございますが、そこにおきましては正直申し上げまして町の要領がそこまで追いついていないというのが事実だと思います。ただ、やはり工事を考えたときに、分けたほうがいいということで県の基準を採用させていただいたというようなことでございます。なお、町の要領については、その他の不備といいますか、不足の点がございますので、今現在改正すべく事務作業に入っているところでございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 渋井議員、よろしいですか。

○9番（渋井清隆君） それは理由にならないと思います。基本的には先ほども言ったように全部要領を直してから執行するのでしょうか。それをなぜこういう早とちりなことをやるのですかと。それと、この要領、であれば県のあれした、これしたというならば、総価評定数も650点でないようにすんなんねべした。650点というのは町で決めたりする通信簿です。県に合わせるべきだ、みんな。どうなのですか、そこは。

○議長（横山知世志君） 副町長。

○副町長（佐々木吉一君） 渋井議員おっしゃるとおりだと思います。ただ、先ほども言いましたけれども、町の要領自体がそこまで追いついていないというのも事実でございます。そこで、県に合わせたということですが、一番その根底にあるのは、この工事自体を分離発注するというようなことで分けたというのが一番重点といたしますか、重きを置いたところでございます。その要領の不足の部分については県に倣わせていただいたということでございます。

○議長（横山知世志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ないようでしたらば、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第51号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○同意第1号の議題、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第7、同意第1号 会津美里町監査委員（議会選出）の選任につ

き同意を求めることについてを議題といたします。

本案については、地方自治法第117条の規定により山内豪君の退席を求めます。

〔5番（山内 豪君）退席〕

○議長（横山知世志君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより同意第1号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、山内豪君の入場を許可いたします。

〔5番（山内 豪君）入場〕

○議長（横山知世志君） 山内豪君に申し上げます。

同意第1号 会津美里町監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについては全会一致で同意されましたことをお知らせいたします。

○発議第2号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 追加日程第8、発議第2号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書を議題といたします。

本件に対する提案者からの趣旨説明を求めます。

12番、根本謙一君。

〔12番（根本謙一君）登壇〕

○12番（根本謙一君） それでは、私のほうから趣旨説明をさせていただきます。

それでは、「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒への十分な就学支援を求める意見書について、この議案を別紙のとおり会津美里町議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

趣旨を申し上げます。東日本大震災から11年が経過しました。今日においても経済的な支援を必要とする子供たちは多く、子供たちの就学、修学のためには長期的な支援がなくてはなりません。福島復興、再生に向けて手厚い支援が実施されていますが、引き続き被災者に寄り添う被災児童生徒就学支援等事業による就学支援は必要であります。

よって、下記の事項、1、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学、修学を保障するため、令和5年度においても全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うことの実現に向けて、地方自治法第99条に基づき意見書を提出するものです。

提出先としましては、復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣としております。

以上でございます。よろしく議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（横山知世志君） 趣旨の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第2号を電子採決システムにより採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタン、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上をもちまして本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和4年会津美里町議会定例会6月会議を散会いたします。

散 会 （午後 零時17分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年 月 日

議 長 横 山 知 世 志

議 員 根 本 剛

議 員 横 山 義 博